

傷害総合保険

ご契約のしおり

傷害総合保険普通保険約款および特約



このご契約のしおりは、2020年4月1日以降に保険期間を開始するご契約を対象にしています。

なお、特定感染症を補償する特約について、新型コロナウイルス感染症についても補償対象とする改定を行いました。

はじめに

内容のご確認を

この「ご契約のしおり」は、「傷害総合保険」についての大切なことがらが記載されていますので、「普通保険約款・特約」とあわせてご一読のうえ内容をご確認ください。

大切に保管を

この「ご契約のしおり」は、保険証券と共に大切に保管いただきますようお願いいたします。

ご質問、ご要望などは

ご不明な点、お気付きの点などがありましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

- 保険金は、「普通保険約款・特約」によってお支払いします。必ずこの「ご契約のしおり」とあわせて「普通保険約款・特約」もお読みください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

— 個人情報のお取扱いについて —

弊社は、お客様の個人情報の取扱いに関し、下記のとおり定め、お預かりした個人情報を適切に取扱うとともに、その安全管理に努めます。

1. この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。
 - (1) 弊社の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
 - (2) 弊社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内
2. 弊社は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。
3. 次の(1)から(4)までの取扱いに限定して、弊社はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込みください。

なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。

 - (1) 前記1. において、弊社の提携先企業への提供
 - (2) 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、再保険会社への提供
 - (3) 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げるとおり損害保険会社等の間での確認・共用
 - ① この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等の間で共用いたしません。
 - ② 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認いたします。
※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。
 - (4) 利用目的の達成に必要な範囲内において、弊社代理店を含む業務委託先への提供
4. ご契約のお引受けや管理、保険金支払いのご案内等のために、お客様の連絡先へSMS（ショートメッセージサービス）にて、ご連絡（配信）することがあります。
5. 弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、弊社ホームページ (<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>) をご覧ください。

● 目 次 ●

ご契約のしおり

I	契約締結前における確認事項	4
1	保険用語のご説明	4
2	傷害総合保険の特徴	6
3	傷害総合保険の補償内容	8
II	契約締結時における注意事項	17
1	申込書のご確認について	17
2	契約申し込みの撤回等（クーリングオフ）	18
III	契約締結後における注意事項	20
1	保険証券等の確認・保管	20
2	ご契約内容の変更および解約等について	21
3	事故が起こったときの手続き	23
IV	その他ご留意いただきたいこと	26

普通保険約款・特約

普通保険約款・特約	31
普通保険約款	34
特約	63

1 保険用語のご説明

主な保険用語についてご説明します。

なお、普通保険約款や特約等の文中で、下表の内容より詳細なご説明、または一部異なる定義をしている場合があります。この場合は、普通保険約款や特約等の記載が優先されますのでご注意ください。

用語	ご説明
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か 解除	弊社からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
解約	ご契約者からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
き 危険	ケガまたは損害等の発生の可能性をいいます。
急激かつ偶然な外来の事故	<p>(1)「急激」とは、突発的に発生することをいいます。ケガの原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」からの結果としてのケガまでの過程が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。</p> <p>(2)「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険でいう偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。</p> <p>(3)「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。</p> <p>※「急激かつ偶然な外来」の条件を満たす事故には、例えば次のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆家庭生活で起きる事故 ◆お勤め先や通勤途上の事故 ◆スポーツや旅行の事故 ◆スキーによる骨折 ◆交通事故 ◆工場などで作業中の事故 ◆火災や爆発 ◆転倒 ◆はしごなど高いところからの墜落 <p>※「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くケガには、靴ずれ、しもやけ、日やけ、各種職業病などがあります。</p> <p>※賠償責任保険金等のお支払いの対象となる事故については、上記とは異なりますので、「3 傷害総合保険の補償内容 1. 基本的となる補償（しおり P. 8～13）」をご覧ください。</p>
け ケガ	<p>「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。</p> <p>※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。</p>

こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	交通事故	(1) 被保険者が、運行中の交通乗用具に搭乗していない場合 ① 運行中の交通乗用具との衝突・接触等 ② 運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等 (2) 被保険者が、運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗しているとき、または駅構内などの改札口の内側にいるときに被った急激かつ偶然な外来の事故 (3) 被保険者が、道路通行中に被った次の事故 ① 工作用自動車との衝突・接触等 ② 工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等 (4) 交通乗用具（積載物を含む）の火災
	交通乗用具	自動車、自転車、原動機付自転車、電車、航空機、船舶などのほか、モノレール、ロープウェイ、ヨット、モーターボート、エレベーター、エスカレーター、車いす、シニアカーなども含まれます。
	告知義務	ご契約時に、保険契約上の危険に関する重要な事項を正しく弊社にお申し出いただかなければならないご契約者・被保険者の義務をいいます。
	ご契約者（保険契約者）	ご契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。
し	始期日	保険期間の開始日をいいます。
た	他の保険契約等	傷害保険・傷害疾病保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。
ち	治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
	通知義務	ご契約後や保険期間の途中で保険契約上の危険に関する重要な事項に変更が生じた場合、その事実・変更内容を弊社に遅滞なくご通知いただかねばならないご契約者・被保険者の義務をいいます。
と	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、内縁関係を含みます。
ひ	被保険者	ご契約いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。
ふ	普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険金	事故が発生した場合に、弊社がお支払いする補償額をいいます。
	保険金額	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
ま	満期日	保険期間の終了日をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

2 傷害総合保険の特徴

1. 保険金のお支払い対象となる主な事故

傷害総合保険は、被保険者が、「急激かつ偶然な外来の事故」によって被ったケガに対して保険金をお支払いする商品です。

(普通保険約款 第2章傷害条項第1条)

2. 商品の仕組み

傷害総合保険の基本となる補償、自動的にセットされる主な特約(自動セット特約)、ご契約時のお申し出によりセットすることができる主な特約(任意セット特約)は次のとおりです。

基本となる補償		セットできる主な特約 (任意セット特約)	
個人向けプラン	マイセル コース	ケガの補償 ^(注1) +【自動セット特約】 ・入院保険金、手術保険金および通院保険金支払対象期間短縮特約(180日) ・通院保険金支払限度日数変更特約(30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・天災危険補償特約 ・携行品損害補償特約 ・部位・症状別保険金支払特約 ・個人賠償責任補償特約 ・特定感染症危険補償特約(葬祭費用あり)
	シニア向け コース	ケガの補償 ^(注1) +【自動セット特約】 ^(注2) ・天災危険補償特約 ・携行品損害補償特約 ・部位・症状別保険金支払特約	<ul style="list-style-type: none"> ・個人賠償責任補償特約
	ゴルフ コース	ケガの補償 ^(注3) +【自動セット特約】 ^(注4) ・ゴルフ危険のみ補償特約 ・入院保険金、手術保険金および通院保険金支払対象期間短縮特約(180日) ・通院保険金支払限度日数変更特約(30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症危険補償特約 ・個人賠償責任補償特約^(注5) ・携行品損害補償特約^(注6) ・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
家族向けプラン	ファミリーコース 配偶者対象外コース	ケガの補償 ^(注1) +【自動セット特約】 ・家族特約 [ファミリーコースの場合] ・家族特約(夫婦用) [カップルコースの場合] ・家族特約(配偶者補償対象外用) [配偶者対象外コースの場合] +【自動セット特約】 ・入院保険金、手術保険金および通院保険金支払対象期間短縮特約(180日) ・通院保険金支払限度日数変更特約(30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・天災危険補償特約 ・携行品損害補償特約 ・個人賠償責任補償特約 ・特定感染症危険補償特約(葬祭費用あり)

(注1) 交通事故等によるケガのみに限定したコースもご用意しています。

(注2) 「シニア向けコース」では、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金および介護保険金はお支払いの対象外となりますのでご注意ください。

- (注3) ゴルフ場敷地内におけるゴルフの練習、競技または指導中のケガが対象となります。
- (注4) 「ゴルフコース」では、介護費用保険金、被害事故補償保険金はお支払いの対象外となります。
- (注5) 被保険者ご本人が行うゴルフの練習、競技または指導に伴って生じた事故のみが対象となります
- (注6) ゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損のみが対象となります。

〈前頁以外の主な特約〉

- 自動的にセットされる特約【自動セット特約】
 ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

3. 各プランにおける被保険者の範囲

家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

プラン	コース	被保険者の範囲		
		本人 ^(注1)	配偶者	その他のご家族 ^(注2)
個人向けプラン	マイセルフコース	○	-	-
	シニア向けコース	○	-	-
	ゴルフコース	○	-	-
家族向けプラン	ファミリーコース	○	○	○
	カップルコース	○	○	-
	配偶者対象外コース	○	-	○

(注1) 申込書の被保険者欄に記載されている方

(注2) 「ファミリーコース」では、本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

「配偶者対象外コース」では、配偶者以外の本人の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

個人賠償責任補償特約ならびに受託品賠償責任補償特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。(プラン共通^(注1))

- ◆本人
- ◆本人の配偶者
- ◆本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
- ◆(個人賠償責任補償特約のみ) 上記のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1) 「ゴルフコース」では、本人の配偶者および本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子は被保険者に含みません。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の親族に限ります。

4. 傷害総合保険の約款構成

「傷害総合保険」の普通保険約款は次のとおり構成されています。

- 第1章 用語の定義条項
- 第2章 傷害条項
- 第3章 被害事故補償条項
- 第4章 基本条項

3

傷害総合保険の補償内容

1. 基本となる補償

基本となる補償について説明しています。詳しくは、普通保険約款および特約の該当箇所をご参照ください。

(1) 普通保険約款の補償内容について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 ⇒普通保険約款第2章第4条、第9条	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のないときは被保険者の法定相続人)にお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	⇒普通保険約款第2章第2条、第3条 ① 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ② 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ ③ 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑤ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによるケガ ⑥ 山岳登はん ^(注1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(注2) 操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(注3) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動によるケガ (注1)「山岳登はん」とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。 (注2)航空機にはグライダーおよび飛行船を含みません。 (注3)「超軽量動力機」とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等を含みます。)を含みません。
後遺障害保険金 ⇒普通保険約款第2章第5条	事故によるケガのため、事故の発生日からその日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金 ⇒普通保険約款第2章第6条	事故によるケガのため、入院された場合	事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。	
手術保険金 ⇒普通保険約款第2章第6条	事故によるケガの治療のために、事故の発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額×5 ただし、1事故に起因するケガについて1回の手術に限ります。	

<p>通院保険金 ⇒普通保険約款第2章第7条</p>	<p>事故によるケガのため、通院された場合</p>	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数1日につき30日を限度として通院保険金日額をお支払いします。</p>	<p>⑦ 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑧ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など</p>
<p>介護保険金 ⇒普通保険約款第2章第8条</p>	<p>事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、医師の診断により約款に規定する要介護状態と認められた場合</p>	<p>事故の発生の日から181日目以降の要介護期間に対して、要介護状態であるかぎり、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。（要介護期間に端日数がある場合は、日割計算します。）</p>	<p>など</p>
<p>被害事故補償保険金 ⇒普通保険約款第3章第1条、第5条、第7条</p>	<p>犯罪被害による事故（人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故）またはひき逃げによる事故のため、死亡または重度の後遺障害を被った場合</p>	<p>逸失利益や精神的損害等の実際の損害額（普通保険約款に規定する算定基準によります。）から、次の項目がある場合には、その金額を差し引き、1回の事故につき、被害事故補償保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ① 自賠償保険等からの給付 ② 対人賠償保険（共済）からの給付 ③ 加害者等から取得した賠償金 ④ 労働者災害補償制度による給付 ⑤ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 ⑥ その他同種の保険（共済）からの給付</p>	<p>⇒普通保険約款第3章第2条、第3条、第4条 ① 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ③ 戦争（テロ行為を除きます。）、暴動などによる事故 ④ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑤ 被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故 (1)被保険者の配偶者 (2)被保険者の直系血族 (3)被保険者の3親等内の親族 (4)被保険者の同居の親族 など</p>

(2) 主な特約の補償内容について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>個人賠償責任 ⇒個人賠償責任補償特約</p>	<p>被保険者およびそのご家族が、国内、国外を問わず次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>① 被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>② 被保険者およびそのご家族の日常生活に起因する偶然な事故</p>	<p>1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、保険金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。</p> <p>※1 損害賠償責任の全部または一部を承認しよときは、あらかじめ弊社にご相談ください。</p> <p>※2 他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>① 故意、暴行、殴打による損害賠償責任</p> <p>② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った損害賠償責任</p> <p>③ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>④ 戦争（テロ行為を除きます。）、暴動などによる損害賠償責任</p> <p>⑤ 同居の親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥ 心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦ 自動車、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ 他人から借りたり、預かったりした物に生じた損害賠償責任 など</p>
<p>受託品賠償責任 ⇒受託品賠償責任補償特約</p>	<p>被保険者が受託した財物（以下「受託品」といいます。）が、国内または国外で損壊または盗取され、受託品について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>※受託品は日本国内で受託した財物に限ります。また、次のものは受託品に含まれませんのでご注意ください。</p> <p>①通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、通帳②貴金属、宝石、書画、骨董、美術品③自動車、バイク、船舶、航空機④鉄砲、刀剣⑤山岳登山、リュージュ、</p>	<p>被保険者の負担する損害賠償金および費用（訴訟費用など）の合計金額をお支払いします。ただし、損害賠償金については、自己負担額（1事故につき5,000円）を差し引いた額とし、1回の事故につき、受託品賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>なお、お支払いする保険金の額は、保険期間を通じて受託品賠償保険金額が限度となります。</p>	<p>① 故意による損害賠償責任</p> <p>② 受託品が委託者に引き渡された後に発見された損壊</p> <p>③ 受託品について、取り扱い上の注意に著しく反したり、本来の用途以外に受託品を使用したことによる損害賠償責任</p> <p>④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任</p> <p>⑤ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑥ 同居の親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑦ 自然の消耗または性質による変質・変色、欠陥</p> <p>⑧ ねずみ食い、虫食い、屋根、扉、窓等から入る雨、雪または雹による損壊</p> <p>⑨ 電氣的・機械的事故 など</p>

	スカイダイビング、ハングライダーなどを行っている間に使用する道具など		
部位・症状別保険金 ⇒部位・症状別保険金支払特約	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を必要とした場合	① 治療日数の合計が1日以上で、かつ、5日未満の場合は、部位・症状別保険金額を1倍した額をお支払します。 ② 治療日数の合計が5日以上の場合には、部位・症状別保険金額に、傷害を被った部位・症状に対する保険金支払倍率（5～120倍）を乗じた額をお支払いします。	* (1) 普通保険約款の補償内容について 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金・手術保険金、通院保険金、介護保険金と同じ
携行品損害 ⇒携行品損害補償特約	外出中に偶然な事故により、被保険者が所有し携行する身の回り品（携行品）に損害が生じた場合 ※次のものは携行品に含まれませんのでご注意ください。 ①船舶・航空機・自動車・バイク・ゴーカート②自転車・サーフボード・ラジコン模型③携帯電話・携帯型パソコン④義歯・コンタクトレンズ・眼鏡⑤動物・植物⑥手形、印紙、切手⑦預金証書・クレジットカードなど	被害物の時価 ^(注1) を基準に算定した損害額から自己負担額（1事故につき3,000円） ^(注2) を控除した額をお支払します。 ただし、お支払いする保険金の額は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 (注1)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。 (注2)ゴルフ危険のみ補償特約がセットされている場合は、免責金額はありません。 ※1個、1組または1対のものについては10万円、現金・乗車券・宿泊券などについては合計して5万円を限度とします。	① 故意または重大な過失による事故 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ③ ねずみ食い、虫食い ④ 自然の消耗または性質による変質・変色、欠陥 ⑤ 機能に支障なき擦傷・塗料のはがれ等 ⑥ 電氣的・機械的事故、置き忘れまたは紛失など

<p>救援者費用 ⇒救援者費用等補償特約</p>	<p>次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合</p> <p>② 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合</p> <p>③ 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要などが警察などにより確認された場合</p> <p>④ 被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅外において、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合</p>	<p>保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が支出した次の費用をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は保険期間を通じて救援者費用保険金額が限度となります。</p> <p>① 捜索救助費用</p> <p>② 現地^(注)に赴く被保険者の親族の交通費(2名分まで)、現地^(注)でのホテル客室料(2名分までかつ1名につき14日分まで)</p> <p>③ 現地^(注)からの移送費用</p> <p>④ 諸雑費(左記①から④に該当する事由が国外で発生した場合20万円限度、左記①から④に該当する事由が国内で発生した場合3万円限度)</p> <p>(注)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>* (1)普通保険約款の補償内容について 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金・手術保険金、通院保険金、介護保険金と同じ</p>
<p>キャンセル費用 ⇒キャンセル費用補償特約</p>	<p>被保険者、被保険者の配偶者または1親等以内の親族の死亡、傷害、疾病による入院により、被保険者が予約していた特定のサービス(旅行など)の提供を受けられなくなった場合</p>	<p>サービスをキャンセルした場合に払戻しを受けられない費用または支払いを要する費用に対して、キャンセル費用保険金額を限度にお支払いします(自己負担額は、1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%のいずれか大きい額)。</p> <p>ただし、お支払いする金額は保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度となります。</p>	<p>① 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故</p> <p>② 提供されるサービスが職務遂行に係るものである場合</p> <p>③ 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転による事故</p> <p>④ 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故</p> <p>⑥ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる事故</p> <p>⑦ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの</p>

<p>ホールインワン・アルバトロス費用 ⇒ホールインワン・アルバトロス費用補償特約</p>	<p>日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技^(注)中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合^(注)「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上と伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p>	<p>1回の達成につき、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度に、慣習上負担する次の費用をお支払いします。 ① 贈呈用記念品購入費用(現金、有価証券、商品券などは除きます。) ② 祝賀会費用 ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用 など</p>	<p>① ゴルフの競技または指導を職業としている者の行ったホールインワン・アルバトロス ② ゴルフ場の経営者あるいは従業員がそのゴルフ場で行ったホールインワン・アルバトロス ③ 日本国外でのホールインワン・アルバトロス など</p>
---	---	---	--

2. その他の主な特約

(1) 交通事故傷害危険のみ補償特約

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金について、支払い対象となるケガを特約に定める「交通事故等によるケガ」に限定する特約です。

(2) ゴルフ危険のみ補償特約

国内外のゴルフ場（ゴルフ練習場を含みます。）敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に発生した事故に限り保険金をお支払いします。

(3) 就業中のみの危険補償特約（事業主・役員付保用）

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金について、支払い対象となるケガを「職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被ったケガ」に限定する特約です。

(4) 天災危険補償特約

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金について、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ」を支払いの対象に含める特約です。

(5) 熱中症危険補償特約

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金について、「日射または熱射による身体の障害」を支払いの対象に含める特約です。

(6) 特定感染症危険補償特約（葬祭費用補償）

被保険者が特定感染症^(注)で発病された場合に、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等をお支払いします。また、特定感染症^(注)発病のため被保険者が死亡されたことにより、親族が負担された葬祭費用に対して300万円を限度として保険金をお支払いします。

(注) 補償の対象となる「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に定める一類感染症から三類感染症、新型コロナウイルス感染症および政令で定める指定感染症で、具体的には次のとおりです。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限りません）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清型がH5N1またはN7N9であるものに限りません）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含む）、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限りません）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。）であるものに限りません。）

(2021年2月現在)

(7) 事業主費用補償特約

ご契約者を企業等、被保険者を企業等の従業員の方等とするご契約で、死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いする場合に、ご契約者である事業主が臨時に負担する費用をお支払いする特約です。

3. 補償の重複に関するご注意

次の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約した時や、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になった時などは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

- ◆ 個人賠償責任補償特約（自動車保険・火災保険等）
- ◆ 携行品損害補償特約（家庭用火災保険等）
- ◆ ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約（ゴルファー保険等）

4. 保険金額の設定

- (1) お客様が実際にご契約する保険金額については、申込書の保険金額欄、普通保険約款および特約でご確認ください。
- (2) 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
- (3) 個人契約または被保険者5名以下の団体契約で次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額の上限額は、他の保険契約等と合算して、被保険者1名につき1,000万円です。ご注意ください。
 - ① 被保険者の年齢が保険期間開始時点で満15才未満の場合
 - ② ご契約者と被保険者が異なり、かつ、被保険者の同意がない場合
- (4) 「家族向けプラン」の場合、配偶者および親族の死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約等と合算し、被保険者1名につき1,000万円が上限額です。

5. 保険期間および補償の開始・終了時期

- (1) 保険期間 : 1年間（1年超の長期契約や1年未満の短期契約も可能）
- (2) 補償の開始 : 始期日の午後4時（これと異なる時刻が申込書に記載されている場合は、その時刻）
- (3) 補償の終了 : 満期日の午後4時
（普通保険約款 第4章基本条項第1条）

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1) 保険料決定の仕組み
保険料は保険金額、保険期間、本人の職業・職務（交通事故等

によるケガのみに限定したコースの場合を除きます。)等により決定されます。お客様が実際にご契約する保険料については、申込書の保険料欄をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

ご契約の保険料は、現金または口座振替で払い込むことができます。なお、払込方法は一時払と複数に分けて払い込む分割払があります。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

〈ご契約時に保険料を払い込む方法の場合〉

保険期間が開始した後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料の集金方法が口座振替の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込みください。保険料払込期日の翌月末日（口座振替の場合で、故意および重過失がないときは翌々月末日）までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は、始期日以降に発生した事故）に対しては、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。なお、分割払のご契約の場合で、死亡保険金をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

7. ご契約が無効となる場合

ご契約の際、次の事実がある場合は、ご契約は無効となりますのでご注意ください。

- (1) ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。
- (2) ご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、法定相続人以外の方を死亡保険金受取人に定める場合に被保険者の同意を得なかったとき。

(普通保険約款 第4章基本条項第5条)

8. ご契約が取消となる場合

ご契約締結時に、ご契約者または被保険者、保険金を受け取るべき者による詐欺または脅迫の行為があったご契約は、弊社は取り消すことができます。

(普通保険約款 第4章基本条項第7条)

9. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

10. 共同保険契約

複数の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約の場合、各引受保険会社は連帯せずに独立して保険責任を負担し、幹事保険会社はその他の保険会社を代理・代行して保険料の領収や保険金の支払い等を行います。

(共同保険に関する特約)

II

契約締結時における注意事項

1

申込書のご確認について

申込書にご署名いただく前に、次の事項をご確認ください。

1. 告知義務（申込書記載上の注意事項）

ご契約者および被保険者には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目のことです。この項目が事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込書の記載内容を必ずご確認ください。

なお、告知事項は次のとおりです。

プラン	告知事項
個人向けプラン	<ul style="list-style-type: none">・被保険者ご本人の生年月日・被保険者ご本人の職業・職務 (ゴルフプレー中や交通事故等によるケガのみに限定したコースの場合を除きます。)・他の保険契約等がある場合は、その内容・被保険者数（準記名式契約^(注1)の場合)
家族向けプラン	<ul style="list-style-type: none">・被保険者ご本人の生年月日・被保険者ご本人の職業・職務 (交通事故等によるケガのみに限定したコースの場合を除きます。)・他の保険契約等がある場合は、その内容
建設業者団体傷害総合保険 ^(注2) 事業所団体傷害総合保険 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none">・業種名・他の保険契約等がある場合は、その内容・被保険者数算出方式欄の内容

(注1) 準記名式契約特約がセットされた契約をいいます。

(注2) 建設業者団体傷害総合保険特約がセットされた契約をいいます。

(注3) 事業所団体傷害総合保険特約がセットされた契約をいいます。

(普通保険約款 第4章基本条項第2条、12条)

2. 死亡保険金受取人

(1) 特に死亡保険金受取人を定めなかった場合

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

(2) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合

被保険者の同意を確認するための署名等をいただきます。なお、ご契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、保険契約が無効となります。

※企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、ご契約者から被保険者（従業員等）のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

(3) ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合

被保険者の同意を確認するための署名等をいただきます。

ご契約者が個人で、かつ、保険期間が1年を超えるご契約の場合には、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(1) クーリングオフのお申し出ができる期間

お客様がご契約をお申込みいただいた日またはクーリングオフに関する説明書を最初に受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(2) クーリングオフのお申し出方法

クーリングオフされる場合は、上記期間内に必ず、弊社「お客様相談センター」宛に書面を郵送（8日以内の消印有効）いただくか、弊社ホームページ掲載の「お問い合わせフォーム」でご通知（8日以内の発信日有効）ください。

（注）ご契約を申し込まれた代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

(3) お払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフの場合には、既にお払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、取扱代理店または弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

ただし、ご契約が解除となった場合には、ご契約の始期日（ご契約の始期日以降に保険料が支払われたときは、弊社が保険料を受領した日）からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合があります。

(4) クーリングオフのお申し出ができない場合

次のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- ・ 保険期間が1年以内のご契約
- ・ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 質権設定されたご契約
- ・ 第三者の補償に供されているご契約
- ・ 通信販売により申し込まれたご契約

なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。


(5) 通知いただく事項

- ① ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ② ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、電話番号
- ③ ご契約を申し込まれた年月日
- ④ ご契約を申し込まれた保険の内容
 - ア. 保険種類
 - イ. 証券番号（申込書控の右上に記載してあります。）または領収証番号
- ⑤ ご契約を申し込まれた取扱代理店名・仲立人名

《クーリングオフ書面記載例》

宛 先

書 面

	1 0 2 0 0 7 4
東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル	
楽天損害保険株式会社 お客様相談センター 行	

下記の保険契約をクーリングオフします。

申込人住所 ○○○○○○○○○○

申込人氏名 ○ ○ ○ ○

電 話 番 号 ○○-○○○○-○○○○

契約申込日：○○年○月○日

保 険 種 類：○○○○保険

証 券 番 号：○○○○○○○○○○○○○
(または領収証番号：○○○○○○)

取扱代理店・仲立人名：○○代理店

《お問い合わせフォーム》

<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/contact/tabid/233/Default.aspx>
お問い合わせフォームの「お問い合わせ内容」欄に必要事項（※）を入力の上、送信ください。
（※必要事項は《クーリングオフ書面記載例（書面）》に記載している事項と同じです。）

Ⅲ

契約締結後における注意事項

1

保険証券等の確認・保管

保険料をお支払いいただきますと、団体契約の場合などを除き、弊社所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。

保険証券がお手元に届きましたら、保険証券の内容をご確認ください。ご契約内容等に誤りがございましたら、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

「傷害総合保険ご契約のしおり」はご契約の大切な事項を記載していますので、保険証券と共に大切に保管いただきますようお願いいたします。

2

ご契約内容の変更および解約等について

1. 通知義務等

(1) ご契約後、次の事項に変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。

ご通知がなかった場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

プラン	通知事項
個人向けプラン	・被保険者ご本人の職業・職務 ^(注1) (ゴルフプレー中や交通事故等によるケガのみに限定したコースの場合を除きます。) ・被保険者数(準記名式契約 ^(注2) の場合)
家族向けプラン	・被保険者ご本人の職業・職務 ^(注1) (交通事故等によるケガのみに限定したコースの場合を除きます。)
建設業者団体傷害総合保険 ^(注3) 事業所団体傷害総合保険 ^(注4)	・業種名

(注1) 新たに職業に就いた場合、職業をやめた場合を含みます。

(注2) 準記名式契約特約がセットされた契約をいいます。

(注3) 建設業者団体傷害総合保険特約がセットされた契約をいいます。

(注4) 事業所団体傷害総合保険特約がセットされた契約をいいます。

(2) 次の「補償対象外となる職業」に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、弊社からご契約を解除します。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競走選手、自転車競走選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

① 保険証券記載の住所を変更した場合

② 特約の追加など、契約条件を変更する場合

(普通保険約款 第4章基本条項第3条、4条、12条)

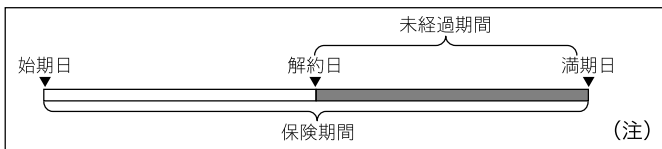
2. 解約返れい金

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社にすみやかに申し出ください。

(1) ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

(2) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(3) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



(注)「建設業者団体傷害総合保険」または「事業所団体傷害総合保険」等のご契約の場合には、上記の方法と異なりますので、取扱代理店または弊社にご相談ください。

(普通保険約款 第4章基本条項第15条)

3

事故が起こったときの手続き

1. 事故が起こった場合

この保険で補償される事故等が発生した場合には、すみやかに楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルまたは取扱代理店に事故の内容および保険証券番号等をご連絡ください。事故の発生の日から30日以内にご連絡がない場合、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので特にご注意ください。

事故の受付は

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

○受付時間:24時間・365日

○携帯電話からもご利用いただけます。

2. 弊社にご相談いただきたいこと

賠償責任を補償する特約をご契約の場合、賠償事故の示談交渉については、事前に弊社にご相談ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

なお、日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、弊社が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。^(注)

ただし、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- (1) 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- (2) 被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合
- (3) 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
など

(注)「示談交渉サービス」のご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

3. 保険金の請求時にご提出いただく書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の書類等をご提出いただく場合があります。

なお、保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。

ご提出いただく書類	書類の例
① 事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類	交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明 など
② 被保険者または保険の対象であることを確認するための書類	住民票、戸籍謄本、健康保険証(写) など
③ ケガまたは疾病の程度を証明する書類	診断書、レントゲン写真、MRI・CT画像 など
④ 被害が生じた物の価額や修理等に要する費用を確認できる書類	購入時の領収証、被害が生じた物の写真および修理見積書 など
⑤ 弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
⑥ 公の機関や関係先への調査のために必要な書類	個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書 など

4. 保険金の支払時期

弊社は、保険金の請求が完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いします。ただし、詳細な事故の原因・発生状況、事故とケガ・損害との関係、保険契約の有効性等の確認のために、特別な照会または調査が必要なケースでは、案件ごとに下表のとおり別途30日に変わる日数を設定する場合があります。その際は、30日を超過することをご通知いたします。

特別な照会または調査が必要なケース	日数
警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
後遺障害の認定に係る医療機関による診断や専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法が適用された災害の被災地域における確認のための調査	60日
日本国外における調査	180日

(普通保険約款 第4章基本条項第16条)

5. 代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないうちに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類等）をお伝えいただきますようお願いいたします。

〈代理請求できる方の範囲〉

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①の方がいない場合または①の方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②の方がいない場合または①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。

(普通保険約款 第2章傷害条項第12条)

IV

その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時の取扱い

- (1) 引受保険会社が経営破綻した場合、または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- (2) 引受保険会社が経営破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、次のとおり補償されます。
 - ① 保険期間が1年以内の場合には、保険金、解約返れい金等の80%（ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%）までが補償されます。
 - ② 保険期間が1年を超える場合には、保険金、解約返れい金等の90%までが補償されます。主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されている契約については、90%を下回ることがあります。

3. 重大事由による解除

この保険契約では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- (2) ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(普通保険約款 第4章基本条項第9条)

4. 被保険者による保険契約の解除請求

被保険者をご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者はご契約者に解除^(注)を求めることができます。この場合、ご契約者は解除^(注)しなければなりません（その被保険者に係る部分に限ります。）。

被保険者から解除^(注)のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または弊社にご通知ください。解除^(注)の条件やお手続方法等の詳しい内容については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(注) 被保険者からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。

(普通保険約款 第4章基本条項第10条)

5. ご契約のお引受け

- (1) 保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- (2) 弊社が、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 自動継続特約の説明

自動継続特約^(注1)とは、ご契約者と弊社との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合は、保険契約が満了する日と同一の内容^(注2)で毎年自動的に保険契約を継続するものです。

継続された保険契約の初日は継続前契約の保険期間が満了する日となり、保険期間は継続前契約と同一の期間となります。ただし、保険金請求が多発した場合等は、自動継続が中止となることがあります。また、自動継続は、原則として満期日の3か月前の日までにご契約者（または弊社）から申し出ることにより、中止することができます。

(注1) 自動継続特約とは傷害総合保険保険契約の継続に関する特約または傷害総合保険保険契約の継続に関する特約（年払契約用）をいいます。

(注2) 普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

7. 契約内容登録制度について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について、一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容を上記目的以外には利用しません。ご不明の点は、弊社までお問い合わせください。

(普通保険約款 第4章基本条項第20条)

傷害総合保険

普通保険約款および特約

普通保険約款・特約

適用される特約は、証券面の「特約」欄に表示されますので、その具体的内容について、本ご契約のしおりと対比してご参照ください。なお、ご契約の内容その他につきまして、おわかりになりにくい点、お気づきの点がございましたら、弊社までお問い合わせください。

傷害総合保険に自動的にセットされる特約

すべての傷害総合保険契約に、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」(テロ行為^(注)全般を補償の対象とする特約)が自動的にセットされます。詳しくは普通保険約款および特約の該当箇所をご覧ください。

本特約によって、テロ行為^(注)全般について保険金をお支払いいたします。

(本特約には、テロ行為^(注)が極めて恒常的、反復的に頻発するような事態となった場合に、ご契約者様へ48時間以前に予告させていただくことによって、特約の解除を行う場合があるとの規定を念のために設けさせていただいております。)

なお、本特約はあくまでテロ行為^(注)に限定して保険金をお支払いする内容となっておりますので、テロ行為^(注)ではない軍事力による戦争、外国の武力行使や内乱などは保険金のお支払いの対象となりません。

(注)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

◎傷害総合保険普通保険約款	34
◎特約	63
1. 交通事故傷害危険のみ補償特約	63
2. ゴルフ危険のみ補償特約	65
3. 自転車危険のみ補償特約	66
4. 家族特約	67
5. 家族特約（夫婦用）	70
6. 家族特約（配偶者補償対象外用）	73
7. 死亡保険金補償対象外特約	76
8. 後遺障害保険金補償対象外特約	76
9. 入院保険金および手術保険金補償対象外特約	76
10. 手術保険金補償対象外特約	76
11. 通院保険金補償対象外特約	76
12. 介護保険金補償対象外特約	76
13. 被害事故補償補償対象外特約	76
14. 天災危険補償特約	76
15. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、 通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約	77
16. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約	83
17. 熱中症危険補償特約	83
18. 業務上疾病補償特約	83
19. 就業中のみの危険補償特約（事業主・役員付保用）	84
20. 就業中の危険補償対象外特約	84
21. 管理下中の傷害危険補償特約	85
22. 学校管理下中補償対象外特約	85
23. 往復途上危険補償特約	86
24. 入院一時金支払特約	86
25. 部位・症状別保険金支払特約	87
26. 後遺障害等級限定（第3級以上）補償特約	89
後遺障害等級限定（第7級以上）補償特約	89
27. 入院保険金、手術保険金および通院保険金 支払対象期間短縮特約	90
28. 手術保険金の支払条件変更に関する特約	90
29. 入院保険金支払限度日数変更特約	93
30. 通院保険金支払限度日数変更特約	93
31. 個人賠償責任補償特約	94
32. 携行品損害補償特約	103
33. 受託品賠償責任補償特約	108
34. 救援者費用等補償特約	115
35. キャンセル費用補償特約	120
36. ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約	125
37. 家族ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約	130
38. 家族ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約 （夫婦用）	130
39. 家族ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約 （配偶者補償対象外用）	131
40. ホームヘルパー費用補償特約	131
41. 育英費用補償特約	135
42. 天災危険補償特約（育英費用補償特約用）	140
43. 学業費用補償特約	140
44. 天災危険補償特約（学業費用補償特約用）	145
45. 学資費用補償対象外特約	145
46. 進学費用補償対象外特約	145
47. 傷害医療費用保険金支払特約	145

48.	休業保険金支払特約（A）	148
49.	事業主費用補償特約	151
50.	使用者賠償責任補償特約	153
51.	葬祭費用保険金補償特約	156
52.	疾病危険補償対象外特約 （葬祭費用保険金補償特約用）	160
53.	傷害危険補償対象外特約 （葬祭費用保険金補償特約用）	160
54.	天災危険補償特約 （葬祭費用保険金補償特約用）	160
55.	特別危険補償特約	160
56.	準記名式契約特約（全員付保） （同一保険金額用）	161
57.	準記名式契約特約（全員付保） （職名等別保険金額用）	162
58.	準記名式契約特約（一部付保） （同一保険金額用）	163
59.	準記名式契約特約（一部付保） （職名等別保険金額用）	164
60.	通算短期率適用契約に関する特約 （団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用）	165
61.	通算短期率適用契約に関する特約 （前年活動実績方式または平均活動日数方式用）	165
62.	1割以内異動不精算特約	165
63.	企業等の災害補償規定等特約	166
64.	企業等の保険金受取人に関する特約	167
65.	保険金の受取人指定に関する特約	168
66.	長期保険特約	168
67.	傷害総合保険保険料分割払特約 （一般・猶予期間延長用）	172
68.	一般団体傷害総合保険保険料分割払特約 （猶予期間延長用）	174
69.	傷害総合保険保険料支払に関する特約	177
70.	建設業者団体傷害総合保険特約	177
71.	保険料確定特約（建設業者団体傷害総合保険特約用）	178
72.	事業所団体傷害総合保険特約	179
73.	保険料確定特約（事業所団体傷害総合保険特約用）	180
74.	包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	180
75.	包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	181
76.	包括契約の精算に関する特約（毎月報告・一括精算用）	182
77.	初回保険料の口座振替に関する特約（翌月払い方式）	182
78.	傷害総合保険保険契約の継続に関する特約	184
79.	傷害総合保険保険契約の継続に関する特約 （年払契約用）	185
80.	訴訟の提起に関する特約	186
81.	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ^{（注）}	187
82.	共同保険に関する特約	187

（注） 本特約は、傷害総合保険契約に自動的にセットされます。

傷害総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

(1) この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
重度後遺障害による要介護状態	別表4に掲げる介護が必要な状態をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3) (注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に

	<p>基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、</p> <p>(注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、</p> <p>ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
乗用具	<p>自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>(注) 水上オートバイを含みます。</p>
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	<p>医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。</p> <p>(注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。</p>
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金または介護保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。ただし、第3章被害事故補償条項における場合を除きます。
要介護期間	事故の発生の日から181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間をいいます。

(2) 第3章被害事故補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行中	自動車が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自賠償保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠償保険等以外のものをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	被害事故により、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害事故	<p>次のいずれかに該当する事故をいいます。</p> <p>① 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故</p> <p>② 運行中の自動車に搭乗していない被保険者が、運行中の自動車との衝突・接触等の交通事故または運行中の自動車の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故。ただし、その事故を生じさせた自動車の運転者およびその他の搭</p>

	乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合に限り ます。
保険金額	保険証券記載の被害事故補償保険金額をいいます。
保険金請求権者	被害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として ます。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第2章 傷害条項

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注1）によってその身体に被った傷害に対して、本章および第4章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注1）以下本章において「事故」といいます。

（注2）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注7）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役ま

たは法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(注7) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合-その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条 (死亡保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第1条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額 (注) を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 第15条 (死亡保険金受取人の変更) (1) または (2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第15条 (死亡保険金受取人の変更) (8) の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第5条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第1条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表2に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{別表2に掲げる各等級の} \\ \text{保険金額} \times \text{後遺障害に対する保険金} = \text{後遺障害保険} \\ \text{支払割合} \qquad \qquad \qquad \text{金の額}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等

級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重 後の後遺障害に該当 する等級に対する保 険金支払割合	既にあった後遺 障害に該当する 等級に対する保 険金支払割合	=	適用する 割合
---	---	---	------------

(6) (1) から (5) までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数 = 入院保険金の額
(注1)

(2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注3）。

① 入院中（注4）に受けた手術の場合

入院保険金日額 × 10 = 手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

（注1）1,000日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

（注2）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（注3）1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注4）第1条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条（通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数 = 通院保険金の額
(注1)

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^{じん}靭帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注2）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(3) 当社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(注1) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(注2) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

第8条 (介護保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表2の第1級、第2級または第3級 (3) もしくは (4) に掲げる後遺障害

(注1) が生じた場合 (注2) で、かつ、被保険者以外の医師の診断により重度後遺障害による要介護状態と認められるときは、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の要介護期間に対して、1年間につき、保険証券記載の介護保険金年額を、介護保険金として被保険者に支払います。要介護期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。

(2) 当会社は、いかなる場合においても、重度後遺障害による要介護状態でなくなった日以降の期間に対しては、介護保険金を支払いません。

(3) 被保険者が介護保険金の支払を受けられる期間中にさらに介護保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては介護保険金を支払いません。

(注1) 第5条 (後遺障害保険金の支払) (3) の規定に基づき、これらの後遺障害に該当するとみなされるものを含みます。

(注2) 第5条 (後遺障害保険金の支払) (4) ①から④までの規定を適用する場合の保険金支払割合または同条 (5) の規定を適用する場合の割合が別表2の第2級に対する保険金支払割合以上である場合を含みます。

第9条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条 (保険金を支払う場合) の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第1条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第11条 (事故の通知)

(1) 被保険者が第1条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1) もしくは (2) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第1条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した時のいずれか早い時
 - ⑥ 介護保険金については、(3) ①から③までのいずれかに該当した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第8条（介護保険金の支払）の支払を請求する場合は、次に掲げるそれぞれの日からその日を含めて30日以内に、別表6に掲げる書類を提出しなければなりません。
- ① 事故の発生の日からその日を含めて181日目
 - ② ①の日以降被保険者が継続して要介護状態にある場合は、①の日の1年ごとの応当日
 - ③ 重度後遺障害による要介護状態でなくなった日
- (4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、事故の内容、損害の額または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(2)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注）第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第13条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第11条（事故の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
- （注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- （注2）収入の喪失を含みません。

第14条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続

人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第15条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第3章 被害事故補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被害事故が保険期間中に発生し、その直接の結果として、被保険者が死亡することまたは被保険者に別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害が生じることによって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、本章および第4章基本条項に従い、保険金を支払います。
- (2) (1)の損害の額は、第5条（損害額の決定）に定める損害の額とします。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失（注1）によって生じた損害
 - ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
 - ③ 被保険者に対する刑の執行
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注2）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、保険金を支払いません。
 - ① その被害事故を教唆または幫助する行為
 - ② その被害事故を容認する行為
 - ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
 - ④ その被害事故に関連する著しく不正な行為
- (4) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、当会社はその者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、保険金を受け取るべき者が次のいずれかに該当する行為を行

った場合には、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

- ① その被害事故を教唆または幫助する行為
- ② その被害事故を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
- ④ その被害事故に関連する著しく不正な行為

(注1) 被害事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等で説明のできない行為を伴うものをいい、行為には不作為行為を含みます。

(注2) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合-その2)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 使用済燃料を含みます。

(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合-その3)

当社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)の被害事故発生時において、その被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等内の親族
- ④ 被保険者の同居の親族

第5条 (損害額の決定)

(1) 当社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準(注1)に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金額(注2)を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

(2) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当社の同意を得て(1)の区分ごとに算定基準(注1)に従い算出した金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当社が保険金を支払うべき損害の額として、当社に請求することができます。

(3) (2)の場合には、第15条(代位)(1)の規定にかかわらず、当社は、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。

(注1) 別表5に定める算定基準をいいます。

(注2) 自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第6条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第10条(事故の通知)(1)②に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第10条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当社の書面による同意を得て支出した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第7条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の被害事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

第5条(損害額の決定)
(1)の規定により決定される損害の額 + 前条の費用 - 次の①から⑦までの合計額 = 保険金の額

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
 - ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額（注1）
 - ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 - ④ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（注2）
 - ⑤ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）によって給付が受けられる場合には、その給付される額
 - ⑥ 第5条（1）の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した額
 - ⑦ ①から⑥までのほか、第1条の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、第5条（損害額の決定）（1）の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次に定める額とします。ただし、保険金額を限度とします。

第5条（2）の規定により決定される損害の額 + 前条の費用 - 次の①から④までの合計額 = 保険金の額

- ① 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（注2）
 - ② 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）によって給付が受けられる場合には、その給付される額
 - ③ 第5条（2）の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した額
 - ④ ①から③までのほか、第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）
- （注1）対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金または共済金の合計額とします。
（注2）労働福祉事業に基づく特別支給金を除きます。
（注3）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額がこの保険契約の支払責任額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
①の損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の損害を被つた時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の損害を被つた後にその原因となった被害事故と関係なく発生した障害もしくは疾病の影響により同条の損害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（保険金を支払う場合）の損害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条（事故の通知）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は被害事故が発生したことを知つた場合は、次の事項を履行しなければなりません。

- ① 損害の原因となった被害事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の日時、場所、状況および身体の障害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の身体の診察もしくは死体の検案を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 被害事故によって生じた損害の発生または拡大を防止するため必要な措置を講ずること。
 - ③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - ④ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑥ ①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1) ①または④から⑥までに違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ② (1) ②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ③ (1) ③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 第1条（保険金を支払う場合）の事故により被保険者が死亡した場合は、死亡した時
 - ② 第1条の事故により被保険者に重度後遺障害が生じた場合は、重度後遺障害が生じた時
- (2) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険金請求権者が正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合、または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第10条（事故の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険金請求権者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。
- （注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- （注2）収入の喪失を含みません。

第13条（保険契約者、被保険者または保険金請求権者の義務等）

- (1) 被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合において、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第1条（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保

險等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

- ⑤ 被害事故の原因となった自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) (1)のほか、保険金請求権者は、当社が必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、保険金請求権者が、正当な理由がなくて(1)または(2)の規定に違反した場合または(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 保険契約者または保険金請求権者は損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合は、当社は損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) 当社は、賠償義務者または第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認められた場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当社の支払保険金について通知することがあります。

第14条(保険金請求の手續)

保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

第15条(代位)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険金請求権者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第4章 基本条項

第1条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故または第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)の被害事故(注2)による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
(注1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。
(注2) 以下本章において「事故」といいます。

第2条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもつ

て、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が傷害または損害の原因となる事故が発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害または損害については適用しません。

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

(2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注3)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実(注3)に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注3)が生じ、この保険契約の引受範囲(注4)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注3)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注4) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第5条(保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
 - ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。
- (注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第6条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第7条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第8条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第9条(重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害または損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の解除が傷害または損害(注3)の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害または損害(注3)に対しては、当社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。(注1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害または損害をいいます。

(注4) (2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第10条(被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解

除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（１）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 前条（１）④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。

第11条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- (1) 第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
 - (2) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し月割（注5）をもって計算した保険料を返還または請求します。
 - (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注6）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
 - (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
 - (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- （注1）第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- （注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- （注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- （注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第3条(1)または

(2) の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注5) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(注6) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま

第13条 (保険料の返還 - 無効または失効の場合)

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第5条 (保険契約の無効) ①の規定により保険契約が無効となる場合は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、既経過期間に対し月割 (注) により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、第2章傷害条項第4条 (死亡保険金の支払) (1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第14条 (保険料の返還 - 取消しの場合)

第7条 (保険契約の取消し) の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第15条 (保険料の返還 - 解除の場合)

(1) 第2条 (告知義務) (2)、第3条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (6)、第9条 (重大事由による解除) (1) または第12条 (保険料の返還または請求 - 告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し月割 (注1) をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第8条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割 (注1) によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第9条 (重大事由による解除) (2) の規定により、当会社がこの保険契約 (注2) を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し月割 (注1) をもって計算した保険料を返還します。

(4) 第10条 (被保険者による保険契約の解除請求) (2) の規定により、保険契約者がこの保険契約 (注2) を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割 (注1) によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(5) 第10条 (被保険者による保険契約の解除請求) (3) の規定により、被保険者がこの保険契約 (注2) を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割 (注1) によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注1) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) その被保険者に係る部分に限りま

第16条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、傷害または損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、損害の額、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて次のいずれかの日数 (注2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1) ①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3) 180日

② (1) ①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その

他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第2章傷害条項第12条(保険金の請求)(2)から(4)までまたは第3章被害事故補償条項第11条(保険金の請求)(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第17条(時効)

保険金請求権は、第2章傷害条項第12条(保険金の請求)(1)または第3章被害事故補償条項第11条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第18条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第19条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第20条(契約内容の登録)

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日、性別および同意の有無
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険

契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(注)に照会することができます。

(注) 日本損害保険協会をいいます。

第21条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第22条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第23条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第2章傷害条項第3条(保険金を支払わない場合—その2)①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等級	後 遺 障 害	保険金 支払 割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したものと (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したものと (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%

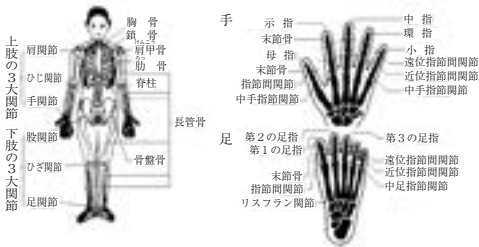
第4級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	69%
第5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。） 	59%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の辜丸を失ったもの 	42%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの 	34%

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの 	
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%

第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節などの説明図



別表3 骨折、脱臼、^{じん}靱帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または^{せき}脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（注）を装着した場合に限ります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等（注）を装着した場合に限ります。
（注）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。
- 注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「^{せき}脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

別表4 介護が必要な状態

終日就床しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。

1. 歩行の際に、補助用具（注）を用いても、下表の（1）に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
2. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（注）を用いても、それぞれ下表の（2）から（5）までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
（ア）食事
（イ）排せつ
（ウ）入浴
（エ）衣類の着脱
（注）義手、義足、車いす等をいいます。

〈表〉

（1）歩行

① 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。

② 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。

③ 自分では全く移動することができない。

（2）食事

① 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。

② 自分では全く食事ができない（身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含む）。

（3）排せつ

① 自分では拭取りの始末ができない。

② 自分では座位を保持することができない。

③ かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。

④ 医師から絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。

（4）入浴

① 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。

② 自分では浴槽の出入りができない。

③ 自分では全く入浴ができない。

（5）衣類の着脱

衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

別表5 第3章被害事故補償条項における保険金の算出基準

第1 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表2によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

$$\text{収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \begin{array}{l} \text{労働能力喪失期間に} \\ \text{対応する新ホフマン} \\ \text{係数またはライプニ} \\ \text{ッツ係数} \end{array}$$

〈1〉被保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. 現実収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

B. 年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

(2) 家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

(3) 幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

(4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A. 18歳平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

B. 年齢別平均給与額の50%×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

〈2〉収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法

上記〈1〉の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法（新ホフマン係数・ライプニッツ係数）は、下記のとおりとします。

(1) 収入額

A. 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Ⅰによります。

(2) 労働能力喪失率

付表Ⅱに定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

(3) 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

(4) 新ホフマン係数・ライプニッツ係数

労働能力喪失期間（年数）に対応する新ホフマン係数およびライプニッツ係数は、付表Ⅲによります。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下記の金額を基準とします。

第1級	1,800万円
第2級	1,400万円
第3級	1,100万円
第4級	800万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する方で、父母、配偶者、子のいずれもいない場合は、第1級1,300万円、第2級1,100万円、第3級950万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従いつの算式により計算します。

介護料 × 介護期間に対応するライプニッツ係数

〈1〉介護料

(1) 別表2の第1級（3）または（4）に該当する後遺障害の場合1か月につき20万円とします。

(2) 別表2の第1級（（3）および（4）を除きます。）、第2級また

は第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合
1か月につき10万円とします。

〈2〉介護期間、中間利息控除方法(ライプニッツ係数)

(1) 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断、付表Ⅳに定める平均余命等を勘案し決定します。

(2) ライプニッツ係数

介護期間(年数)に対応するライプニッツ係数は付表Ⅲによります。

第2 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかかな場合は、100万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

(収入額-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数またはライプニッツ係数

〈1〉被保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. (現実収入額-生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

B. (年齢別平均給与額-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(2) 家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与額-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(3) 幼児および18歳未満の学生

(18歳平均給与額-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A. (18歳平均給与額-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

B. (年齢別平均給与額の50%-生活費)×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

〈2〉収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記〈1〉の算式における収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法(新ホフマン係数・ライプニッツ係数)は、下記のとおりとします。

(1) 収入額

A. 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。

B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Ⅰによります。

(2) 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。

なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた方をいいます。

A. 被扶養者がいない場合 50%

B. 被扶養者が1人の場合 40%

- C. 被扶養者が2人の場合 35%
 D. 被扶養者が3人以上の場合 30%
- (3) 就労可能年数
 就労可能年数は、付表Vによります。
- (4) 新ホフマン係数・ライブニッツ係数
 就労可能年数に対応する新ホフマン係数およびライブニッツ係数は、付表Vによります。

3. 精神的損害

被保険者区分別に下記の金額を基準とします。

- 〈1〉被保険者が一家の支柱である場合 1,700万円
 〈2〉被保険者が18歳未満である場合（有職者を除きます。） 1,450万円
 〈3〉被保険者が高齢者である場合 1,400万円
 〈4〉被保険者が上記以外である場合 1,450万円

付表Ⅰ 年齢別平均給与額表（平均月額）

年 齢	男 子	女 子	年 齢	男 子	女 子
歳	円	円	歳	円	円
全 年 齢 平均給与額	425,800	261,000	43	491,900	279,300
18	185,800	165,000	44	498,700	278,500
19	201,200	173,000	45	505,500	277,800
20	222,600	191,500	46	512,200	277,000
21	244,000	210,100	47	519,000	276,200
22	265,400	228,600	48	521,000	275,400
23	279,900	237,200	49	522,900	274,500
24	294,300	245,800	50	524,800	273,700
25	308,800	254,400	51	526,800	272,800
26	323,300	263,000	52	528,700	271,900
27	337,700	271,600	53	521,200	269,900
28	350,700	275,600	54	513,600	267,800
29	363,700	279,600	55	506,100	265,700
30	376,700	283,600	56	498,500	263,600
31	389,700	287,500	57	491,000	261,600
32	402,700	291,500	58	469,000	256,900
33	412,400	291,100	59	447,100	252,300
34	422,200	290,600	60	425,100	247,600
35	431,900	290,200	61	403,200	243,000
36	441,600	289,800	62	381,300	238,400
37	451,300	289,300	63	371,900	237,300
38	458,100	287,500	64	362,600	236,200
39	464,900	285,600	65	353,300	235,100
40	471,600	283,800	66	343,900	234,000
41	478,400	281,900	67	334,600	232,900
42	485,200	280,000	68～	325,300	231,800

付表Ⅱ 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100

付表Ⅲ 新ホフマン係数およびライブニッツ係数

期間	新ホフマン 係数	ライブニ ッツ係数	期間	新ホフマン 係数	ライブニ ッツ係数
年			年		
1	0.9708	0.9708	35	23.6738	21.4872
2	1.9142	1.9134	36	24.1545	21.8322
3	2.8317	2.8286	37	24.6285	22.1672
4	3.7245	3.7170	38	25.0957	22.4924
5	4.5941	4.5797	39	25.5566	22.8082
6	5.4415	5.4171	40	26.0111	23.1147
7	6.2680	6.2302	41	26.4595	23.4123
8	7.0744	7.0196	42	26.9020	23.7013
9	7.8618	7.7861	43	27.3387	23.9819
10	8.6311	8.5302	44	27.7697	24.2542
11	9.3829	9.2526	45	28.1953	24.5187
12	10.1182	9.9540	46	28.6154	24.7754
13	10.8377	10.6349	47	29.0304	25.0247
14	11.5419	11.2960	48	29.4402	25.2667
15	12.2315	11.9379	49	29.8451	25.5016
16	12.9072	12.5611	50	30.2451	25.7297
17	13.5695	13.1661	51	30.6403	25.9512
18	14.2188	13.7535	52	31.0310	26.1662
19	14.8558	14.3237	53	31.4171	26.3749
20	15.4808	14.8774	54	31.7987	26.5776
21	16.0943	15.4150	55	32.1761	26.7744
22	16.6967	15.9369	56	32.5492	26.9654
23	17.2884	16.4436	57	32.9182	27.1509
24	17.8698	16.9355	58	33.2832	27.3310
25	18.4412	17.4131	59	33.6442	27.5058
26	19.0030	17.8768	60	34.0013	27.6755
27	19.5555	18.3270	61	34.3547	27.8403
28	20.0990	18.7641	62	34.7044	28.0003
29	20.6337	19.1884	63	35.0504	28.1556
30	21.1600	19.6004	64	35.3928	28.3064
31	21.6782	20.0004	65	35.7318	28.4528
32	22.1884	20.3887	66	36.0674	28.5950
33	22.6909	20.7657	67	36.3996	28.7330
34	23.1859	21.1318			

注 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢（18歳とします。）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年（新ホフマン係数）の場合
 $15.4808(20年の係数) - 7.0744(8年の係数) = 8.4064$

付表Ⅳ 第17回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	75.92	75.30	74.36	73.40	72.43	71.45	70.47	69.49	68.51	67.52
女	81.90	81.25	80.30	79.33	78.35	77.37	76.38	75.39	74.40	73.41
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	66.53	65.54	64.55	63.56	62.57	61.58	60.60	59.63	58.67	57.72
女	72.42	71.43	70.44	69.44	68.45	67.46	66.47	65.49	64.50	63.52
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	56.77	55.81	54.86	53.90	52.94	51.98	51.02	50.05	49.09	48.12
女	62.54	61.56	60.57	59.59	58.61	57.63	56.65	55.67	54.69	53.71
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	47.16	46.20	45.23	44.27	43.31	42.35	41.39	40.43	39.48	38.53
女	52.73	51.75	50.77	49.79	48.82	47.84	46.87	45.90	44.93	43.96
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	37.58	36.64	35.70	34.77	33.84	32.92	32.00	31.09	30.19	29.29
女	43.00	42.04	41.08	40.12	39.17	38.22	37.27	36.32	35.38	34.44

	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	28.40	27.51	26.63	25.76	24.90	24.06	23.22	22.40	21.60	20.80
女	33.51	32.58	31.66	30.73	29.81	28.90	27.99	27.08	26.18	25.28
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	20.01	19.24	18.47	17.71	16.96	16.22	15.48	14.76	14.04	13.34
女	24.39	23.51	22.63	21.75	20.89	20.03	19.17	18.33	17.50	16.68
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	12.66	11.99	11.33	10.70	10.09	9.50	8.93	8.38	7.85	7.35
女	15.87	15.08	14.30	13.53	12.79	12.06	11.35	10.66	9.99	9.34
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	6.88	6.43	6.02	5.63	5.27	4.93	4.60	4.30	4.01	3.75
女	8.72	8.14	7.58	7.06	6.56	6.10	5.66	5.25	4.87	4.51
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	3.51	3.28	3.06	2.86	2.68	2.50	2.34	2.19	2.04	1.91
女	4.18	3.88	3.60	3.34	3.10	2.88	2.68	2.49	2.31	2.15
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	1.79	1.67	1.56	1.46	1.37	1.28	1.20	1.12	1.05	0.98
女	2.00	1.86	1.74	1.62	1.51	1.40	1.31	1.22	1.14	1.06
	110歳	111歳								
男	-	-								
女	0.99	0.92								

- (例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、66.53年。
2. 40歳女性の平均余命年数は、43.00年。

付表V 死亡時の年齢別就労可能年数および新ホフマン係数・ライプニッツ係数表

[1] 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者			有 職 者		
	就労可能年数	新ホフマン係数	ライプニッツ係数	就労可能年数	新ホフマン係数	ライプニッツ係数
歳	年			年		
0	49	22.181	14.980	67	36.400	28.733
1	49	22.498	15.429	66	36.067	28.595
2	49	22.825	15.892	65	35.732	28.453
3	49	23.161	16.369	64	35.393	28.306
4	49	23.508	16.860	63	35.050	28.156
5	49	23.867	17.365	62	34.704	28.000
6	49	24.236	17.886	61	34.355	27.840
7	49	24.618	18.423	60	34.001	27.676
8	49	25.013	18.976	59	33.644	27.506
9	49	25.421	19.545	58	33.283	27.331
10	49	25.844	20.131	57	32.918	27.151
11	49	26.281	20.735	56	32.549	26.965
12	49	26.735	21.357	55	32.176	26.774
13	49	27.205	21.998	54	31.799	26.578
14	49	27.693	22.658	53	31.417	26.375
15	49	28.199	23.338	52	31.031	26.166
16	49	28.726	24.038	51	30.640	25.951
17	49	29.274	24.759	50	30.245	25.730

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	新ホフマン係数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	新ホフマン係数	ライブニッツ係数
歳	年			歳	年		
18	49	29.845	25.502	58	11	9.383	9.253
19	48	29.440	25.267	59	11	9.383	9.253
20	47	29.030	25.025	60	11	9.383	9.253
21	46	28.615	24.775	61	10	8.631	8.530
22	45	28.195	24.519	62	10	8.631	8.530
23	44	27.770	24.254	63	9	7.862	7.786
24	43	27.339	23.982	64	9	7.862	7.786
25	42	26.902	23.701	65	9	7.862	7.786
26	41	26.460	23.412	66	8	7.074	7.020
27	40	26.011	23.115	67	8	7.074	7.020
28	39	25.557	22.808	68	8	7.074	7.020
29	38	25.096	22.492	69	7	6.268	6.230
30	37	24.629	22.167	70	7	6.268	6.230
31	36	24.155	21.832	71	6	5.442	5.417
32	35	23.674	21.487	72	6	5.442	5.417
33	34	23.186	21.132	73	6	5.442	5.417
34	33	22.691	20.766	74	6	5.442	5.417
35	32	22.188	20.389	75	5	4.594	4.580
36	31	21.678	20.000	76	5	4.594	4.580
37	30	21.160	19.600	77	5	4.594	4.580
38	29	20.634	19.188	78	4	3.725	3.717
39	28	20.099	18.764	79	4	3.725	3.717
40	27	19.556	18.327	80	4	3.725	3.717
41	26	19.003	17.877	81	4	3.725	3.717
42	25	18.441	17.413	82	4	3.725	3.717
43	24	17.870	16.936	83	3	2.832	2.829
44	23	17.288	16.444	84	3	2.832	2.829
45	22	16.697	15.937	85	3	2.832	2.829
46	21	16.094	15.415	86	3	2.832	2.829
47	20	15.481	14.877	87	3	2.832	2.829
48	19	14.856	14.324	88	3	2.832	2.829
49	18	14.219	13.754	89	2	1.914	1.913
50	17	13.570	13.166	90	2	1.914	1.913
51	16	12.907	12.561	91	2	1.914	1.913
52	15	12.232	11.938	92	2	1.914	1.913
53	14	11.542	11.296	93	2	1.914	1.913
54	13	10.838	10.635	94	2	1.914	1.913
55	13	10.838	10.635	95	2	1.914	1.913
56	12	10.118	9.954	96	2	1.914	1.913
57	12	10.118	9.954	97	2	1.914	1.913
				98	2	1.914	1.913
				99~	1	0.971	0.971

別表6 保険金請求書類

提出書類	保険金種類							第3章 保険金
	死亡	後遺 障害	入院	手術	通院	介護		
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○	○	
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○	○	○	
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○	○	○	
5. 死亡診断書または死体検案書	○						○	
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○	○	○	
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○	○			
8. 当会社の定める要介護状況報告書						○		
9. 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細（当会社の定める様式とします。）						○		
10. 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書						○		
11. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○						○	
12. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○	○	○	
13. 被保険者の戸籍謄本	○						○	
14. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○						○	
15. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○	○	
16. その他当社が第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○	○	

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①交通事故傷害危険のみ補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第4条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者がその身体に被った次に掲げるいずれかの傷害に限り、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（注1）との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注1）の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）または乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（注5）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ③ 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被った傷害
- ④ 被保険者が交通乗用具（注1）の火災によって被った傷害

(2) (1) ①から④までの傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（注6）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注1）これに積載されているものを含みます。

（注2）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注3）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

（注4）入場客を含みます。

（注5）改札口の内側をいいます。

（注6）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

- ① 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
- ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
- ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注1）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
- ④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
 - ア. グライダー

- イ. 飛行船
- ウ. 超軽量動力機
- エ. ジャイロプレーン

(2) 当会社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

- ① 交通乗用具への荷物等(注2)の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等(注2)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(注2)の整理作業
 - ② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業
- (注1) 定期便であると不定期便であることを問いません。
(注2) 荷物、貨物等をいいます。

第4条(交通乗用具の範囲)

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	<p>自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト</p> <p>(注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p>
軌道を有しない陸上の乗用具	<p>自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。)</p> <p>(注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。</p>
空の乗用具	<p>航空機(飛行機、ヘリコプター)、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン</p> <p>(注1) ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p> <p>(注2) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。</p>
水上の乗用具	<p>船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)</p> <p>(注1) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。</p> <p>(注2) モーターボートには水上オートバイを含みます。</p>
その他の乗用具	<p>エレベーター、エスカレーター、動く歩道</p> <p>(注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。</p>

第5条(普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第2章傷害条項第3条(保険金を支払わない場合-その2)、第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)の規定は適用しません。

第6条(家族特約が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

第7条(家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

第8条(家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

②ゴルフ危険のみ補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等（注1）を使用して繰り返しスイングを行うこと（注2）をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整備等の行為を含みます。 （注1）ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。 （注2）場所がどこであるかにかかわらず。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
スイング	クラブ等（注）を動かす意思でクラブ等（注）を前後方向へ動かすことをいいます。 （注）ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目がいかなる場合でも、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）（1）に規定する被保険者が、ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導（注1）中に、その身体に被った傷害に限り、保険金（注2）を支払います。

（2）（1）のゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを含みません。

（注1）ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

（注2）普通保険約款第2章傷害条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

（2）および（5）の規定は適用しません。

第4条（特約の適用－ゴルフ用品の損害）

（1）この特約が付帯された保険契約に携行品損害補償特約が付帯されている場合には、当会社はこの特約により、ゴルフ場敷地内において、保険の対象について、次に掲げる事由により生じた損害に限り、保険金（注1）を支払います。

① 盗難（注2）。ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りま。

② ゴルフクラブの破損または曲損

（2）この特約において、保険の対象とは、携行品損害補償特約第4条（保険の対象およびその範囲）（1）の規定にかかわらず、普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）（1）に規定する被保険者が所有するゴルフ用品をいいます。

（3）（2）に規定するゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを取容するバッグ類をいい、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。

（4）この特約については、携行品損害補償特約第5条（損害額の決定）（7）の規定は適用しません。

（注1）携行品損害補償特約およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

（注2）盗難には、盗賊または不法侵入者による損傷または汚損を含みます。

第5条（特約の適用－ゴルフ賠償責任）

（1）この特約が付帯された保険契約に個人賠償責任補償特約が付帯されてい

る場合には、当会社はこの特約により、本人（注1）が行うゴルフの練習、競技または指導（注2）に伴って生じた事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、個人賠償責任補償特約第4条（被保険者の範囲）

- (1) ①または⑤のいずれかに該当する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限り、保険金（注3）を支払います。
- (2) (1)のゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを含みません。
- (3) この特約については、個人賠償責任補償特約第3条（保険金を支払わない場合）(2)①および②の規定は適用しません。
- (4) この特約において、個人賠償責任補償特約第3条（保険金を支払わない場合）(2)④の「家事使用人として使用する者」とあるのは「ゴルフ場の補助者として使用するキャディ」と読み替えて適用します。
- （注1）個人賠償責任補償特約第1条（用語の定義）に規定する本人をいいます。
- （注2）ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- （注3）個人賠償責任補償特約およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

③自転車危険のみ補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（注1）およびその付属品（注2）をいいます。 （注1） レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。 （注2） 積載物を含みます。

第2条（特約の適用－傷害危険）

当会社は、この特約により、普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）(1)に規定する被保険者が、日本国内において、その身体に被った次に掲げる傷害に限り、保険金（注）を支払います。

- ① 自転車に搭乗している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ② 自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触によって被った傷害

（注）普通保険約款第2章傷害条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は被保険者が競技等のため道路上以外で自転車に搭乗している間に被った傷害に対しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

第4条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)の規定は適用しません。

第5条（特約の適用－賠償責任）

- (1) この特約が付帯された保険契約に個人賠償責任補償特約が付帯されている場合には、当会社はこの特約により、自転車の所有、使用または管理に起因して日本国内において発生した事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、個人賠償責任補償特約第4条（被保険者の範囲）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限り、保険金（注）を支払います。
- (2) この特約については、個人賠償責任補償特約第3条（保険金を支払わない場合）(2)②の規定は適用しません。
- （注）個人賠償責任補償特約およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

④家族特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	本人のほか、第3条（被保険者の範囲）（1）①から③までのいずれかに該当するものをいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第3条（被保険者の範囲）

- （1）当会社は、この特約により、本人のほか、次に掲げる者を被保険者とします。
 - ① 本人の配偶者
 - ② 本人またはその配偶者の同居の親族
 - ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - （2）（1）の本人またはその配偶者との続柄は、普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（3）に規定する事故の発生時におけるものをいいます。
 - （3）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解除すること。
 - （4）（3）の事由によって本人が死亡した場合でも、（3）の手續が行われるまでの間、（1）および（2）の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄によるものとします。
- （注）保険契約締結の後、被保険者が死亡し、（1）に規定する被保険者がいなくなった場合を除きます。

第4条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

第5条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

- （1）第11条（重大事由による解除の特則）（1）④の規定により本人である

被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険約款第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定による解除請求があった場合、または本人により同条（3）に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約（注2）を解除すること。

（2）第11条（重大事由による解除の特則）（1）④の規定により本人である被保険者に係る部分について同条（1）に規定する解除を行った場合または普通保険約款第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により本人が同条（3）に規定する解除を行った場合でも、（1）の手續が行われるまでの間、第3条（被保険者の範囲）（1）および（2）の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄によるものとします。

（3）（1）①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次条の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

（注1）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

（注2）その家族に係る部分に限ります。

第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）

（1）第3条（被保険者の範囲）（3）①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、次の規定に従うものとします。

① 変更後料率（注1）により計算した保険料が、変更前料率（注2）により計算した保険料よりも高い場合には、当会社は、その差額について、未経過期間に対し月割（注3）により計算した保険料を請求します。

② 変更後料率（注1）により計算した保険料が、変更前料率（注2）により計算した保険料よりも低い場合には、当会社は、その差額について、既経過期間に対し月割（注3）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。

（2）保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第3条（被保険者の範囲）（3）の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による普通保険約款第2章傷害条項に規定する傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第2章傷害条項第3条（保険金を支払わない場合－その2）、第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）ならびに（7）および同条項第15条（保険料の返還－解除の場合）（3）および（4）の規定は適用しません。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）（1）①の規定中「保険契約者（注1）または被保険者」とあるのは「被保険者」

② 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）の規定中「被保険者が保険証券記載の職業または職務」とあるのは「保険証券の本人欄に記載の者が保険証券記載の職業または職務」、同条（2）の規定中「被保険者」とあるのは「本人」

③ 第4章基本条項第5条（保険契約の無効）②の規定中「保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について」とあるのは「この保険契約の被保険者となることについて」、同条（注）の規定中「被保険者の法定相続人」とあるのは「その被保険者の法定相続人」

④ 第4章基本条項第6条（保険契約の失効）の規定中「被保険者が死亡した場合には」とあるのは「被保険者が死亡し、この特約第3条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者がいなくなった場合には」

⑤ 第4章基本条項第13条(保険料の返還－無効または失効の場合)(2)の規定中「被保険者」とあるのは「この特約第3条(被保険者の範囲)(1)に規定する被保険者全員」

⑥ 第4章基本条項第21条(被保険者が複数の場合の約款の適用)の規定中「被保険者」とあるのは「家族」、「2名以上」とあるのは「2以上」

第9条(個別適用)

普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第10条(死亡保険金受取人の変更)

当社は、普通保険約款第2章傷害条項第15条(死亡保険金受取人の変更)(9)の次に(10)として次のとおり追加して適用します。

「(10)(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。」

第11条(重大事由による解除の特則)

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険約款(注1)を解除することができます。

① 本人が、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 本人以外の被保険者が、普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

④ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(2)(1)または普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)の規定による解除が傷害または損害(注2)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第4章基本条項第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または普通保険約款第4章基本条項第9条(1)①から⑤までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害または損害(注2)に対しては、当社は、保険金(注3)を支払いません。この場合において、既に保険金(注3)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1)(1)①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、(1)②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限りです。

(注2)(1)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害または損害をいい、(1)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害または損害をいいます。

(注3)(1)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条(保険料の返還－解除の場合)

(1)普通保険約款第4章基本条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、本人以外の被保険者について、保険契約者がこの保険約款(注1)を解除した場合は、当社は、保険料を返還しません。

(2)普通保険約款第4章基本条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、本人以外の被保険者がこの保険約款(注1)を解除した場合は、当社は、保険料を返還しません。

(3)第5条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)(1)②の規定により、保険契約者がこの保険約款を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料について、未経過期間に対し、月割によって計算した保険料を返還します。

(4)前条(1)①または③の規定により、当社がこの保険約款(注2)を解除した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料について、未経過期間に対し、月割によって計算した保険料を返還します。

(注1)その被保険者に係る部分に限ります。

(注2)その家族に係る部分に限ります。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条（保険金を支払わない場合）②の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）テストライダーをいいます。

（注2）動物園の飼育係を含みます。

（注3）レフェリーを含みます。

⑤家族特約（夫婦用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
夫婦	本人およびその配偶者をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第3条（被保険者の範囲）

- (1) 当社は、この特約により、本人およびその配偶者を被保険者とします。
- (2) (1)の本人とその配偶者との続柄は、普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)に規定する事故の発生時におけるものをいいます。
- (3) 保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解除すること。
- (4) (3)の事由によって本人が死亡した場合でも、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

（注）保険契約締結の後、被保険者が死亡し、(1)に規定する被保険者がいなくなった場合を除きます。

第4条（当会社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券に記載された本人およびその配偶者のそれぞれの保険金額をもって限度とします。

第5条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

- (1) 第11条（重大事由による解除の特則）(1)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険約款

第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定による解除請求があった場合、または本人により同条（3）に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

- ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約（注2）を解除すること。

- (2) 第11条（重大事由による解除の特則）（1）④の規定により本人である被保険者に係る部分について同条（1）に規定する解除を行った場合または普通保険約款第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により本人が同条（3）に規定する解除を行った場合でも、（1）の手續が行われるまでの間、第3条（被保険者の範囲）（1）および（2）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。
- (3) (1) ①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次条の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

（注1）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

（注2）その家族に係る部分に限ります。

第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）

- (1) 第3条（被保険者の範囲）（3）①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、次の規定に従うものとします。

- ① 変更後料率（注1）により計算した保険料が、変更前料率（注2）により計算した保険料よりも高い場合には、当会社は、その差額について、未経過期間に対し月割（注3）により計算した保険料を請求します。
- ② 変更後料率（注1）により計算した保険料が、変更前料率（注2）により計算した保険料よりも低い場合には、当会社は、その差額について、既経過期間に対し月割（注3）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。

- (2) 保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第3条（被保険者の範囲）（3）の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による普通保険約款第2章傷害条項に規定する傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第2章傷害条項第3条（保険金を支払わない場合－その2）、第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）ならびに（7）および同条項第15条（保険料の返還－解除の場合）（3）および（4）の規定は適用しません。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）（1）①の規定中「保険契約者（注1）または被保険者」とあるのは「被保険者」
- ② 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）の規定中「被保険者が保険証券記載の職業または職務」とあるのは「保険証券の本人欄に記載の者が保険証券記載の職業または職務」、同条（2）の規定中「職業に就いていない被保険者」とあるのは「職業に就いていない本人」
- ③ 第4章基本条項第5条（保険契約の無効）②の規定中「保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について」とあるのは「この保険契約の被保険者となることについて」、同条（注）の規定中「被保険者の法定相続人」とあるのは「その被保険者の法定相続人」
- ④ 第4章基本条項第6条（保険契約の失効）の規定中「被保険者が死亡した場合には」とあるのは「被保険者が死亡し、この特約第3条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者がいなくなった場合には」
- ⑤ 第4章基本条項第13条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定中「被保険者」とあるのは「この特約第3条（被保険者の範囲）」

(1)に規定する被保険者全員」

- ⑥ 第4章基本条項第21条(被保険者が複数の場合の約款の適用)の規定中「被保険者」とあるのは「夫婦」、「2名以上」とあるのは「2以上」

第9条(個別適用)

普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第10条(死亡保険金受取人の変更)

当社は、普通保険約款第2章傷害条項第15条(死亡保険金受取人の変更)(9)の次に(10)として次のとおり追加して適用します。

「(10)(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。」

第11条(重大事由による解除の特則)

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注1)を解除することができます。

- ① 本人が、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(2)(1)または普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)の規定による解除が傷害または損害(注2)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第4章基本条項第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または普通保険約款第4章基本条項第9条(1)①から⑤までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害または損害(注2)に対しては、当社は、保険金(注3)を支払いません。この場合において、既に保険金(注3)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1)(1)①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、(1)②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(注2)(1)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害または損害をいい、(1)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害または損害をいいます。

(注3)(1)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条(保険料の返還-解除の場合)

(1)普通保険約款第4章基本条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、本人以外の被保険者について、保険契約者がこの保険契約(注1)を解除した場合は、当社は、保険料を返還しません。

(2)普通保険約款第4章基本条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、本人以外の被保険者がこの保険契約(注1)を解除した場合は、当社は、保険料を返還しません。

(3)第5条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)(1)②の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料について、未経過期間に対し、月割によって計算した保険料を返還します。

(4)前条(1)①または③の規定により、当社がこの保険契約(注2)を解除した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料について、未経過期間に対し、月割によって計算した保険料を返還します。

(注1)その被保険者に係る部分に限ります。

(注2)その家族に係る部分に限ります。

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、

普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条（保険金を支払わない場合）②の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）テストライダーをいいます。

（注2）動物園の飼育係を含みます。

（注3）レフェリーを含みます。

⑥家族特約（配偶者補償対象外用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	本人のほか、第3条（被保険者の範囲）（1）①または②のいずれかに該当する者をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第3条（被保険者の範囲）

- （1）当社は、この特約により、本人のほか、次に掲げる者を被保険者とします。
 - ① 本人の同居の親族
 - ② 本人の別居の未婚の子
- （2）（1）の本人と本人以外の被保険者との続柄は、普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（3）に規定する事故の発生時におけるものをいいます。
- （3）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解除すること。
- （4）（3）の事由によって本人が死亡した場合でも、（3）の続柄が行われるまでの間、（1）および（2）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

（注）保険契約締結の後、被保険者が死亡し、（1）に規定する被保険者がなくなった場合を除きます。

第4条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額
- ② 本人以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

第5条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

(1) 第11条（重大事由による解除の特則）(1)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険約款第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定による解除請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約（注2）を解除すること。
- (2) 第11条（重大事由による解除の特則）(1)④の規定により本人である被保険者に係る部分について同条(1)に規定する解除を行った場合または普通保険約款第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により本人が同条(3)に規定する解除を行った場合でも、
- (1)の手続が行われるまでの間、第3条（被保険者の範囲）(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。
 - (3)(1)①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次条の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

（注1）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

（注2）その家族に係る部分に限ります。

第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）

(1) 第3条（被保険者の範囲）(3)①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、次の規定に従うものとします。

- ① 変更後料率（注1）により計算した保険料が、変更前料率（注2）により計算した保険料よりも高い場合には、当会社は、その差額について、未経過期間に対し月割（注3）により計算した保険料を請求します。
- ② 変更後料率（注1）により計算した保険料が、変更前料率（注2）により計算した保険料よりも低い場合には、当会社は、その差額について、既経過期間に対し月割（注3）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。

(2) 保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第3条（被保険者の範囲）(3)の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による普通保険約款第2章傷害条項に規定する傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第2章傷害条項第3条（保険金を支払わない場合－その2）、第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6)ならびに(7)および同条項第15条（保険料の返還－解除の場合）(3)および(4)の規定は適用しません。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）(1)①の規定中「保険契約者（注1）または被保険者」とあるのは「被保険者」
- ② 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)の規定中「被保険者が保険証券記載の職業または職務」とあるのは「保険証券の本人欄に記載の者が保険証券記載の職業または職務」、同条(2)の規定中「職業に就いていない被保険者」とあるのは「職業に就いていない本人」
- ③ 第4章基本条項第5条（保険契約の無効）②の規定中「保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について」とあるのは「この保険契約の被

保険者となることについて」、同条(注)の規定中「被保険者の法定相続人」とあるのは「その被保険者の法定相続人」

- ④ 第4章基本条項第6条(保険契約の失効)の規定中「被保険者が死亡した場合には」とあるのは「被保険者が死亡し、この特約第3条(被保険者の範囲)(1)に規定する被保険者がなくなった場合には」
- ⑤ 第4章基本条項第13条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)の規定中「被保険者」とあるのは「この特約第3条(被保険者の範囲)(1)に規定する被保険者全員」
- ⑥ 第4章基本条項第21条(被保険者が複数の場合の約款の適用)の規定中「被保険者」とあるのは「家族」、「2名以上」とあるのは「2以上」

第9条(個別適用)

普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第10条(死亡保険金受取人の変更)

当会社は、普通保険約款第2章傷害条項第15条(死亡保険金受取人の変更)(9)の次に(10)として次のとおり追加して適用します。

「(10)(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。」

第11条(重大事由による解除の特則)

(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注1)を解除することができます。

- ① 本人が、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(2)(1)または普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)の規定による解除が傷害または損害(注2)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第4章基本条項第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または普通保険約款第4章基本条項第9条(1)①から⑤までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害または損害(注2)に対しては、当会社は、保険金(注3)を支払いません。この場合において、既に保険金(注3)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1)(1)①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、(1)②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(注2)(1)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害または損害をいい、(1)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害または損害をいいます。

(注3)(1)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条(保険料の返還-解除の場合)

(1)普通保険約款第4章基本条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、本人以外の被保険者について、保険契約者がこの保険契約(注1)を解除した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

(2)普通保険約款第4章基本条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、本人以外の被保険者がこの保険契約(注1)を解除した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

(3)第5条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)(1)②の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料について、未経過期間に対し、月割によって計算した保険料を返還します。

(4) 前条(1)①または③の規定により、当社がこの保険契約(注2)を解除した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料について、未経過期間に対し、月割によって計算した保険料を返還します。

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) その家族に係る部分に限ります。

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条(保険金を支払わない場合)②の職業

オートテスター(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) テストライダーをいいます。

(注2) 動物園の飼育係を含みます。

(注3) レフェリーを含みます。

⑦死亡保険金補償対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第4条(死亡保険金の支払)の規定により支払われる死亡保険金を支払いません。

⑧後遺障害保険金補償対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第5条(後遺障害保険金の支払)の規定により支払われる後遺障害保険金を支払いません。

⑨入院保険金および手術保険金補償対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)の規定により支払われる入院保険金および手術保険金を支払いません。

⑩手術保険金補償対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(4)に規定する手術保険金を支払いません。

⑪通院保険金補償対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第7条(通院保険金の支払)の規定により支払われる通院保険金を支払いません。

⑫介護保険金補償対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第8条(介護保険金の支払)の規定により支払われる介護保険金を支払いません。

⑬被害事故補償対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第3章被害事故補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

⑭天災危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第2条(保険金を支払わない場合-その1)(1)⑩および⑫の規定にかかわらず、次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い普通保険約款第2章傷害条項の保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（2）⑤の規定の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

「⑥ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 365日」

⑮特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。））および同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（注）をいいます。</p> <p>（注）同法第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p>
保険金	後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、被保険者が日本国内または国外において保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- （2）（1）の特定感染症の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、被保険者以外の医師の診断によります。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- （2）当社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合-その2)

- (1) 当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第5条 (後遺障害保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{普通保険約款別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) 普通保険約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- (4) 既に後遺障害のあった被保険者が特定感染症を発病し、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} - \frac{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{適用する割合}}$$

- (5) 被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。
- (6) この特約の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第2章傷害条項第5条(後遺障害保険金の支払)および(1)から(5)までの規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

第6条 (入院保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数} = \text{入院保険金の額}$$

(注1)

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第

6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

（注1）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

（注2）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第7条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数} = \text{通院保険金の額} \quad (\text{注})$$

(2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

第8条（葬祭費用保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、300万円を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金を支払います。

(2) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

(1) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）および第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

(2) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）および第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

(3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったとしても、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

(4) 第6条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

(5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったとしても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第10条（発病の通知）

- (1) 被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1) および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ② 入院保険金については、第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 通院保険金については、第2条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 葬祭費用保険金については、保険契約者または被保険者の親族が第8条（葬祭費用保険金の支払）に定める費用を負担した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ② 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ③ 死亡診断書または死体検案書
 - ④ 被保険者の戸籍謄本
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 葬祭費用の支出を証明する書類
 - ⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- (注1)
- ⑧ その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注2）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当

会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容、損害もしくは費用の額または特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

(注2) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第12条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第10条(発病の通知)の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第13条(時効)

保険金請求権は、第11条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条(代位)

- (1) 当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第8条(葬祭費用保険金の支払)(1)の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して葬祭費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を葬祭費用保険金として支払った場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、葬祭費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (3) (2)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (4) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(2)および(3)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第15条(普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)から第9条(死亡の推定)まで、第11条(事故の通知)から第14条(代位)まで、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

(2)、同条(5)および第17条(時効)の規定は適用しません。

第16条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)(1)の「危険」の定義中「傷害または損害の発生」とあるのは「特定感染症の発病」
- ② 第2章傷害条項第10条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定中「被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」、同条(2)の規定中「第1条(保険金を

支払う場合)の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」

- ③ 第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「生じた第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故または第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)の被害事故(注2)による傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ④ 第4章基本条項第2条(告知義務)(3)③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは、「特定感染症の発病の前に」、同条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した」とあるのは「特定感染症の発病」、同条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑤ 第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害または損害を生じさせ」とあるのは「特定感染症を発病させ」
- ⑥ 第4章基本条項第9条(3)の規定中「傷害または損害(注3)の発生した」とあるのは「特定感染症を発病した」、「発生した傷害または損害(注3)」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑦ 第4章基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「生じた事故による傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑧ 第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)①の規定中「傷害または損害発生の有無」とあるのは「特定感染症の発病の有無」
- ⑨ 第4章基本条項第16条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「特定感染症の程度」、「事故と傷害または損害との関係」とあるのは「事故と特定感染症との関係」
- ⑩ 第4章基本条項第16条(注1)の規定中「第2章傷害条項第12条(保険金の請求)(2)から(4)までまたは第3章被害事故補償条項第11条(保険金の請求)(2)の規定による手続」とあるのは「この特約第11条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続」

第17条(後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯された場合には、同特約の規定中「普通保険約款第2章傷害条項第5条(後遺障害保険金の支払)」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第5条(後遺障害保険金の支払)」、「普通保険約款第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病した」と読み替えて適用します。

第18条(積立型基本特約等が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合には、同特約第2条(保険料の払込方法)(4)の規定中「事故が生じた日」とあるのは「事故が生じた日または特定感染症が発病した日」、第11条(保険金支払後の保険契約)(1)②の規定中「後遺障害保険金の支払額」とあるのは「後遺障害保険金および同一保険年度内に発病した特定感染症に対する特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第5条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払額」と読み替えて適用します。

第19条(家族特約が付帯された場合の取扱)

- (1) この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第6条(保険料の返還または請求-本人の変更の場合)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第3条(被保険者の範囲)(2)の規定中「普通保険約款第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)に規定する事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。

第20条(家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱)

- (1) この特約が付帯される保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第6条(保険料の返還または請求-本人の変更の場合)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯される保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合には、同特約第3条(被保険者の範囲)(2)の規定中「普通保険約款第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)に規定する事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。

第21条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱）

- (1) この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第6条（保険料の返還または請求—本人の変更の場合）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には同特約第3条（被保険者の範囲）(2)の規定中「普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)に規定する事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。

第22条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯される保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第23条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注1）を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が特定感染症（注2）が発病した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発病した特定感染症（注2）に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険金を受け取るべき者に生じた葬祭費用については適用しません。

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

（注2）被保険者が普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者が発病した特定感染症をいいます。

第24条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑯細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

第1条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）

(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(2)(1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。」

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に特定感染症危険補償特約が付帯されている場合には、その特約の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑰熱中症危険補償特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害には日射または熱射による身体の障害も含むものとします。

⑱業務上疾病補償特約

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害には、業務に起因して生じた症状を含むもの

として、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い保険金を支払います。ただし、死亡保険金については、業務に起因して生じた症状とは別表に掲げる死亡保険金支払の対象となる症状に限りです。

(2) (1)の業務に起因して生じた症状は、被保険者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2第2号から第9号までのうち、次の要件を全て満たすものをいいます。

- ① 偶然かつ外来によるもの
- ② 労働環境に起因するもの
- ③ その原因が時間的および場所的に確認できるもの

ただし、被保険者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明らかなもの（注1）、または疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの（注2）、かぜ症候群は除きます。

(3) 業務に起因して生じた症状の発症の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

(4) 業務に起因して生じた症状については、その発症を事故とし、被保険者以外の医師の診断による発症の日を事故の発生の日として普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約を適用します。

（注1）振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉塵を飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病をいいます。

（注2）ストレス性胃炎等をいいます。

別表（1）の死亡保険金の支払の対象となる症状

外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例
熱および光線の作用	T 6 7	熱射病 日射病
気圧および水圧の作用	T 7 0	潜函病<減圧病>
低酸素環境への閉じ込め	W 8 1	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症
高圧、低圧および気圧の変化への曝露	W 9 4	深い潜水からの浮上による潜水病

（注）上記表中の外因の分類項目および基本分類コードは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類概要 ICD—10準拠」に記載されたものによります。

⑱就業中のみの危険補償特約（事業主・役員付保用）

(1) 当社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注1）に被った傷害に限り、保険金を支払います。

(2) 被保険者が事業主または企業等の役員である場合は、(1)の被保険者がその職業または職務に従事している間とは、事業主または企業等の役員としての職務に従事している間（注1）で、かつ、次に掲げるいずれかに該当する間をいいます。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等（注2）による給付が決定される傷害が発生した場合の職務従事中小および通勤中を含みます。

- ① 勤務会社（注3）の就業規則等に定められた正規の就業時間中（注4）
- ② 勤務会社（注3）の施設内にいる間および勤務会社（注3）の施設と勤務会社（注3）の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間
- ③ 取引先との契約、会議（注5）などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または勤務会社（注3）との間の合理的な経路および方法により往復する間

- （注1）通勤途上を含みます。
- （注2）日本国の労働災害補償法令をいいます。
- （注3）被保険者が役員を勤める企業等をいいます。
- （注4）被保険者の休暇中を除きます。
- （注5）会食を主な目的とするものを除きます。

⑳就業中の危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事してい

る間（注）に被った傷害に対しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

（注）通勤途上を含みません。

第2条（家族特約が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合には、前条の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えるものとします。

第3条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、第1条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えるものとします。

第4条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、第1条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者補償対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えるものとします。

②1 管理下中の傷害危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者が下欄記載の間に被った傷害に限り、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

--

②2 学校管理下中補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
課外活動	大学等の規則に則った所定の手続きにより大学等の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている間を除きます。
学校行事	学校等の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式などの教育活動の一環としての各種学校行事をいいます。
学校施設	大学等が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいいます。ただし、寄宿舎を除きます。
正課中	授業（注）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。 ① 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。 ② 指導教員の指示に基づき、授業（注）の準備もしくは後始末を行っている間または授業（注）を行う場所、大学等の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間 （注）講義、実験・実習、演習または実技による授業をいいます。
大学等	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（注）、専修学校、各種学校をいい、かつ、被保険者の在籍するものをいいます。 （注）大学院および短期大学を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者が、被保険者の属する学校の管理下にある間に、普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

第3条（学校の管理下の範囲）

この特約において学校の管理下とは、被保険者が、次に掲げる間にある場合をいいます。

① 被保険者が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校、中学

校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、幼稚園または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所に在籍している場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（昭和14年法律第162号）の定める「学校の管理下」または「保育所の管理下」に該当する間。ただし、通学は管理下には該当しないものとします。

- ② 被保険者が、大学等に在籍している場合は、次のいずれかに該当する間。
- ア. 大学等の正課中および学校行事に参加している間
 - イ. 学校施設内にいる間。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
 - ウ. 学校施設外で大学等に届け出た課外活動を行っている間

第4条（被保険者が学校に在籍しない場合の保険金の支払）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の傷害が発生した時に被保険者が学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（注1）または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所に在籍していない場合には、未経過期間に対して月割（注2）により計算した保険料を請求します。ただし、被保険者がその追加保険料を支払わない場合には、次の算式によって保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{この保険} \\ \text{契約の支} \\ \text{払責任額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{本特約を付帯した契約に} \\ \text{適用される保険料率} \\ \text{本特約を付帯しない契約} \\ \text{に適用される保険料率} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険金の} \\ \text{支払額} \end{array}$$

さらに、被保険者が職業または職務を有し、危険度の高い職業または職務に従事している間に傷害を被った場合は、普通保険約款第4章基本条項第12条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）の規定により保険金を支払います。

(2) 保険期間が1年を超える保険契約の場合で、被保険者が学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（注1）または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所に在籍していない場合には、未経過期間に対する保険料を請求します。ただし、被保険者がその追加保険料を支払わない場合には、(1)の規定に従い保険金を削減して支払います。

（注1）大学院、短期大学、専修学校および各種学校を含みます。

（注2）1か月に満たない期間は1か月とします。

第5条（傷害総合保険保険契約の継続に関する特約等が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯される保険契約に傷害総合保険保険契約の継続に関する特約または傷害総合保険保険契約の継続に関する特約（年払契約用）が付帯された場合には、これらの特約の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日の1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となるときは、この保険契約は継続されないものとします。

②3 往復途上危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、に規定する傷害のほか、被保険者が所定の集合・解散場所と被保険者の住居との通常の経路往復中に被った傷害に対しても、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者は、目的をもって住居を出発する前に、保険証券または保険契約者の備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者に限ります。

第3条（定義）

第1条（保険金を支払う場合）の所定の集合・解散場所は、保険契約者の備える資料により確定しているものに限ります。

②4 入院一時金支払特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が事故によって普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する傷害を被り、その直接の結果として次のすべてに該当する場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険

金額の全額を入院一時金として被保険者に支払います。ただし、入院一時金の支払については、1事故に基づく傷害について、1回の支払いに限ります。

- ① 普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）の規定により入院保険金が支払われること
 ② 入院日数が保険証券記載の日数を超過していること
 (2) (1)の規定にかかわらず、入院した初日に退院（注）した場合には、入院一時金を支払いません。
 (3) 被保険者が入院一時金の支払の対象となる期間中にさらに入院一時金の支払の対象となる傷害を被ったとしても、当社は重複しては入院一時金を支払いません。

（注）普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）の入院保険金を支払う状態でなくなり、病院または診療所を出ることをいいます。

第2条（保険金請求権の発生時期）

この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）に該当した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第3条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4章基本条項第17条（時効）の規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

②部位・症状別保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払倍率	傷害を被った部位およびその症状に対する別表の保険金支払倍率をいいます。
治療日数	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の、入院または通院の日数をいいます。
通院	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいい、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、病院または診療所に通わない場合においても、骨折、脱臼、 ^{じん} 靭帯損傷等の傷害を被った普通保険約款別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。 （注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、 ^{ろっ} 肋骨固定帯、サポーター等は含みません。
入院	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、入院した日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。 （注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

部位・症状別 保険金額	保険証券記載の部位・症状別保険金額をいいます。
----------------	-------------------------

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次に掲げる額のいずれかを部位・症状別保険金として被保険者に支払います。

- ① 治療日数の合計が5日以上の場合
部位・症状別保険金額に、支払倍率を乗じた額
- ② 治療日数の合計が1日以上で、かつ、5日未満の場合
部位・症状別保険金額

(2) (1) ①の場合において、別表の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。

(3) (1) ①の場合において、同一事故により被った傷害の部位または症状が別表の複数の項目に該当するときは、当会社は、次の算式により算出した額を部位・症状別保険金として支払います。

$$\text{部位・症状別保険金額} \times \frac{\text{それぞれの項目のうち最も高い支払倍率}}{\text{}} = \text{部位・症状別保険金の額}$$

(4) 被保険者が部位・症状別保険金の支払を受けられる傷害を被り、治療日数の合計が5日以上となる前に、さらに部位・症状別保険金の支払を受けられる傷害を被った場合、当会社は、第3条（他の身体の障害または疾病の影響）(1)の規定にかかわらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した部位・症状別保険金の額のうち、高い方の額を部位・症状別保険金として支払います。

第3条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が前条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。ただし、同条の傷害が骨折である場合は、その影響に関係なく、部位・症状別保険金を支払います。

(2) (1)ただし書の規定は、部位・症状別保険金の支払を受けられる骨折の傷害を治療中、新たに他の傷害を被り、治療中の骨折の部位と同一の部位を骨折した場合については適用しません。

(3) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは部位・症状別保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより前条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第2章傷害条項第10条（他の身体の障害または疾病の影響）および第3章被害事故補償条項の規定は適用しません。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2章傷害条項第12条（保険金の請求）(1)③の規定中「入院保険金については、被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時」とあるのは「部位・症状別保険金については、治療日数の合計がこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②のいずれかに定める日数になった時」
- ② 第4章基本条項第17条（時効）の規定中「第2章傷害条項第12条（保険金の請求）(1)または第3章被害事故補償条項第11条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「治療日数の合計がこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②のいずれかに定める日数になった時」
- ③ 別表6の保険金種類の規定中「入院」とあるのは「部位・症状別」

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 部位・症状別保険金支払倍率表

(単位：倍)

部位 症状	頭部	顔面部			頸部	胸部 または 腹部	背部、 腰部または 臀部	上肢		下肢		全身
		眼および 歯牙を除く	眼	歯 牙				手 指を除く	手 指	足 指を除く	足 指	
打撲、擦過傷、挫傷、 捻挫または筋、腱も しくは靭帯の損傷も しくは断裂（完全に 切断されないもの）	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	15
挫創、挫滅創または 切創	15	15	-	-	10	15	15	10	10	10	10	35
筋、腱または靭帯の 断裂（完全に切断さ れるもの）	-	-	-	-	-	65	65	35	35	40	30	-
骨折または脱臼	65	30	-	-	80	35	60	35	20	65	25	85
欠損または切断	-	20	-	5	-	-	-	100	20	100	30	-
頭蓋内・眼球の内出 血・血腫（脳挫傷を 含む。）	120	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神経の損傷または断 裂	120	40	60	-	40	-	40	40	30	40	30	-
脊髄の損傷または断 裂	-	-	-	-	120	-	120	-	-	-	-	-
臓器の損傷もしくは 破裂（手術を伴うも の）または眼球の損 傷もしくは破裂	-	-	60	-	-	90	-	-	-	-	-	-
臓器の損傷または破 裂（手術を伴わない もの）	-	-	-	-	-	55	-	-	-	-	-	-
熱傷	5	10	-	-	5	10	10	5	5	5	5	35
その他	10	10	10	10	10	10	10	10	10	15	15	15

注1 上表の「全身」とは、同一の症状につき以下の部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

- (1) 頭部
- (2) 顔面部（眼、歯を除く。）
- (3) 頸部
- (4) 胸部、腹部、背部、腰部または臀部
- (5) 上肢
- (6) 下肢

注2 普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）（2）の中
毒症状の支払倍率は、部位にかかわらず、5倍とします。

②6後遺障害等級限定（第3級以上）補償特約

②6後遺障害等級限定（第7級以上）補償特約

当会社は、この特約により、被保険者に、保険金額に普通保険約款別表2の
保険証券記載の等級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額（注）が支払
われるべき後遺障害が生じた場合のみ、普通保険約款第2章傷害条項第5条
（後遺障害保険金の支払）の規定に従い後遺障害保険金を支払います。

（注）この額の算出には、普通保険約款第2章傷害条項第5条（6）の規定
は適用しません。

②7入院保険金、手術保険金および通院保険金 支払対象期間短縮特約

第1条（入院保険金、手術保険金および通院保険金の支払）

(1) 当社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、同条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金の支払事由または同条項第7条（通院保険金の支払）（1）もしくは（2）に規定する通院保険金の支払事由に該当した場合においても、事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数経過後の期間に対しては、入院保険金または通院保険金を支払いません。

(2) (1) の場合において、当社は、被保険者が事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数経過後に普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）に規定する手術を受けた場合でも、手術保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第2章傷害条項第12条（保険金の請求）

(1) ③および⑤の規定中「1,000日」とあるのは「保険証券記載の日数」と読み替えて適用します。

②8手術保険金の支払条件変更に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。

第2条（手術保険金の支払条件の変更）

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(4) 当社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的としてこの別表に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

$$\begin{array}{l} \text{入院保険金} \\ \text{日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{手術の種類に応じた} \\ \text{この特約別表に掲げ} \\ \text{る倍率（注）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{手術保険金} \\ \text{の額} \end{array}$$

（注）1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第3条（手術保険金の請求権発生時期）

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第12条（保険金の請求）（1）③の規定中「入院保険金」とあるのは「入院保険金および手術保険金」と読み替えて適用し、同条（1）④の規定は適用しません。

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款別表6の保険金種類の規定中「入院」とあるのは「入院・手術」と読み替えて適用し、「手術」とある部分は適用しません。

第5条（入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約が付帯されている場合の取扱い）

当社は、この特約が付帯された保険契約に入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（フランチャイズ用）または入院保険金および手術保険金支払条件変更特約（エクセス用）が付帯されている場合においては、これらいずれかの特約の規定により入院保険金が支払われるときに限り、手術保険金を支払います。

別表 対象となる手術

対 象 と な る 手 術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。）	
（1）植皮膚、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	20
（2） ^{はん} 癬痕拘縮形成術、 ^ひ 顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。）	
（1） ^{けん} 筋、 ^{けんしゅう} 腱、 ^{けんしやく} 腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。）	
（1）四肢関節観血手術、 ^{じん} 靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
（2）人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。）	
（1）四肢骨観血手術	10
（2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。）	
（1）四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
（2）切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術	
（1）指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（ ^{けい} 頸椎、 ^{けい} 胸椎、 ^{けい} 腰椎、 ^{せん} 仙椎の手術を含み、 ^{ぼってい} 抜釘術は除く。）	
（1）脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。）	
（1）頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
（2）頭蓋内観血手術（ ^{せん} 穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術	
（1）手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
（2）脊髄硬膜内外観血手術	40
11. ^{のう} 涙嚢、 ^{のう} 涙管の手術	
（1） ^{のう} 涙嚢摘出術	10
（2） ^{のう} 涙嚢 ^{くうふん} 鼻腔吻合術	10
（3） ^{のう} 涙小管形成術	10
12. ^{けん} 眼瞼、 ^か 結膜、 ^か 眼窩、 ^{ぼってい} 涙腺の手術（抜釘術を除く。）	
（1） ^{けん} 眼瞼下垂症手術	10
（2） ^{のう} 結膜嚢形成術	10
（3） ^か 眼窩 ^か ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
（4） ^か 眼窩骨折観血手術	20
（5） ^か 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術	
（1）眼球内異物摘出術	20
（2）レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
（3）眼球摘出術	40
（4）眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
（5）眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術	
（1）角膜移植術	20
（2） ^{ろう} 強角膜 ^{ろう} 瘻孔閉鎖術	10
（3）強膜移植術	20

15. ぶどう膜、眼房の手術	
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2) に該当する。）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40

(5) 睪丸・副睪丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膣操作を除く。）	20
(7) 膣腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膣術	20
(9) 膣壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

㊸入院保険金支払限度日数変更特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払限度日数	普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金を支払う限度とする日数をいいます。

第2条（入院保険金支払限度日数の変更）

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）の規定にかかわらず、入院保険金支払限度日数は保険証券記載の日数とします。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第2章傷害条項第12条（保険金の請求）（1）③の規定中「第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時」とあるのは「第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の日数に達した時」と読み替えて適用します。

㊹通院保険金支払限度日数変更特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払限度日数	普通保険約款第2章傷害条項第7条（通院保険金の支払）（1）に規定する通院保険金を支払う限度とする日数をいいます。

第2条（通院保険金支払限度日数の変更）

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第7条（通院保険金の支払）（1）の規定にかかわらず、通院保険金支払限度日数は保険証券記載の日数とします。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第2章傷害条項第12条（保険金の請求）（1）⑤の規定中「通院保険金の支払われる日数が90日に達した時」とあるのは「通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の日数に達した時」と読み替えて適用します。

③①個人賠償責任補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	財物の滅失、損壊または汚損をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第4条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この特約によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償事故	次条に定める事故をいいます。ただし、日本国内において生じた事故に限り、かつ、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、日本国内または国外において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故
- （注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注6）、銃器（注7）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注6) ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートおよび原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注7) 空気銃を除きます。

第4条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次に掲げる者をいいます。

① 本人

② 本人の配偶者

③ 本人またはその配偶者の同居の親族

④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する第2条(保険金を支払う場合)の事故に限ります。

⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する第2条の事故に限ります。

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第6条(保険金の支払額)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

第5条 (支払保険金の範囲)

当社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限りします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払ったことによって被保険者が取得するものがある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。

② 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

③ 損害賠償責任の解決について、被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

④ 第8条(事故の発生)(1)③に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

⑤ 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合は、被保険者がその手段を講じたことによって要した費用のうち、被害者のために支出した応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

⑥ 第10条(当社による解決)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用

⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第8条(1)②または第19条(代位)(3)の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

第6条 (保険金の支払額)

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険金額を支払う限度とします。

② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条②および③

の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく、書面をもって当会社に通知すること。
 - ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。
 - ③ 損害の発生および拡大の防止のために必要な措置を講ずること。
 - ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1)②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ③ (1)③に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ④ (1)④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（当会社による援助）

(1) 被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(2) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第10条（当会社による解決）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）を行います。

- ① 被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社と解決条件に合意している場合
 - ② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について

当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超過する場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- (4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(注) 弁護士の選任を含みます。

第11条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当会社が被保険者に対して支払うべき保険金の額(注1)を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
-----------------------------------	--------------------------------	---	-------

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注2)が保険金額を超過すると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① (2)④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(7) (6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当会社が被保険者に対して支払うべき保険金の額(注1)を限度とします。

(注1) 同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額があ

る場合は、その全額を含みます。

第12条（先取特権）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注1）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注3）
- (3) 保険金請求権（注1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注1）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注1）第5条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

（注2）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注3）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第13条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、損害賠償金の額が確定した時（注1）から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
- (3) その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注3）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注3）または②以外の3親等内の親族
- (4) （3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注1）被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責

任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時をいいます。

(注2) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

(注3) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第14条(保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の程度、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次のいずれかの日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 被保険者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第15条(損害賠償額の請求および支払)

(1) 損害賠償請求権者が第11条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書
- ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の

額を示す示談書

- ⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書
(注1) および被害が生じた物の写真 **(注2)**
 - ⑧ その他当社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの
- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者 **(注3)**
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 **(注3)** または②以外の3親等内の親族
- (3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6) 当社は、第11条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)の①から④までまたは同条(6)の①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日 **(注4)** からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の程度、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日 **(注4)** からその日を含めて次に掲げる日数 **(注5)** を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 **(注6)** 180日
 - ② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合日本国外における調査 180日
- (8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権

者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注7）には、これにより確認が遅延した期間については、（6）または（7）の期間に算入しないものとします。

（9）（6）または（7）の規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）画像データを含みます。

（注3）普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（注4）損害賠償請求権者が（1）および（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注5）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注6）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注7）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第16条（損害賠償請求権の行使期限）

第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第17条（時効）

この特約の保険金請求権は、第13条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第18条（仮払金および供託金の貸付け等）

（1）第9条（当会社による援助）または第10条（当会社による解決）（1）の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故について保険金額（注1）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、1回の事故について保険金額（注1）の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

（2）（1）の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（3）（1）の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、保険金額に関する支払保険金の計算規定、第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）ただし書および同条（7）ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。

（4）（1）の供託金（注2）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注2）の限度で、（1）の当会社の名による供託金（注2）または貸付金（注2）が保険金として支払われたものとみなします。

（5）保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、（1）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

（注1）同一事故について既に当会社が支払った保険金または第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（注2）利息を含みます。

第19条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第20条 (普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第2章傷害条項第2条(保険金を支払わない場合-その1)から第15条(死亡保険金受取人の変更)まで、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)、同条(5)および第17条(時効)の規定は適用しません。

第21条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故または第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)の被害事故(注2)による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害」
- ② 第4章基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害」

第22条 (家族特約が付帯された場合の取扱)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、第1条(用語の定義)「本人」の定義中「普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者」とあるのは「家族特約第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

第23条 (家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合には、第1条(用語の定義)「本人」の定義中「普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者」とあるのは「家族特約(夫婦用)第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

第24条 (家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合の取扱)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合には、第1条(用語の定義)「本人」の定義中「普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者」とあるのは「家族特約(配偶者補償対象外用)第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

第25条 (交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、同特約第3条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

第26条 (重大事由による解除の特則)

- (1) 当社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第4章基本条項第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害

については適用しません。

- ① 普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② 普通保険約款第4章基本条項第9条（1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた損害賠償金の損害
- （注）被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。ただし、被保険者のうち本人が該当する場合には、その家族に係る部分に限ります。

第27条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

③2携行品損害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	偶然な事故をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 （注）定期券は除きます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意または重大な過失。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑫ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑭ 保険の対象のすり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷で

あって保険の対象の機能に支障をきたさない損害

- ⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑯ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
- ⑰ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5) 使用済燃料を含みます。
- (注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険の対象およびその範囲)

- (1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅(注1)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限りま
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 船舶(注2)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ③ 義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ④ 動物および植物
- ⑤ 手形その他の有価証券(注3)、印紙、切手
- ⑥ 預金証書または貯金証書(注4)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
- ⑦ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑧ その他下欄記載の物

移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、コンタクトレンズ、眼鏡

- (注1) 敷地を含みます。
- (注2) ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 小切手は除きます。
- (注4) 通帳およびキャッシュカードを含みます。

第5条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落(注)は損害額に含みません。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。
- (4) 保険契約者または被保険者が次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- ① 第8条(事故の発生)(1)③に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であったもの
- ② 第8条(1)④に規定する手続のために必要な費用
- (5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(4)①および②の費用の合計額を損害額とします。

(7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

(注) 格落損をいいます。

第6条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度(注)ごとに保険金額をもって限度とします。

(注) 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条 (事故の発生)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度ならびにこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所および氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 損害が盗難によって生じた場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかをただちに行うこと。

ア. 小切手の場合

その小切手の振出人(注1)および支払金融機関への届出

イ. 乗車券等の場合

その運輸機関(注2)または発行者への届出

③ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

④ 第三者から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

⑤ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。

⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注3)について遅滞なく当会社に通知すること。

⑧ ①から⑦までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出することおよびその他当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会社は次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①、②、⑥、⑦または⑧に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② (1)③に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

③ (1)④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

- ④ (1)⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
(注1) 被保険者が振出人である場合を除きます。
(注2) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。
(注3) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 公の機関(注1)の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限りません。
- ③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
- ④ その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注2)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注2)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)および(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注2) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条 (被害物の調査)

保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、損害が生じた保険の対象の全部もしくは一部を調査することができます。

第11条 (盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第5条(損害額の決定)(4)①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

(4) 保険の対象が盗取された場合に、当社が保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額(注1)に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(注2)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(5) (2) または (4) ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第5条(損害額の決定)の規定によって決定します。

(注1) 保険の対象が乗車券等の場合は損害額をいいます。

(注2) 第5条(損害額の決定)(4)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第13条(時効)

保険金請求権は、第9条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条(代位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第15条(普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第2章傷害条項第2条(保険金を支払わない場合-その1)から第15条(死亡保険金受取人の変更)まで、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)、同条(5)および第17条(時効)の規定は適用しません。

第16条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)(1)の「危険」の定義中「傷害または損害」とあるのは「損害」

② 第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故または第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)の被害事故(注2)による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害」

③ 第4章基本条項第2条(告知義務)(3)③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生する前に」

④ 第4章基本条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後に」とあるのは「損害が生じた後に」

⑤ 第4章基本条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「生じた損害」

⑥ 第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害」

⑦ 第4章基本条項第9条(3)の規定中「傷害または損害(注3)」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害」

⑧ 第4章基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事

故による損害」

- ⑨ 第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）①の規定中「傷害または損害発生の有無」とあるのは「損害発生の有無」
- ⑩ 第4章基本条項第16条（1）③の規定中「傷害の程度」とあるのは「損害の程度」、「事故と傷害または損害との関係」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の事由と損害との関係」
- ⑪ 第4章基本条項第16条（注1）の規定中「第2章傷害条項第12条（保険金の請求）（2）から（4）までまたは第3章被害事故補償条項第11条（保険金の請求）（2）の規定による手続」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」

第17条（家族特約が付帯された場合の取扱）

- （1）この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、第4条（保険の対象およびその範囲）（1）の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」と読み替えて適用します。

第18条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱）

- （1）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、第4条（保険の対象およびその範囲）（1）の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」と読み替えて適用します。

第19条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱）

- （1）この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、第4条（保険の対象およびその範囲）（1）の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」と読み替えて適用します。

第20条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第21条（重大事由による解除の特則）

- （1）当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注）を解除することができます。
- （2）（1）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、（1）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （3）（1）の規定による解除がなされた場合には、（2）の規定は、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

（注）被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

第22条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

③③受託品賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。

受託品	被保険者が管理する財物で第5条（受託品の範囲）に規定するものをいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、受託品が次に掲げる間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅内に保管されている間
- ② 被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑪ 受託品に生じた自然発火または自然爆発
- ⑫ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故または機械的事故
- ⑬ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由
- ⑭ ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由
- ⑮ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹による受託品の損壊

(2) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑥ 航空機、船舶（注7）または銃器（注8）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑦ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された損壊に起因する損害賠償責任
- ⑧ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（注9）
- ⑨ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、

または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注7) 原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

(注8) 空気銃を除きます。

(注9) 収益減少に基づく賠償責任を含みます。

第4条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次に掲げる者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

① 本人

② 本人の配偶者

③ 本人またはその配偶者の同居の親族

④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第7条(保険金の支払額)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条 (受託品の範囲)

この特約における受託品は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、次に掲げるものを除いたものとします。

① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物

② 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物

③ 自動車(注1)、原動機付自転車、船舶(注2)、航空機およびこれらの付属品

④ 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物

⑤ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登はん(注3)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注4)操縦(注5)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗(注6)、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

⑥ 動物、植物等の生物

⑦ 建物。ただし、次に掲げるものを含みます。

ア. 畳、建具その他これらに類する物

イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

⑧ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

⑨ 公序良俗に反する物

⑩ その他下欄記載の物

(注1) 被牽引車^{けん}を含みます。

(注2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

(注3) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注4) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注5) 職務として操縦する場合を除きます。

(注6) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

第6条（支払保険金の範囲）

当社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限りま

- ① 被害受託品について正当な権利を有する者に対して支払うべき損害賠償金。ただし、保険事故の生じた地および時において、もし保険事故がなければ有したであろう被害受託品の価額を超えないものとします。
- ② 第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第9条（事故の発生）（1）③に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用および同条（1）④の手續のために必要な費用
- ③ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手續をするために要した費用
- ④ 損害賠償責任の解決について、被保険者等の行う折衝または示談について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 第10条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

第7条（保険金の支払額）

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額と

- ① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険期間を通じ、保険金額を支払う限度とします。ただし、保険期間が1年を超える契約においては、保険年度（注）ごとに保険金額をもって限度とします。
 - ② 前条②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条③および④の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。
- （注）初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるとときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （2）（1）の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（事故の発生）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）の受託品の損壊、紛失または盗取が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 受託品の損壊、紛失または盗取の発生日時および場所、被害受託品について正当な権利を有する者の住所、氏名、受託品、受託品の損害状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 受託品が盗取された場合にあっては、遅滞なく警察署へ届け出ること。
- ③ 受託品の損壊、紛失または盗取によって生じた損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- ④ 第三者から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手續を行うこと。
- ⑤ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。
- ⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出することおよびその他当会

社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)に規定する義務に違反したときは、当会社は次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①、②、⑥、⑦または⑧に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② (1)③に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

③ (1)④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

④ (1)⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条 (当会社による解決)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第11条 (保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、損害賠償金の額が確定した時(注1)から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 示談書その他これに代わるべき書類

③ 損害を証明する書類

④ 盗難による損害の場合には警察署の盗難届出証明書

⑤ その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注2)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注2)または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)および(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合、または(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時をいいます。

(注2) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第12条（時効）

この特約の規定による保険金請求権は、前条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（1）および（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第14条（先取特権）

（1）第2条（保険金を支払う場合）の事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注1）について先取特権を有します。

（2）当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注2）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注3）

（3）保険金請求権（注1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注1）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注1）第6条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

（注2）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注3）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第15条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第15条（死亡保険金受取人の変更）まで、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）、同条（5）および第17条（時効）の規定は適用しません。

第16条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）（1）の「危険」の定義中「傷害または損害」とあるのは「損害」

② 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の事故または第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の被害事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の受託品の損壊、紛失または盗取による損害」

③ 第4章基本条項第2条（告知義務）（3）③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の受託品の損壊、紛失または盗取が発生する前に」

- ④ 第4章基本条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後に」とあるのは「傷害が生じた後に」
- ⑤ 第4章基本条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「生じた損害」
- ⑥ 第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の受託品の損壊、紛失または盗取による損害」
- ⑦ 第4章基本条項第9条(3)の規定中「傷害または損害(注3)」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の受託品の損壊、紛失または盗取による損害」
- ⑧ 第4章基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の受託品の損壊、紛失または盗取による損害」
- ⑨ 第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)①の規定中「傷害または損害発生の有無」とあるのは「損害発生の有無」
- ⑩ 第4章基本条項第16条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「損害の程度」、「事故と傷害または損害との関係」とあるのは「事故と損害との関係」
- ⑪ 第4章基本条項第16条(注1)の規定中「第2章傷害条項第12条(保険金の請求)(2)から(4)までまたは第3章被害事故補償条項第11条(保険金の請求)(2)の規定による手続」とあるのは「この特約第11条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続」

第17条(家族特約が付帯された場合の取扱)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、第1条(用語の定義)本人の定義中「普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者」とあるのは「家族特約第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

第18条(家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合には、第1条(用語の定義)本人の定義中「普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者」とあるのは「家族特約(夫婦用)第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

第19条(家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合の取扱)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合には、第1条(用語の定義)本人の定義中「普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者」とあるのは「家族特約(配偶者補償対象外用)第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

第20条(交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、同特約第3条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

第21条(重大事由による解除の特則)

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した受託品の損壊、紛失または盗取による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① 普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③ア

からウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

- ② 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた損害賠償金の損害

(注) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

第22条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

③4 救援者費用等補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被保険者の捜索(注1)、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(注2)をいいます。 (注1) 捜索、救助または移送をいいます。 (注2) これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が次に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。

- ① 保険期間中に、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ③ 保険期間中に被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅(注1)外において被った普通保険約款第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院(注2)した場合(注1)敷地を含みます。
(注2) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため被保険者以外の医師が必要と認めた場合に限り、

第3条 (費用の範囲)

前条の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 捜索救助費用
遭難した被保険者を捜索(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- ② 交通費
救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、前条②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ③ 宿泊施設の客室料
現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設(注2)の客室料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、前条②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ④ 移送費用
死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注3)をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。
- ⑤ 諸雑費
救援者の渡航手続費(注4)および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費(注5)等をいい、次のいずれかの金額を限度とし

ます。

ア. これらの費用が、被保険者が日本国外において前条①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、20万円

イ. これらの費用が、被保険者が日本国内において前条①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、3万円

(注1) 捜索、救助または移送をいいます。

(注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注3) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

(注4) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

(注5) 花代、読経および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

第4条(保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはそのものが受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療措置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

⑭ 被保険者が次の運動等を行っている間に生じた事故

山岳登山(注6)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注7)操縦(注8)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注9)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注10)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって第2条(保険金を支払う場合)③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注7) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注8) 職務として操縦する場合を除きます。

(注9) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます)を除きます。

(注10) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(保険金の支払額)

当社は、第3条(費用の範囲)の費用のうち社会通念上妥当な部分で、かつ第2条(保険金を支払う場合)①から③と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額(注)についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

(注) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第6条(支払保険金の限度)

当社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額(注1)をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度(注2)ごとに保険金額(注1)をもって限度とします。

(注1) 保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

(注2) 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条(事故の発生)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条(保険金を支払う場合)に掲げる場合のいずれかに該当したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 第2条①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めた場合は、これに応じなければなりません。
ア. 第2条①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況
イ. 第2条③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度
- ② 第2条に掲げる場合のいずれかに該当したことによって生じた損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- ③ 第三者から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- ④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。
- ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出することおよびその他当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①、⑤、⑥または⑦に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ② (1)②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ (1)③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

- ④ (1) ④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
- ② 保険金の支払を受けようとする第3条 (費用の範囲) に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ③ その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第16条 (保険金の支払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるとき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注) または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または救済者費用保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条 (時効)

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条 (代位)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) の費用が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）から第15条（死亡保険金受取人の変更）まで、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）、同条（5）および第17条（時効）の規定は適用しません。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）（1）の「危険」の定義中「傷害または損害」とあるのは「費用」
- ② 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の事故または第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の被害事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ③ 第4章基本条項第2条（告知義務）（3）③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に」
- ④ 第4章基本条項第2条（4）の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に掲げる場合のいずれかに該当した後に」
- ⑤ 第4章基本条項第2条（5）の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「生じた費用」
- ⑥ 第4章基本条項第9条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ⑦ 第4章基本条項第9条（3）の規定中「傷害または損害（注3）の発生した後に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより費用が発生した後に」、「発生した傷害または損害（注3）」とあるのは「発生したこの特約第2条に掲げる場合のいずれかに該当したことにより生じた費用」
- ⑧ 第4章基本条項第12条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ⑨ 第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）①の規定中「傷害または損害発生の有無」とあるのは「費用発生の有無」
- ⑩ 第4章基本条項第16条（1）③の規定中「傷害の程度」とあるのは「費用の程度」、「事故と傷害または損害との関係」とあるのは「第2条（保険金を支払う場合）の事由と費用との関係」
- ⑪ 第4章基本条項第16条（注1）の規定中「第2章傷害条項第12条（保険金の請求）（2）から（4）までまたは第3章被害事故補償条項第11条（保険金の請求）（2）の規定による手続」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」

第14条（家族特約が付帯された場合の取扱）

- （1）この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、第2条（保険金を支払う場合）③の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「保険証券記載の被保険者の住所」とあるのは「被保険者の住所」と読み替えて適用します。

第15条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱）

- （1）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、第2条（保険金を支払う場合）③の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「保険証券記載の被保険者の住所」とあるのは「被保険者の住所」と読み替えて適用します。

第16条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、第2条（保険金を支払う場合）③の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「保険証券記載の被保険者の住所」とあるのは「被保険者の住所」と読み替えて適用します。

第17条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注）を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が費用の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条（保険金を支払う場合）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより生じた費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者または保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

③5 キャンセル費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
キャンセル事由	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族の死亡、傷害または疾病による入院をいいます。 この場合において、被保険者と被保険者以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。
自己負担額	保険証券記載の免責金額またはそのキャンセル費用の額の20%に相当する額のいずれか高い額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、キャンセル事由によって、被保険者が第4条（特定のサービスの範囲）に規定する特定のサービスの提供をうけられなくなった場合に、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、前条の特定のサービスが、被保険者の職務遂行に関係するものである場合には、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。

- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 妊娠、出産、早産または流産による入院
- ⑦ 被保険者が頸部症候群（注3）、腰痛その他の症状を訴えている場合で、その症状の原因がいかなるときでも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物質（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
 - （注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注2） 運転する地における法令によるものをいいます。
 - （注3） いわゆる「むちうち症」をいいます。
 - （注4） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注5） 使用済燃料を含みます。
 - （注6） 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（特定のサービスの範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次のいずれかに該当するものに限り、

- ① 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ② 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ③ 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送
- ④ 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ⑤ 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
- ⑥ 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

第5条（キャンセル費用の範囲）

（1）第2条（保険金を支払う場合）のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。

（2）（1）のキャンセル費用は、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限り、ただし、被保険者がサービスの提供をうけられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者もサービスの提供をうけられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。

（3）（1）のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、被保険者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として社会通念上妥当な金額に限り、

第6条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

（1）当社は、次に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、保険金を支払います。

- ① 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、被保険者の死亡の場合を除きます。
- ② 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内

（2）当社は、（1）に規定する期間が開始する前または（1）に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけられた場合またはうけられる場合には、保険金を支払いません。

（3）第4条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので（1）に規定する期間内に旅行行程（注）が開始する場合には、（1）に規

定する期間が経過した後にその旅行行程が終了する場合であっても、その旅行に係るサービスは、(1)に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

(注) 旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。

第7条 (キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係)

(1) 当社は、第2条 (保険金を支払う場合) の特定のサービスを予約した後、そのサービスの提供をうける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1) の予約した日およびサービスの提供をうける日が明確でない場合には、当社は、保険金を支払いません。

第8条 (キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係)

当社は、普通保険約款第4章基本条項第1条 (保険責任の始期および終期) に規定する保険責任の始期または保険料領収前 (注1) に、キャンセル事由の原因 (注2) が生じていたため被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約の保険責任の開始日に保険責任が終了する前契約の始期または保険料領収前とします。

(注2) 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族について、キャンセル事由である死亡または入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病 (注3) をいいます。

(注3) 疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、被保険者以外の医師の診断によります。

第9条 (保険期間と支払責任の関係)

当社は、この保険契約の保険期間中にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第10条 (保険金の支払額)

当社が支払うべき保険金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第5条 (キャンセル費用の範囲) に規定するキャンセル費用の額から、被保険者の自己負担額を差し引いた額とします。

第11条 (支払保険金の限度)

当社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額 (注1) をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度 (注2) ごとに保険金額 (注1) をもって限度とします。

(注1) 保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

(注2) 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第2条 (保険金を支払う場合) の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約に被保険者の自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第13条 (損害防止義務)

(1) 第2条 (保険金を支払う場合) のキャンセル事由が発生した場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除する等キャンセル費用の発生または拡大の防止につとめなければなりません。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく (1) の規定に違反したときは、当社は、防止できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (回収金額の控除)

被保険者が負担したキャンセル費用について第三者より支払われた損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を被保険者が負担した第2条 (保険金を支払う場合) に規定する損害の額から差し引くものとします。

第15条 (事故の発生)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条 (保険

金を支払う場合)のキャンセル事由が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① キャンセル事由の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② キャンセル事由の発生によって生じた損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ③ 第三者から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - ④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出することおよびその他当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①、⑤、⑥または⑦に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ② (1)②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ③ (1)③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ (1)④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第16条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者または被保険者の法定相続人が費用を負担した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類
 - ③ 被保険者が負担したキャンセル費用の額を証明する書類
 - ④ 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類
 - ⑤ 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検案書
 - ⑥ 入院がキャンセル事由である場合には、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ⑦ 死亡または入院の直接の原因が疾病である場合は、その疾病が保険責任の始期または保険料領収日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ⑧ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑨ その他当社が普通保険約款第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に

保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) および (3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第17条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当社は、第15条（事故の発生）(1)①の規定による通知または前条(2)の規定による請求を受けた場合は、保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第18条（時効）

保険金請求権は、第16条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者または被保険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合

被保険者または被保険者の法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者または被保険者の法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者または被保険者の法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第20条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第15条（死亡保険金受取人の変更）まで、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)、同条(5)および第17条（時効）の規定は適用しません。

第21条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）(1)の「危険」の定義中「傷害または損害」とあるのは「損害」

② 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故または第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の被害事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約のキャンセル事由による損害」

③ 第4章基本条項第2条（告知義務）(3)③の規定中「この保険契約に

よって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「この特約のキャンセル事由が発生する前に」

- ④ 第4章基本条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後に」とあるのは「損害が生じた後に」
- ⑤ 第4章基本条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「生じた損害」
- ⑥ 第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約のキャンセル事由による損害」
- ⑦ 第4章基本条項第9条(3)の規定中「傷害または損害(注3)」とあるのは「この特約のキャンセル事由による損害」
- ⑧ 第4章基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約のキャンセル事由による損害」
- ⑨ 第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)①の規定中「傷害または損害発生の有無」とあるのは「損害発生の有無」
- ⑩ 第4章基本条項第16条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「損害の程度」、「事故と傷害または損害との関係」とあるのは「この特約のキャンセル事由と損害との関係」
- ⑪ 第4章基本条項第16条(注1)の規定中「第2章傷害条項第12条(保険金の請求)(2)から(4)までまたは第3章被害事故補償条項第11条(保険金の請求)(2)の規定による手続」とあるのは「この特約第16条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続」

第22条(家族特約が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。

第23条(家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。

第24条(家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。

第25条(交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、同特約第3条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

第26条(重大事由による解除の特則)

- (1) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注)を解除することができます。
 - (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したキャンセル事由による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者または保険金を受け取るべき者に生じた損害については適用しません。
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

第27条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

③⑥ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アルバトロス	各ホール基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催または共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（注）、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （注）公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無を問いません。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、いかなる名目であっても、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3か月以内（注）に開催された祝賀会に必要とする費用をいいます。 （注）祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から当会社にゴルフ競技を行う時期について告げ、当社がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。
贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
帯同者	同伴キャディ以外の者で、被保険者または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
保険金	ホールインワン・アルバトロス費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のホールインワン・アルバトロス費用の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として次の費用を負担することによって被る損害に対して保険金額を限度に、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を除きます。

- ア. 貨幣、紙幣
- イ. 有価証券
- ウ. 商品券等の物品切手
- エ. プリペイドカード（注1）

② 祝賀会費用

③ ゴルフ場に対する記念植樹費用

④ 同伴キャディに対する祝儀

⑤ その他慣習として負担することが適当な下欄記載の費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ費用

（2）（1）のホールインワンまたはアルバトロスとは、次に掲げる者の両方（注2）が目撃したものまたは記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるものをいいます。

① 同伴競技者

② 同伴競技者以外の第三者（注3）

（注1）被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものを除きます。

（注2）公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、いずれかの者とします。

（注3）同伴競技者以外の第三者には、帯同者を含みません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

② 被保険者がゴルフ場の使用人（注）である場合、その被保険者が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

（注）臨時雇いを含みます。

第4条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

第5条（保険金額の自動復元）

当社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高額のものから、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（2）（1）の費用の額は、それぞれの保険契約に被保険者の自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第7条（事故の発生）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを知ったときは、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した状況ならびにこれらの事項の証人となる者の住所および氏名を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 第2条に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによって生じた損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

③ 第三者から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。

⑤ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。

⑦ ①から⑥のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出することおよびその他当社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① （1）①、⑤、⑥または⑦に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

② （1）②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- ③ (1)③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ (1)④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類をすべて提出しなければなりません。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金請求書、保険証券、次の④および⑤に加え、①または②の書類または証拠のいずれかを提出すれば足りります。
- ① 同伴競技者が署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
- ② 次に掲げるいずれかの書類または証拠
- ア. 第2条 (保険金を支払う場合) (2) ②に規定する同伴競技者以外の第三者 (注1) が署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
- イ. 第2条 (2) に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等
- ③ 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
- ④ 第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①から⑤までの費用の支払いを証明する領収書
- ⑤ その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第16条 (保険金の支払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注2)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注2) または②以外の3親等内の親族
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 複数存在する場合にはいずれかの者としします。

(注2) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第9条 (時効)

保険金請求権は、前条 (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条 (代位)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) (1) の損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債

権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者等が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条 (普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第2章傷害条項第2条(保険金を支払わない場合—その1)から第15条(死亡保険金受取人の変更)まで、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)、同条(5)および第17条(時効)の規定は適用しません。

第12条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)(1)の「危険」の定義中「傷害または損害」とあるのは「損害」
- ② 第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故または第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)の被害事故(注2)による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる損害」
- ③ 第4章基本条項第2条(告知義務)(3)③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成する前に」
- ④ 第4章基本条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後に」とあるのは「損害が生じた後に」
- ⑤ 第4章基本条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「生じた損害」
- ⑥ 第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる損害」
- ⑦ 第4章基本条項第9条(3)の規定中「傷害または損害(注3)」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる損害」
- ⑧ 第4章基本条項第12条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる損害」
- ⑨ 第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)①の規定中「傷害または損害発生の有無」とあるのは「損害発生の有無」
- ⑩ 第4章基本条項第16条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「損害の程度」、「事故と傷害または損害との関係」とあるのは「事故と損害との関係」
- ⑪ 第4章基本条項第16条(注1)の規定中「第2章傷害条項第12条(保険金の請求)(2)から(4)までまたは第3章被害事故補償条項第11条(保険金の請求)(2)の規定による手続」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続」

第13条 (家族特約が付帯された場合の取扱)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、第4条(被保険者の範囲)の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者」とあるのは「家族特約第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

第14条 (家族特約 (夫婦用) が付帯された場合の取扱)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約 (夫婦用) が付帯された場合には、同特約第2条 (保険金を支払わない場合) および第4条 (当会社の責任限度額) の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約 (夫婦用) が付帯された場合には、第4条 (被保険者の範囲) の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条 (用語の定義) に規定する被保険者」とあるのは「家族特約 (夫婦用) 第1条 (用語の定義) に規定する本人」と読み替えて適用します。

第15条 (家族特約 (配偶者補償対象外用) が付帯された場合の取扱)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約 (配偶者補償対象外用) が付帯された場合には、同特約第2条 (保険金を支払わない場合) および第4条 (当会社の責任限度額) の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約 (配偶者補償対象外用) が付帯された場合には、第4条 (被保険者の範囲) の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条 (用語の定義) に規定する被保険者」とあるのは「家族特約 (配偶者補償対象外用) 第1条 (用語の定義) に規定する本人」と読み替えて適用します。

第16条 (交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、同特約第3条 (保険金を支払わない場合) の規定は適用しません。

第17条 (重大事由による解除の特則)

- (1) 当社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第4章基本条項第9条 (重大事由による解除) (1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約 (注) を解除することができます。
- (2) (1) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1) の規定による解除がなされた場合には、(2) の規定は、普通保険約款第4章基本条項第9条 (重大事由による解除) (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(注) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

第18条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

③7 家族ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

当社は、この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約第4条 (被保険者の範囲) に規定する被保険者を、次に掲げる者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

- ① 本人 (注1)
 - ② 本人 (注1) の配偶者
 - ③ 本人 (注1) またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 本人 (注1) またはその配偶者の別居の未婚 (注2) の子
- (注1) 保険証券記載の被保険者をいいます。
(注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

③8 家族ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (夫婦用)

当社は、この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約第4条 (被保険者の範囲) に規定する被保険者を、本人 (注) およびその配偶者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

(注) 保険証券記載の被保険者をいいます。

③⑨家族ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (配偶者補償対象外用)

当会社は、この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約第4条(被保険者の範囲)に規定する被保険者を、本人(注1)ならびに本人(注1)の同居の親族および別居の未婚(注2)の子とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

(注1) 保険証券記載の被保険者をいいます。

(注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

④⑩ホームヘルパー費用補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家事従事者	被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。
入院保険金	普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(1)の入院保険金をいいます。
ホームヘルパー	炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
ホームヘルパー雇入時	ホームヘルパーを雇い入れたとき。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
雇入費用	ホームヘルパーの雇入費用をいい、ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が普通保険約款第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、入院保険金が支払われるべき場合において、被保険者が家事に従事できなくなったことにより、被保険者の行うべき家事を代行するために被保険者の家庭においてホームヘルパーを雇い入れたときには、これによって被保険者が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

(2) 被保険者が(1)の傷害を被った時に、被保険者が家事従事者でなかった場合には、当会社は保険金を支払いません。

(3) (1)の費用は、入院保険金の支払を受けるべき期間中に被保険者が負担した雇入費用とします。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

(1) 当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害を被ったことにより、被保険者が前条(1)の費用を負担した場合は、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療措置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)

- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注7）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものにより被保険者が前条（1）の費用を負担したときは、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

（注7）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって傷害を被ったことにより、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用を負担した場合は、保険金を支払いません。

① 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

② 被保険者の職業が次に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

オートテスター（注5）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注6）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注7）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

（注5）テストライダーをいいます。

（注6）動物園の飼育係を含みます。

（注7）レフリーを含みます。

第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、被保険者が負担した雇入費用の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、被保険者が負担した雇入費

用について第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた額を被保険者が負担した雇入費用の額から差し引くものとします。

第6条（保険金の支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額をもって限度とします。

$$\text{保険金の支払限度額} = \frac{\text{保険証券記載の「支払限度基礎日額」}}{\text{ホームヘルパーの雇入日数（注）}}$$

（注）入院保険金を支払うべき日数を限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が雇入費用の額を超えるとときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

雇入費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（2）（1）の雇入費用の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（事故の通知）

（1）ホームヘルパー雇入時には、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（2）（1）の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

（3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、（1）および（2）のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（4）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）から（3）までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求）

（1）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款別表6に掲げる入院保険金請求の場合の必要書類のほか、雇入費用の支出を証明する書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または

②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) および (3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条(時効)

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条(代位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第12条(被保険者による特約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(注)を解除することを求めることができます。

(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。

(3) (2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第13条(普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第2章傷害条項第2条(保険金を支払わない場合-その1)から第5条(後遺障害保険金の支払)まで、第7条(通院保険金の支払)から第9条(死亡の推定)まで、第11条(事故の通知)、第12条(保険金の請求)(1)および(3)から(7)まで、第13条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)から第15条(死亡保険金受取人の変更)まで、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)、同条(5)および第17条(時効)の規定は適用しません。

第14条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)(1)の「危険」の定義中「傷害または損害」とあるのは「費用」

② 第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故または第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の被害事故(注

2)による傷害または損害」とあるのは「事故を原因として発生したこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」

- ③ 第4章基本条項第2条（告知義務）（3）③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の原因となった事故が発生する前に」
- ④ 第4章基本条項第2条（4）の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用が発生した後に」
- ⑤ 第4章基本条項第2条（5）の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「生じた費用」
- ⑥ 第4章基本条項第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」
- ⑦ 第4章基本条項第12条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故による費用」
- ⑧ 第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）①の規定中「傷害または損害発生の有無」とあるのは「費用発生の有無」
- ⑨ 第4章基本条項第16条（1）③の規定中「傷害の程度」とあるのは「費用の程度」、「事故と傷害または損害との関係」とあるのは「事故と費用との関係」
- ⑩ 第4章基本条項第16条（注1）の規定中「第2章傷害条項第12条（保険金の請求）（2）から（4）までまたは第3章被害事故補償条項第11条（保険金の請求）（2）の規定による手続」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

④育英費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
扶養不能状態	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が普通保険約款別表2の第2級に掲げる保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定された場合 ③ ①および②以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表2の第3級（3）または（4）に掲げる後遺障害が生じた場合
保険金	育英費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（注）によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、扶養不能状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を被保険者に支払います。
- （2）普通保険約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- （3）同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合の保険金支払割合は、次に掲げるものとします。
- ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる

後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合

(4) 既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合には、次の算式によって算出した割合を保険金支払割合とします。

普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	既にあつた後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	=	適用する割合
---	-----------------------------	---	--------

(5) 扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

(注) 以下この特約において「事故」といいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損失に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)、被保険者または扶養者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 扶養者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療措置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 扶養者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金の支払額)

当社は、第2条(保険金を支払う場合)の規定に基づいて保険金を支払う場合には、保険証券記載の育英費用保険金額を保険金として被保険者に支払います。

第5条 (死亡の推定)

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の損失に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額がこの保険契約の支払責任額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高額のものから、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条 (扶養者の変更)

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者は書面をもってその旨を当会社に通知し、当社がこれを承認したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この特約を適用します。

第8条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故による損失が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めた場合または扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めた場合は、これに応じなければなりません。
 - ② 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知すること。
 - ③ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ④ 第三者から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - ⑤ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。
 - ⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑧ 当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出することおよびその他当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)①から⑧までに規定する義務に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① (1)①、②、⑥から⑧の規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ② (1)③に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ③ (1)④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって

取得することができたと認められる額

- ④ (1)⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、扶養者が扶養不能状態になり、被保険者が損失を被った時から発生し、これを行行使することができます。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める傷害状況報告書
 - ② 公の機関(注1)の事故証明書
 - ③ 死亡診断書もしくは死体検案書または後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 扶養者の戸籍謄本
 - ⑥ 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
 - ⑦ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注3)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注3)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合、または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注2) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (注3) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第8条(事故の通知)の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第11条 (時効)

保険金請求権は、第9条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条（特約の失効）

（1）保険契約締結の後、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合は、この特約は効力を失います。

- ① 当社が保険金を支払った場合
- ② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
- ③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合

（2）（1）の規定によりこの特約が失効となる場合には、当社は、既経過期間に対し月割（注）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、（1）①の場合には保険料を返還しません。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

第13条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）から第13条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第15条（死亡保険金受取人の変更）、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に係る通知義務）、第12条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に係る通知義務等の場合）（2）、同条（5）および第17条（時効）の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）（1）の「危険」の定義中「傷害または損害」とあるのは「損失」
- ② 第2章傷害条項第14条（代位）の規定中「傷害」とあるのは「損失」
- ③ 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の事故または第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の被害事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故による損失」
- ④ 第4章基本条項第2条（告知義務）（3）③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故が発生する前に」
- ⑤ 第4章基本条項第2条（4）の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後に」とあるのは「損失が生じた後に」
- ⑥ 第4章基本条項第2条（5）の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「生じた損失」
- ⑦ 第4章基本条項第9条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故による損失」
- ⑧ 第4章基本条項第9条（3）の規定中「傷害または損害（注3）」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故による損失」
- ⑨ 第4章基本条項第12条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に係る通知義務等の場合）（7）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故による損失」
- ⑩ 第4章基本条項第16条（注1）の規定中「第2章傷害条項第12条（保険金の請求）（2）から（4）までまたは第3章被害事故補償条項第11条（保険金の請求）（2）の規定による手続」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」

第15条（傷害総合保険契約の継続に関する特約等が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯される保険契約に傷害総合保険契約の継続に関する特約または傷害総合保険契約の継続に関する特約（年払契約用）が付帯された場合には、これらの特約の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日の1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となる場合には、この保険契約は継続されないものとします。

第16条（重大事由による解除の特則）

- （1）当社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注）を解除することができます。
- （2）（1）の規定による解除が損失の発生した後になされた場合であっても、（1）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損失に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場

合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損失については適用しません。

(注) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

第17条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

④2天災危険補償特約(育英費用補償特約用)

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、育英費用補償特約第3条(保険金を支払わない場合)(1)の⑩および⑫の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損失に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(2)⑤の規定の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

「⑥ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日」

④3学業費用補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払対象期間	支払対象期間開始日から支払対象期間終了日までの期間をいいます。
支払対象期間開始日	扶養者が扶養不能状態となった日の翌日をいいます。
支払対象期間終了日	保険証券記載の学業費用補償特約の終期をいいます。
支払年度	初年度については、支払対象期間開始日から1年以内に到来する支払対象期間終了日の応当日までとし、次年度以降については、支払対象期間終了日の応当日から1年間をいいます。
扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
扶養不能状態	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が普通保険約款別表2の第2級に掲げる保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定された場合 ③ ①および②以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表2の第3級(3)または(4)に掲げる後遺障害が生じた場合
保険金	学資費用保険金または進学費用保険金をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(注)によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、扶養不能状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を被保険者に支払います。

- (2) 普通保険約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合の保険金支払割合は、次に掲げるものとします。
- ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- (4) 既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した割合を保険金支払割合とします。

$$\begin{array}{rcl} \text{普通保険約款別表2に} & & \text{既にあった後遺障} \\ \text{掲げる加重後の後遺障} & \text{害に該当する等級} & \text{害に該当する等級} \\ \text{害に該当する等級に} & \text{に対する保険金支} & \text{に対する保険金支} \\ \text{する保険金支払割合} & \text{払割合} & \text{割合} \end{array} = \text{適用する割合}$$

- (5) 扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

(注) 以下この特約において「事故」といいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 扶養者が次に該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療措置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 扶養者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (学資費用保険金の支払)

(1) 当社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した学資費用を負担したことによって被った損害に対して、学資費用保険金を被保険者に支払います。

(2) (1) の学資費用は、被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用 (注) をいいます。

(3) 学資費用保険金の支払額は、支払対象期間中の各支払年度について、保険証券記載の学資費用保険金額を限度とします。

(注) 授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。

第5条 (進学費用保険金の支払)

(1) 当社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した進学費用を負担したことによって被った損害に対して、進学費用保険金を被保険者に支払います。

(2) (1) の進学費用は、被保険者が進学する際に、進学する学校に納付する費用のうち、前条(2)の学資費用以外の費用 (注) をいいます。

(3) 進学費用保険金の支払額は、支払対象期間を通じて保険証券記載の進学費用保険金額を限度とします。

(注) 入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。

第6条 (死亡の推定)

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額がこの保険契約の支払責任額を超える場合は、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高額のものから、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の規定は、学資費用保険金および進学費用保険金ごとに適用します。

第8条 (事故の通知)

(1) 扶養者が事故により傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

(3) (2)の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等

の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者は、(1) から (3) までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1) から (4) までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条(保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が損害を被った時から発生し、これを行することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容、損害の額または扶養者の傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)および(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、第8条(事故の通知)の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し、当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第11条(時効)

保険金請求権は、第9条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条(普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第2章傷害条項第2条(保険金を支払わない場合-その1)から第13条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)まで、第15条(死亡保険金受取人の変更)、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または

職務の変更に関する通知義務等の場合) (2)、同条 (5) および第17条 (時効) の規定は適用しません。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2章傷害条項第14条 (代位) の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ② 第4章基本条項第1条 (保険責任の始期および終期) (3) の規定中「第2章傷害条項第1条 (保険金を支払う場合) (1) の事故または第3章被害事故補償条項第1条 (保険金を支払う場合) の被害事故 (注2) による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) の事故による損害」
- ③ 第4章基本条項第2条 (告知義務) (3) ③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) の事故が発生する前に」
- ④ 第4章基本条項第2条 (4) の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後に」とあるのは「損害が生じた後に」
- ⑤ 第4章基本条項第9条 (重大事由による解除) (1) ①の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) の事故による損害」
- ⑥ 第4章基本条項第9条 (3) の規定中「傷害または損害 (注3)」とあるのは「この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) の事故による損害 (注3)」
- ⑦ 第4章基本条項第12条 (保険料の返還または請求 - 告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (7) の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) の事故による損害」
- ⑧ 第4章基本条項第16条 (注1) の規定中「第2章傷害条項第12条 (保険金の請求) (2) から (4) までまたは第3章被害事故補償条項第11条 (保険金の請求) (2) の規定による手続」とあるのは「この特約第9条 (保険金の請求) (2) および (3) の規定による手続」

第14条 (傷害総合保険保険契約の継続に関する特約等が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯される保険契約に傷害総合保険保険契約の継続に関する特約または傷害総合保険保険契約の継続に関する特約 (年払契約用) が付帯された場合には、これらの特約の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日の1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となる場合には、この保険契約は継続されないものとします。

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関 (やむを得ない場合には、第三者) の事故証明書
5. 死亡診断書もしくは死体検案書または後遺障害の程度を証明する医師の診断書
6. 被保険者が学資費用もしくは進学費用を負担したことおよびその金額を証明する書類
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 扶養者の戸籍謄本
9. 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
10. 委任を証明する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)
11. その他当社が普通保険約款第4章基本条項第16条 (保険金の支払時期) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

④天災危険補償特約（学業費用補償特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、学業費用補償特約第3条（保険金を支払わない場合）（1）の⑩および⑫の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（2）⑤の規定の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

「⑥ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 365日」

④学資費用補償対象外特約

当社は、この特約により、学業費用補償特約第4条（学資費用保険金の支払）の規定により支払われる保険金を支払いません。

④進学費用補償対象外特約

当社は、この特約により、学業費用補償特約第5条（進学費用保険金の支払）の規定により支払われる保険金を支払いません。

④傷害医療費用保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師	被保険者以外の医師をいいます。
一部負担金	「療養の給付」等の支払の対象となる療養に要する費用について被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金ならびに一部負担金に相当する費用、入院時食事療養の食事療養標準負担額および入院時生活療養の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係る額をいいます。
「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
公的医療保険制度	次に掲げる法律に基づく制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
差額ベッド代	医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
転院	入院している患者が治療・検査を受けるために、医師の指示によって他の病院等に移ることをいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。
保険金	傷害医療費用保険金をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

労働者災害補償制度	<p>次に掲げる法律に基づく制度をいいます。</p> <p>① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</p> <p>② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）</p> <p>③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）</p> <p>④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）</p> <p>⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）</p>
-----------	---

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として治療を受けたときは、被保険者が負担した次に掲げる費用のうち社会通念上妥当と認められる金額に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

- ① 被保険者が治療のために病院等に支払った費用（注）
 - ② 被保険者が入院、転院または退院するために、その被保険者について必要な移送費および交通費
 - ③ 医師の指示により行った治療に関する費用、医師の指示により購入した治療に必要とする薬剤、治療材料、医療器具に関する費用またはその他医師が必要と認めた費用
- （注）公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他被保険者が病院等に支払った費用をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い普通保険約款第2章傷害条項の保険金を支払わない傷害に対する費用のほか、次に掲げる費用についても保険金を支払いません。この場合において次に掲げる費用について保険金が支払われていた場合は、当社は、その費用に相当する金額の返還を請求できます。

- ① 事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の翌月1日以降の費用
- ② 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により給付の対象となる費用
- ③ 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（注1）により負担される費用
- ④ 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金により負担される費用
- ⑤ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付（注2）により負担される費用

（注1）いわゆる「附加給付」をいいます。

（注2）他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

第4条（保険金の支払額）

（1）当社が支払う保険金の額は、第2条（保険金を支払う場合）の規定による費用の総額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた額とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条（普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係）

当社は、1回の事故であると否とを問わず、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金、被害事故補償保険金またはこの保険契約に付帯される他の特約により支払われる保険金とこの特約の保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第7条（保険金の請求）

（1）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が

治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第2章傷害条項第12条（保険金の請求）（2）に規定する書類のほか、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）の費用を支払ったことを示す領収書
- ② 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用したことを示す書類
- ③ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（注）普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第8条（時効）

保険金請求権は、前条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者に対して損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）および（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第10条（被保険者による特約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。

(2) 保険契約者は、被保険者から（1）に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。

(3) (2)の規定により、保険契約者がこの特約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この特約においては、普通保険約款第2章傷害条項第14条（代位）、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）および同章第17条（時効）の規定は適用しません。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第12条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）の規定中「事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の費用に対しては、変更前料率（注2）により計算した保険料について変更後料率（注3）で契約することができる傷害医療費用保険金額を保険証券記載の保険金額として支払います。」
- ② 別表6の保険金種類の規定中「入院」とあるのは「入院・傷害医療費用」

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

④8 休業保険金支払特約（A）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
1日あたりの所得額	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った時に就いていた業務または職務に対するいっさいの収入（注）として、その直前12か月間に得ていた合計額を365で除した額をいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。 （注）いかなる名目または給付条件でなされる場合でも、賃金、賞与、臨時給与等に相当するものをいいます。
就業不能	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っている状態をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、就業不能とはみなしません。 ① 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った時に就いていた業務または職務の一部に従事した場合 ② 被保険者がその教育、訓練、または経験により習得した能力に相応する①と異なる業務または職務に従事した場合 ③ 被保険者の就業不能の原因となった傷害が治癒したと被保険者以外の医師が認定した日以降 ④ 被保険者が死亡した日以降
就業不能期間	てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。
てん補期間	免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては、当会社は、休業保険金を支払いません。ただし、免責期間には「就業不能」の定義中の①および②の日数を算入しません。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合は、就業不能期間に対し、1日につき保険証券記載の休業保険金日額を、この特約および普通保険約款に従い、休業保険金として被保険者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者の1日あたりの所得額を超えては休業保険金を支払いません。
- (3) 普通保険約款第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）の規定にかかわらず、就業不能期間が1か月以上継続する場合には、当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申し出によって、当会社所定の方法により保険金の内払をおこないます。

第3条（就業不能の再発）

- (1) 免責期間を超える就業不能が終了した後、被保険者が、その就業不能の原因となった傷害によって再び就業不能となった場合は、当会社は、再発した就業不能の期間に対しても休業保険金を支払います。ただし、再発した就業不能については新たに免責期間およびてん補期間を適用しません。

(2) (1)の規定にかかわらず、免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した日の翌週以降に、被保険者が、その就業不能の原因となった傷害によって再び就業不能となった場合には、当社は、再発した就業不能に対しては休業保険金を支払いません。

第4条（就業不能の期間の重複）

当社は、被保険者が休業保険金の支払を受けられる期間中にさらに休業保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、重複する期間に対して、重ねて休業保険金を支払いません。この場合においては、後の傷害についてはその傷害を被った日に就業不能になったとみなし、新たに免責期間およびてん補期間を適用します。

第5条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、休業保険金日額が、保険期間が始まる直前12か月における被保険者の1日あたりの所得額を超えていたことにつき、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、直前12か月における被保険者の1日あたりの所得額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、休業保険金日額について、その直前12か月における被保険者の1日あたりの所得額に至るまでの減額を請求することができます。

第6条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 前条(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡^{さかのぼ}って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 前条(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する休業保険金日額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第7条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次に掲げる時のいずれか早い時から発生し、これを行することができるものとします。
- ① 就業不能が終了した日
 - ② 就業不能の期間がてん補期間を超えて継続した場合は、てん補期間の終了した日
 - ③ 被保険者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した時
 - ④ ①から③までの規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者が第2条（保険金を支払う場合）(3)の規定により内払を請求する場合は、就業不能の期間が1か月に達した時ごと
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第2章傷害条項第12条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、休業日数を記載した休業証明書および所得を証明する書類を当会社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（注）普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

この特約と支払責任が同一である他の保険契約等がある場合において、保険金または共済金を支払うべき就業不能期間が重複し、かつ、支払責任額の合計額が1日あたりの所得額を超えるときは、当社は、次に定める額を保

險金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
1日あたりの所得額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約における就業不能1日あたりの支払責任額を限度とします。

第9条（時効）

保険金請求権は、第7条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条（代位）

（1）就業不能が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその就業不能に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）および（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第11条（被保険者による特約の解除請求）

（1）被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。

（2）保険契約者は、被保険者から（1）に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。

（3）（2）の規定により、保険契約者がこの特約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約においては、普通保険約款第2章傷害条項第14条（代位）、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）および第17条（時効）の規定は適用しません。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）（1）の「危険」の定義中「傷害または損害」とあるのは「傷害による就業不能」
- ② 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）、同第3条（保険金を支払わない場合—その2）、第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、同第12条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）の規定中「傷害」とあるのは「傷害による就業不能」
- ③ 第2章傷害条項第10条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定中「同条の傷害が重大となった場合」および「第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の就業不能が重大となった場合」
- ④ 第2章傷害条項第11条（事故の通知）（1）の規定中「第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の就業不能が開始された場合」、「傷害の程度」とあるのは「傷害ならびに就業不能の程度」
- ⑤ 第2章傷害条項第12条（保険金の請求）（6）の規定中「損害の額または傷害の程度」とあるのは「傷害ならびに就業不能の程度」
- ⑥ 第2章傷害条項第13条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「傷害の程度」とあるのは「傷害ならびに就業不能の程度」
- ⑦ 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（3）、同第2条

(告知義務) (5) および同第9条(重大事由による解除)、同第12条(7) および同第16条(保険金の支払時期) (1)の規定中「傷害または損害」とあるのは「傷害による就業不能」

- ⑧ 第4章基本条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後」とあるのは「傷害による就業不能が開始された後」
- ⑨ 第4章基本条項第16条(1)③の規定中「傷害の程度、損害の額」とあるのは「傷害ならびに就業不能の程度」
- ⑩ 別表6の規定中「入院」とあるのは「休業」

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

④9事業主費用補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款等	普通保険約款または特約をいいます。
保険契約者	保険契約者が連合体である場合は、その構成員のうち、補償対象者が所属する組織または補償対象者と雇用関係のある事業主をいいます。
補償対象者	普通保険約款等の被保険者をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約により死亡保険金または後遺障害保険金を支払う場合には、保険契約者が臨時に負担する費用に対して、この特約および普通保険約款等の規定に従い、保険契約者に事業主費用保険金を支払います。
- (2) (1)の費用とは、次に掲げる費用で、かつ、社会通念上妥当と認められる費用をいいます。ただし、死亡保険金または後遺障害保険金の支払原因となった事故等の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
 - ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
 - ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救済者費用
 - ③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用
 - ④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用
 - ⑤ その他死亡・後遺障害保険金の支払事由に直接起因して負担した費用
- (3) (2)において、補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用は100万円を限度とします。

第3条(事業主費用保険金の支払額)

前条(1)の事業主費用保険金の支払は、保険証券記載の事業主費用保険金額を限度とします。

第4条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が費用の額を超える場合は、当社は、次に定める額を事業主費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高額のものから、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第5条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者が第2条(保険金を支払う場合)の費用を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 保険契約者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条(時効)

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条(代位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の費用を負担したことにより保険契約者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社はその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の額の全額を事業主費用保険金として支払った場合
保険契約者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険契約者が取得した債権の額から、事業主費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第8条(普通保険約款等の適用除外)

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約(注)における保険金の請求、時効および代位の規定は適用しません。

(注) この特約を除きます。

第9条(重大事由による解除の特則)

(1) 当会社は、保険契約者が、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注1)を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除が費用の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による費用に対しては、当会社は、事業主費用保険金を支払いません。この場合において、既に事業主費用保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者に生じた費用については適用しません。

(注1) 保険契約者のうち組織(注2)または事業主(注3)が該当する場合には、その組織(注2)またはその事業主(注3)に係る部分に限ります。

(注2) 第1条(用語の定義)「保険契約者」の定義中に規定する連合体の構成員である組織をいいます。

(注3) 第1条「保険契約者」の定義中に規定する連合体の構成員である事業主をいいます。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 保険契約者が費用を支払ったことおよびその金額を証明する書類。ただし、次の金額の保険金請求分を除きます。 ① 死亡保険金を支払う場合……………10万円 ② 後遺障害保険金を支払う場合 ア. 後遺障害の程度による支払割合が70%以上の場合……………5万円 イ. 後遺障害の程度による支払割合が40%以上70%未満の場合…3万円
4. 保険契約者の印鑑証明書
5. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)

6. その他当社が普通保険約款第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

⑤0使用者賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
下請負人	数次の請負による場合の請負人を含みます。
使用者費用	法律上の損害賠償責任の解決のために支出する第3条（使用者費用保険金の支払）①から④までの費用をいいます。
正味損害賠償金額	損害賠償責任額のうち、第2条（使用者賠償保険金の支払）①から③までの合計額を超過する金額をいいます。
損害賠償責任額	法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額をいいます。
保険契約者	保険契約者が連合体である場合は、その構成員のうち、補償対象者が所属する組織または補償対象者と雇用関係にある事業主をいいます。
補償対象者	普通保険約款の被保険者をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は保険契約者またはその下請負人の自己負担となります。

第2条（使用者賠償保険金の支払）

当社は、補償対象者が被った普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害につき、保険契約者またはその下請負人が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額が、次の金額の合計額を超過する場合に限り、その超過額のみを、この特約および普通保険約款の規定に従い、使用者賠償保険金として保険契約者またはその下請負人に支払います。

- ① 労災保険法等による給付相当額（注）
 - ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業による支払相当額
 - ③ この特約が付帯された保険契約に付帯される他の特約の保険金の支払により法律上の損害賠償責任が免れる金額
- （注）この金額には「特別支給金」を含みません。

第3条（使用者費用保険金の支払）

当社は、普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害に関して、保険契約者またはその下請負人が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次の費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、使用者費用保険金として保険契約者またはその下請負人に支払います。

- ① 損害賠償責任の解決について、保険契約者またはその下請負人が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解もしくは調停または仲裁に要した費用（注）
 - ② 損害賠償責任の解決について、保険契約者またはその下請負人が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に直接要した費用
 - ③ 当社が保険契約者またはその下請負人に代わって、自己の費用で損害賠償責任の解決に当たる場合において、保険契約者またはその下請負人が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用
 - ④ 保険契約者またはその下請負人が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用
- （注）弁護士費用を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）および同第3条（保険金を支払わない場合－その2）に規定する傷害のほか、次に掲げるものについては使用者賠償保険金および使用者費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者またはその下請負人と補償対象者その他第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ保険契約者またはその下請負人が負担しない損害賠償金および費用

- ② 保険契約者またはその下請負人が個人の場合には、その保険契約者またはその下請負人と同居および生計をともにする親族に対する損害賠償金および費用
- ③ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条第1項または船員法（昭和22年法律第100号）第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金
- ④ 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、保険契約者またはその下請負人が負担する金額

第5条（責任限度額）

- (1) 当社が保険契約者またはその下請負人に使用者賠償保険金として支払う正味損害賠償金額は、1回の災害につき保険証券記載の免責金額を超過する部分とし、かつ、保険証券記載のてん補限度額をもって限度とします。
- (2) 当社が、保険契約者またはその下請負人に使用者費用保険金として支払う使用者費用は、その全額とします。ただし、第3条（使用者費用保険金の支払）①および②の費用については、正味損害賠償金額が保険証券記載の1回の災害に適用するてん補限度額を超えた場合は、そのてん補限度額の前記正味損害賠償金額に対する割合をもって限度とします。
- (3) (1) および (2) にいう「1回の災害」とは、発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（使用者賠償保険金の支払）の損害賠償責任または第3条（使用者費用保険金の支払）の使用者費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が正味損害賠償金額または使用者費用の額を超えるときは、当社は、使用者賠償保険金および使用者費用保険金ごとに、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
正味損害賠償金額または使用者費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の損害額は、それぞれの保険契約に免責金額がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、損害賠償金の額が確定した時（注）から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 保険契約者またはその下請負人が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当社は事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者またはその下請負人に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者またはその下請負人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）保険契約者またはその下請負人が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、保険契約者またはその下請負人と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時をいいます。

第8条（時効）

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条（代位）

- (1) 当社が使用者賠償保険金を支払うべき損害賠償責任および使用者費用保険金を支払うべき使用者費用が生じたことにより保険契約者またはその下請負人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合
保険契約者またはその下請負人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合

保険契約者またはその下請負人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者またはその下請負人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者またはその下請負人は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第10条 (先取特権)

- (1) 第2条(使用者賠償保険金の支払)の事故にかかわる損害賠償請求権者は、保険契約者またはその下請負人の当会社に対する保険金請求権(注1)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 保険契約者またはその下請負人が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から保険契約者またはその下請負人に支払う場合(注2)
 - ② 保険契約者またはその下請負人が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、保険契約者またはその下請負人の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 保険契約者またはその下請負人が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 保険契約者またはその下請負人が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が保険契約者またはその下請負人に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から保険契約者またはその下請負人に支払う場合(注3)
- (3) 保険金請求権(注1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注1)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により保険契約者またはその下請負人が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注1) 第3条(使用者費用保険金の支払)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (注2) 保険契約者またはその下請負人が賠償した金額を限度とします。
- (注3) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第11条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第2章傷害条項第12条(保険金の請求)、同第14条(代位)、第3章被害事故補償条項および第4章基本条項第17条(時効)の規定は適用しません。

第12条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「被保険者」とあるのを「補償対象者」
- ② 第2章傷害条項第2条(保険金を支払わない場合—その1)の規定中「保険契約者」とあるのを「保険契約者(保険契約者が連合体であるときは、その構成員のうち、補償対象者が所属する組織または補償対象者と雇用関係のある事業主を含みます。)」

第13条 (重大事由による解除の特則)

- (1) 当会社は、保険契約者またはその下請負人が、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害または費用については適用しません。
- ① 普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者またはその下請負人に生じた損害または費用

- ② 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからオまでのいずれかに該当する保険契約者またはその下請負人に生じた損害賠償金の損害
(注1) 保険契約者のうち組織**(注2)**または事業主**(注3)**が該当する場合には、その組織**(注2)**またはその事業主**(注3)**に係る部分に限ります。また、保険契約者の下請負人が該当する場合には、その下請負人に係る部分に限ります。
(注2) 第1条(用語の定義)「保険契約者」の定義中に規定する連合体の構成員である組織をいいます。
(注3) 第1条「保険契約者」の定義中に規定する連合体の構成員である事業主をいいます。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
5. 補償対象者の死亡に伴う保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
6. 補償対象者の死亡以外に伴う保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書
7. 損害賠償金額および使用者費用を証明する書類
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
9. その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

⑤ 葬祭費用保険金補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	葬祭費用保険契約の保険期間の終了時 (注) を保険期間の開始時とする葬祭費用保険契約をいいます。 (注) その葬祭費用保険契約が終了前に解除されていた場合は、その解除時をいいます。
葬祭費用保険契約	この特約が付帯された保険契約をいいます。
初年度契約	継続契約以外の葬祭費用保険契約をいいます。
保険金	葬祭費用保険金をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は、この特約における被保険者が次のいずれかに該当する状態になり、葬儀等を行った場合には、保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、この特約および普通保険約款に従い保険証券記載の保険金額を限度としてその費用の負担者に保険金を支払います。

- ① 保険期間中に普通保険約款に定める傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ② 保険期間中に疾病を発病し、その直接の原因として保険期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ③ この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時以降に疾病を発病し、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合

(2) (1)の疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、被保険者以外の医師の診断によります。以下同様とします。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

当社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者**(注1)**または被保険者の故意または重大な過失

- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
 - (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注5) 使用済燃料を含みます。
 - (注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(保険金を支払わない場合-その3)

- (1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて保険証券記載の免責期間内に発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第6条(死亡の通知)

- (1) 被保険者が死亡した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その死亡した日からその日を含めて30日以内にその死亡の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金または共済金を支払

うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が同条の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（保険金の請求）

- (1) 保険金請求権は、保険契約者または被保険者の親族が第2条（保険金を支払う場合）に定める費用を負担した時から発生し、これを行わせることができるものとします。
- (2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当社の定める傷害状況報告書
 - ② 保険期間中に疾病を発病したことを証明する医師の診断書
 - ③ 公の機関（注1）の事故証明書
 - ④ 死亡診断書または死体検案書
 - ⑤ 被保険者の戸籍謄本
 - ⑥ 葬祭費用の支出を証明する書類
 - ⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
- ⑧ その他当社が普通保険約款第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、費用の額等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注1）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注2）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第6条（死亡の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注2）収入の喪失を含みません。

第10条（時効）

保険金請求権は、第8条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（代位）

- (1) 当社が保険金を支払うべき第2条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して葬祭費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁

済されるものとします。

- (3) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条 (普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)、同第2条(保険金を支払わない場合-その1)、同第3条(保険金を支払わない場合-その2)、同第11条(事故の通知)、同第12条(保険金の請求)、同第13条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、同第14条(代位)、第3章被害事故補償条項および第4章基本条項第17条(時効)の規定は適用しません。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2章傷害条項第10条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定中「被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時」とあるのは「被保険者がこの特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時または疾病を発病した時」、「同条の傷害を被った後に」とあるのは「同条の傷害を被った後にまたは疾病を発病した後に」、「事故」とあるのは「傷害または疾病」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「同条の傷害または疾病が重大となった場合は」、同条(2)の規定中「第1条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害または疾病が重大となった場合も」
- ② 第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)、同第9条(重大事由による解除)および同第12条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「傷害または損害」とあるのは「傷害または発病した疾病」
- ③ 第4章基本条項第2条(告知義務)(3)③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被る前にまたは疾病が発病する前に」、同条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後に」とあるのは「傷害が生じた後にまたは疾病が発病した後に」、同条(5)の規定中「傷害または損害」とあるのは「傷害または発病した疾病」
- ④ 第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害または損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「傷害を生じさせ、もしくは疾病を発病させたことまたは傷害を生じさせようとし、もしくは疾病を発病させようとしたこと」
- ⑤ 第4章基本条項第9条(3)の規定中「傷害または損害(注3)の発生した後に」とあるのは「傷害の発生または疾病が発病した後に」、「発生した傷害または損害(注3)」とあるのは「発生した傷害または発病した疾病」
- ⑥ 第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(注1)の規定中「第2章傷害条項第12条(保険金の請求)(2)から(4)までまたは第3章被害事故補償条項第11条(保険金の請求)(2)の規定による手続」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求)(2)の規定による手続」
- ⑦ 第4章基本条項第16条(1)①の規定中「傷害または損害発生の有無」とあるのは「傷害の発生または疾病の発病の有無」
- ⑧ 第4章基本条項第16条(1)③の規定中「損害の額」とあるのは「疾病の程度」、「傷害または損害」とあるのは「傷害または疾病」

第14条 (重大事由による解除の特則)

- (1) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が費用の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害または発病した疾病による費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第4章基本条項第9条(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗(注4)、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

⑤②疾病危険補償対象外特約 (葬祭費用保険金補償特約用)

当会社は、この特約により、葬祭費用保険金補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める葬祭費用保険金の支払事由が疾病の発病による場合は、葬祭費用保険金を支払いません。

⑤③傷害危険補償対象外特約 (葬祭費用保険金補償特約用)

当会社は、この特約により、葬祭費用保険金補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める葬祭費用保険金の支払事由が傷害の発生による場合は、葬祭費用保険金を支払いません。

⑤④天災危険補償特約 (葬祭費用保険金補償特約用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、葬祭費用保険金補償特約第3条(保険金を支払わない場合—その1)⑦および⑨の規定にかかわらず、次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害または発病した疾病に対しても、葬祭費用保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第4章基本条項第16条(保険金の支払時期)(2)⑤の規定の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

「⑥ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日」

⑤⑤特別危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害(注1)に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っている場合に限り、保険金(注2)を支払います。

① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金(注2)を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに

該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金（注2）を支払います。

ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

（注1）普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害をいいます。

（注2）普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

⑤6 準記名式契約特約（全員付保） （同一保険金額用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、下欄記載の者全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害または第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合は、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い保険金を支払います。

--

第2条（被保険者名簿）

（1）保険契約者は、常に前条の被保険者全員を示す名簿を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

（2）当社は、（1）の名簿に記載のない者については、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとします。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（被保険者の増員または減員）

（1）保険期間の中途において被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当社に通知しなければなりません。

（2）被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、
介護保険金年額および被害事故補償保険金額

$$= \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額}}{\text{保険証券記載の被保険者数}} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数} + \text{増員数}}{\text{保険証券記載の被保険者数}}$$

（3）（2）の規定は、当社が、（2）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（1）の通知を受けた場合には、当社は、その通知に基づいて保険料を請求または返還します。

（5）当社は、保険契約者が（4）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（6）（4）の規定による追加保険料を請求する場合において、（5）の規定によりこの保険契約を解除できるときも、（2）と同様の方法で保険金を支払います。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑤7 準記名式契約特約（全員付保） （職名等別保険金額用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、下欄記載の者全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害または第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合は、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い保険金を支払います。

--

第2条（被保険者名簿）

- (1) 保険契約者は、常に前条の被保険者全員を (注) 別に示す名簿を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当社は、(1) の名簿に記載のない者については、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとします。
- (注) 以下「職名等」といいます。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は、同一職名等の各被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（被保険者の増員または減員）

- (1) 保険期間の中途において職名等別に被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数および職名等を当社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、
介護保険金年額および被害事故補償保険金額

$$\begin{aligned} & \text{職名等ごとに定められた} \\ & \text{保険証券記載の被保険者} \\ & \text{1名あたりの保険金額、} \\ = & \text{入院保険金日額、通院保} \times \frac{\text{職名等ごとに定められた} \\ & \text{険金日額、介護保険金年} \quad \text{保険証券記載の被保険者数} \\ & \text{額および被害事故補償保} \\ & \text{険金額} \quad \quad \quad \text{職名等ごとに} \\ & \quad \quad \quad \text{定められた} \quad + \quad \text{その職名等} \\ & \quad \quad \quad \text{保険証券記載の} \quad \quad \text{の増員数} \\ & \quad \quad \quad \text{被保険者数} \end{aligned}$$

- (3) (2) の規定は、当社が、(2) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の保険契約者に対する通知をしないうで1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1) の通知を受けた場合には、当社は、その通知に基づいて保険料を請求または返還します。
- (5) 当社は、保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときも、(2)と同様の方法で保険金を支払います。
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑤8 準記名式契約特約（一部付保） （同一保険金額用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、下欄記載の業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害に限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

（業務）

（員数）

第2条（業務従事者名簿）

- （1）保険契約者は、保険期間中に前条の業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を示す名簿を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- （2）当社は、（1）の名簿に記載のない者については、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとします。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および、介護保険金年額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（被保険者の増員または減員）

- （1）保険期間の中途において第1条（保険金を支払う場合）の員数が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当社に通知しなければなりません。
- （2）被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額とみなします。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および
介護保険金年額

$$= \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額}}{\text{保険証券記載の被保険者数の被保険者数} + \text{増員数}} \times \text{保険証券記載の被保険者数}$$

- （3）（2）の規定は、当社が、（2）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
 - （4）（1）の通知を受けた場合には、当社は、その通知に基づいて保険料を請求または返還します。
 - （5）当社は、保険契約者が（4）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - （6）（4）の規定による追加保険料を請求する場合において、（5）の規定によりこの保険契約を解除できるときも、（2）と同様の方法で保険金を支払います。
- （注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第6条（適用契約の範囲）

この特約を付帯できる保険契約は、被害事故補償補償対象外特約を付帯した保険契約に限るものとします。

**⑤9 準記名式契約特約（一部付保）
（職名等別保険金額用）**

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、下欄記載の業務に従事する者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害に限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

（業務）

（員数）

第2条（業務従事者名簿）

(1) 保険契約者は、保険期間中に前条の業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を□□□□(注)別に示す名簿を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

(2) 当社は、(1)の名簿に記載のない者については、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとします。

(注) 以下「職名等」といいます。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額は、同一職名等の被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（被保険者の増員または減員）

(1) 保険期間の中途において職名等別に第1条（保険金を支払う場合）の員数が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数および職名等を当社に通知しなければなりません。

(2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額とみなします。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額

$$= \frac{\text{職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額}}{\text{職名等ごとに定められた被保険者数}} \times \frac{\text{職名等ごとに定められた被保険者数} + \text{その職名等の増員数}}{\text{職名等ごとに定められた被保険者数}}$$

(3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の保険契約者に対する通知をしないうで1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)の通知を受けた場合には、当社は、その通知に基づいて保険料を請求または返還します。

(5) 当社は、保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときも、(2)と同様の方法で保険金を支払います。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第6条（適用契約の範囲）

この特約を付帯できる保険契約は、被害事故補償補償対象外特約を付帯した保険契約に限るものとします。

⑥0 通算短期率適用契約に関する特約 (団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合に限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

第2条 (所定の日)

(1) 前条の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

(2) 保険期間の中途において(1)の所定の日が変更となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知して、当会社の承認を請求しなければなりません。

(3) (2)の規定による承認をする場合には、当社は、その定めるところに従い、保険料を返還または請求します。

第3条 (保険料の返還)

普通保険約款第4章基本条項第13条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)および第15条(保険料の返還-解除の場合)の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合でも、当社は、既に払い込まれた普通保険約款第2章傷害条項にかかる保険料は返還しません。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑥1 通算短期率適用契約に関する特約 (前年活動実績方式または平均活動日数方式用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合に限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

第2条 (所定の日)

前条の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

第3条 (保険料の返還)

普通保険約款第4章基本条項第13条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)および第15条(保険料の返還-解除の場合)の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合でも、当社は、既に払い込まれた普通保険約款第2章傷害条項にかかる保険料は返還しません。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑥2 1割以内異動不精算特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、保険期間の中途において被保険者が増加した場合において、その増加が保険期間の初日における被保険者数の1割以内であるときは、普通保険約款第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終

期) (3) の規定にかかわらず、保険料を請求することなく増加された被保険者が被った傷害または損害に対しても、保険金を支払います。

第2条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第3条 (被保険者の増加)

- (1) 第1条 (保険金を支払う場合) に規定する割合を超える被保険者の増加があった場合には、保険契約者は、遅滞なく、当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく (1) の規定による通知をしなかった場合は、前条の規定にかかわらず、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額

$$= \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額}}{\text{保険期間の初日における被保険者数}} \times 1.1 \times \frac{\text{保険期間の初日における} + \text{増員数}}{\text{被保険者数}}$$

- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の保険契約者に対する通知をしなくて1か月を経過した場合または被保険者の増加の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1) の規定による通知があった場合は、保険契約者は、当会社に対し、第1条 (保険金を支払う場合) に規定する割合を超える部分に相当する被保険者につき未経過期間に対し月割 (注1) により計算した保険料を支払わなければなりません。
- (5) 当会社は、保険契約者が (4) の規定による追加保険料の支払を怠った場合 (注2) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、増員の事実があった後に生じた事故による傷害または損害に対しては、(2) と同様の方法で保険金を支払います。
- (注1) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注2) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第4条 (保険金額および入院保険金日額等が職名等別に定められている場合の取扱)

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額が職名等別に定められている場合は、第1条 (保険金を支払う場合) から前条までの規定については職名等ごとに適用するものとします。

63 企業等の災害補償規定等特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
普通保険約款等	この特約が付帯された普通保険約款または特約をいいます。

第2条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款等の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。
- (2) (1)において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定にしたがいます。ただし、次に掲げる金額（注）を限度とします。
 - ① 保険金の請求書類が次条①の場合
遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が次条②の場合
受給者が保険契約者から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
保険契約者が受給者へ支払った金銭の額
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない場合には、当社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (4) (3)において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定にしたがいます。ただし、遺族補償額（注）を限度とします。
（注）災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額とします。

第3条（保険金の請求）

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類の他に、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）(2)ただし書または同条(4)ただし書により死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

第5条（保険契約者が企業等の連合体の場合の読み替え）

この特約が付帯された保険契約において、保険契約者が企業等の連合体の場合には、「保険契約者」とあるのは「被保険者が所属する企業等」と読み替えて適用します。

⑥4 企業等の保険金受取人に関する特約

第1条（保険金の支払）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）から第7条（通院保険金の支払）までの規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人（注1）に支払います。
- (2) この特約が付帯された保険契約に重度後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯されている場合は、当社は、同特約の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても(1)の死亡保険金受取人（注1）に支払います。
- (3) 当社は、この特約により、他の特約（注2）の規定にかかわらず、他の特約（注2）において被保険者に支払う旨が規定されている保険金についても(1)の死亡保険金受取人（注1）に支払います。ただし、下欄記載の保険金を除きます。

（注1） 保険証券記載の死亡保険金受取人をいいます。

（注2） この特約が付帯された保険契約に付帯されている他の特約をいい、重度後遺障害保険金の追加支払に関する特約を除きます。

第2条（適用条件）

この特約は、保険契約者が企業等（注1）で、次のいずれかの条件を満たす場合に適用します。

- ① 前条に規定する保険金の支払について、被保険者から書面による同意を取り付けること。
- ② 保険契約者が災害補償規定等（注2）を備え付けること。ただし、保険契約者は、当社がその写しの提出を求めた場合は、いつでもこれに応じ

なければなりません。

(注1) 保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。

(注2) 従業員等の業務中および業務外の災害等に対する補償または見舞金支給を行う旨を定めたものをいいます。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑥5 保険金の受取人指定に関する特約

第1条 (保険金の支払)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第5条(後遺障害保険金の支払)から第7条(通院保険金の支払)までの規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人(注1)に支払います。

(2) この特約が付帯された保険契約に重度後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯されているときは、当会社は、同特約の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても(1)の死亡保険金受取人(注1)に支払います。

(3) 当会社は、この特約により、他の特約(注2)の規定にかかわらず、他の特約(注2)において被保険者に支払う旨が規定されている保険金についても(1)の死亡保険金受取人(注1)に支払います。ただし、下欄記載の保険金を除きます。

--

(注1) 保険証券記載の死亡保険金受取人をいいます。

(注2) この特約が付帯された保険契約に付帯されている他の特約をいい、重度後遺障害保険金の追加支払に関する特約を除きます。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑥6 長期保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	保険料払込方法が月払の場合で、払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき第2回目以降の保険料の払込みがないときの、その翌月の払込期日をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
保険年度	① 保険期間に1年未満の端日数がない保険契約の場合 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。 ② 保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合 初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
保険料払込方法	保険証券記載の払込方法をいいます。

第2条 (保険料の払込方法)

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険料払込方法により払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(3) 保険料払込方法が一時払以外の保険契約について、当会社が保険金を支払うべき事由によって被保険者が死亡した場合において、その保険金支払の原因となった事由が発生した日の属する保険年度の保険料のうち、未払込部

分があるときは、その保険金からその未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。ただし、その事由が発生してから被保険者が死亡するまでの間に、当社が保険金を支払うべき他の傷害または損害が発生した場合を除きます。

第3条（第2回以後の保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回以後の保険料の払込期日後1か月を経過した後もその保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込期日から、その保険料を領取した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。

第4条（第2回以後の保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合

② 保険料払込方法が月払の場合に、払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日において、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合

(2) (1)の規定による解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

第5条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当社の承認を得て、保険料払込方法を変更することができます。

第6条（保険料の前納）

(1) 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社の定める方法により、将来到来する払込期日の保険料を前納することができます。

(2) (1)の規定により前納する保険料については、当社所定の利率

(注) および方法により割引きます。

(注) 年5分以内とします。

第7条（保険料の変更－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の規定によります。

① 保険料払込方法が一時払の場合には、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、当社が告知事項の訂正を承認した日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求し、当社が告知事項の訂正を承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、前条の規定により保険料が前納された保険契約については、当社は、当社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の規定によります。

① 保険料払込方法が一時払の場合には、当社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき計算した未経過期間（注4）に対応する保険料を返還または請求します。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度末までの保険料については、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき計算したその保険年度末までの未経過期間（注4）に対応する保険料を返還または請求し、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、前条の規定により保険料が前納された保険契約については、当社は、当社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当社は、保険契約者が(1)および(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注5）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を削減して支払います。

(6) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、保険料払込方法ごとに次の規定によります。

① 保険料払込方法が一時払の場合には、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した未経過期間に対応する保険料を返還または請求します。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算したその保険年度末までの未経過期間に対応する保険料を返還または請求し、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、前条の規定により保険料が前納された保険契約については、当社は、当社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 普通保険約款第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第4章基本条項第3条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第8条(保険料の返還-無効、失効または取消しの場合)

(1) 保険契約が無効の場合には、当社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第4章基本条項第5条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に基づき計算した保険料を返還します。ただし、普通保険約款第2章傷害条項第4条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、当社は、保険料払込方法ごとに次の方法により保険料を返還します。

① 保険料払込方法が一時払の場合には、当社は、失効した日の属する保険年度の翌保険年度以降の期間に対応する保険料および失効した日の属する保険年度における死亡保険金を支払うべき事由に対応しない保険料の未経過期間分の合計額を返還します。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、死亡保険金を支払うべき事由に対応しない保険料の未経過期間分を除き、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当社は、当社の定める方法により計算した保険料を返還します。

③ ②において、失効した日の属する保険年度の保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(3) 保険契約が取消しの場合には、当社は、保険料を返還しません。

第9条(保険料の返還-解除の場合)

(1) 普通保険約款第4章基本条項第2条(告知義務)(2)、第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)(6)、第9条(重大事由による解除)

(1) および (2) またはこの特約第4条(第2回以後の保険料不払による保険契約の解除)(1)もしくは第7条(保険料の変更-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)の規定により当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に基づき計算した保険料を返還します。

(2) 普通保険約款第4章基本条項第8条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、未

経過期間に基づき計算した保険料を返還します。

- (3) 普通保険約款第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に基づき計算した保険料を返還します。
- (4) 普通保険約款第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に基づき計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第10条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4章基本条項第12条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）から第15条（保険料の返還－解除の場合）までの規定は適用しません。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）（注）の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」
- ② 第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）(6)の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各保険年度ごとに」
- ③ 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「保険料領取前」とあるのは「一時払保険料または第1回保険料領取前」

第12条（家族特約等が付帯された場合の取扱）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約、家族特約（夫婦用）または家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、第2条（保険料の払込方法）(3)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約、家族特約（夫婦用）または家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、家族特約第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）(1)、家族特約（夫婦用）第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）(1)または家族特約（配偶者補償対象外用）第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）(1)の規定は適用しません。
- (3) この特約が付帯された保険契約に家族特約、家族特約（夫婦用）または家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、家族特約第3条（被保険者の範囲）(3)①、家族特約（夫婦用）第3条（被保険者の範囲）(3)①または家族特約（配偶者補償対象外用）第3条（被保険者の範囲）(3)①の場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに第7条（保険料の変更－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)①または②に規定する方法により保険料を返還または請求します。
- (4) この特約が付帯された保険契約に家族特約、家族特約（夫婦用）または家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、家族特約第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）(2)、家族特約（夫婦用）第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）(2)または家族特約（配偶者補償対象外用）第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）(2)の規定中「(1)の規定による追加保険料」とあるのは「この特約第12条（家族特約等が付帯された場合の取扱）(3)に規定する追加保険料」と、この特約第8条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）(2)の規定中「被保険者」とあるのは、付帯された特約により「家族特約第3条（被保険者の範囲）に規定する被保険者全員」、「家族特約（夫婦用）第3条（被保険者の範囲）に規定する被保険者全員」または「家族特約（配偶者補償対象外用）第3条（被保険者の範囲）に規定する被保険者全員」と読み替えて適用します。

第13条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱）

- (1) この特約が付帯された保険契約に、交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、第7条（保険料の変更－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に、交通事故傷害危険のみ補償特約と家族特約、家族特約（夫婦用）または家族特約（配偶者補償対象外用）が同時に付帯された場合には前条(3)の規定は適用しません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑥7傷害総合保険保険料分割払特約（一般・猶予期間延長用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、口座振替の方法で払い込む場合は、指定口座が設定された提携金融機関ごとに当会社が定める期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数で分割した1回分の保険料をいい、保険証券に記載されます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、下表に定める期日までに払い込むことを承認します。

区分	期日	
第1回分割保険料	保険契約の締結と同時	
第2回分割保険料	分割回数に応じて以下のとおりとします。	
	分割回数	払込期日
	2回	保険期間の初日の属する月から7か月目の払込期日
6回または12回	保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日。ただし、口座振替の方法により払い込む場合は、保険期間の初日の属する月の翌々月の払込期日とします。	
第3回以降の分割保険料	第2回分割保険料の払込期日以降到来する毎月の払込期日	

(2) 保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たしている場合は、第2回目以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

- ① 保険契約締結の際、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(3) 分割保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合は、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、(1)の規定にかかわらず、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(4) (1)において、分割保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、第2回分割保険料の払込期日の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

(1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

- (2) 分割保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合で、保険契約者に(1)の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して払込期日到来前の分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求することができるものとします。

第6条（保険金額全額支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第2章傷害条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い支払われる死亡保険金について、当社が1被保険者についてその保険金額の全額を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その死亡保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。

（注）年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合（注1）、かつ、次回払込期日（注2）までに、次回払込期日（注2）に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日（注2）または保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、次の算式によって算出した保険料を返還します。

既に払い込まれた
分割保険料の総額 - (既経過月数×分割保険料) = 返還する
保険料

（注1）次回払込期日までにその分割保険料が払い込まれた場合を含みます。

（注2）払込期日の翌月の払込期日をいいます。

第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑥までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑥までの保険料を返還または請求します。

- ① 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- ② 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- ③ 普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となった場合は、未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注4）との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、当社はその保険金が支払われるべき被保険者に係る保険料は返還しません。
- ④ 次のアからカまでのいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合は、未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注4）との差額を返還または請求します。
 - ア. 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）（2）
 - イ. 同条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）
 - ウ. 同条項第8条（保険契約者による保険契約の解除）

- エ. 同条項第9条（重大事由による解除）（1）
 オ. 同条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）
 カ. 同条項第10条（3）

⑤ 前条（1）の規定により、この保険契約が解除となった場合、既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

⑥ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（注1）普通保険約款第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（家族特約が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、第6条（保険金額全額支払の場合の保険料払込み）の規定中「1被保険者について」とあるのは「1家族全員について」、「その死亡保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その死亡保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第10条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、第6条（保険金額全額支払の場合の保険料払込み）の規定中「1被保険者について」とあるのは「1夫婦全員について」、「その死亡保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その死亡保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第11条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、第6条（保険金額全額支払の場合の保険料払込み）の規定中「1被保険者について」とあるのは「1家族全員について」、「その死亡保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その死亡保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

⑥8一般団体傷害総合保険保険料分割払特約（猶予期間延長用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、口座振替の方法で払い込む場合は、指定口座が設定された提携金融機関ごとに当社が定める期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数で分割した1回分の保険料をいい、保険証券に記載されます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険料の払込方法）

（1）当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、下表に定める期日までに払い込むことを承認します。

区 分	期 日	
第1回分割保険料	保険契約の締結と同時。ただし、当社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。	
第2回分割保険料	分割回数に応じて以下のとおりとします。	
	分割回数	払込期日
	2回	保険期間の初日の属する月から7か月目の払込期日
6回または12回	保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日。ただし、口座振替の方法により払い込む場合は、保険期間の初日の属する月の翌々月の払込期日とします。	
第3回以降の分割保険料	第2回分割保険料の払込期日以降到来する毎月の払込期日	

(2) 保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たしている場合は、第2回目以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

- ① 保険契約締結の際、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(3) 分割保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合は、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、(1)の規定にかかわらず、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(4) (1)において、分割保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、第2回分割保険料の払込期日の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (分割保険料不払の場合の免責)

(1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 分割保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合で、保険契約者に(1)の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して払込期日到来前の分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第6条 (保険金額全額支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第2章傷害条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い支払われる死亡保険金について、当社が1被保険者についてその保険金額の全額を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その死亡保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合（注1）、かつ、次回払込期日（注2）までに、次回払込期日（注2）に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
- ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日（注2）または保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた分割保険料の総額} - (\text{既経過月数} \times \text{分割保険料}) = \text{返還する保険料}$$

（注1）次回払込期日までにその分割保険料が払い込まれた場合を含みます。

（注2）払込期日の翌月の払込期日をいいます。

第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑥までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑥までの保険料を返還または請求します。

- ① 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- ② 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- ③ 普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となった場合は、未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注4）との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、当社はその保険金が支払われるべき被保険者に係る保険料は返還しません。
- ④ 次のアからカまでのいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合は、未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注4）との差額を返還または請求します。
- ア. 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）（2）
- イ. 同条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）
- ウ. 同条項第8条（保険契約者による保険契約の解除）
- エ. 同条項第9条（重大事由による解除）（1）
- オ. 同条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）
- カ. 同条項第10条（3）
- ⑤ 前条（1）の規定により、この保険契約が解除となった場合、既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。
- ⑥ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- （注1）普通保険約款第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）の変更の事実をいいます。
- （注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- （注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- （注4）年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（家族特約が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、第6条（保険金額全額支払の場合の保険料払込み）の規定中「1被保険者について」とあるのは「1家族全員について」、「その死亡保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その死亡保険金が支払われるべきその家族」と読み

替えて適用します。

第10条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、第6条（保険金額全額支払の場合の保険料払込み）の規定中「1被保険者について」とあるのは「1夫婦全員について」、「その死亡保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その死亡保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第11条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、第6条（保険金額全額支払の場合の保険料払込み）の規定中「1被保険者について」とあるのは「1家族全員について」、「その死亡保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その死亡保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

⑥9 傷害総合保険保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後10日以内に払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑦0 建設業者団体傷害総合保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第6条（保険料の精算）（1）の規定による通知に基づき、当社の定めた方法で算出された保険料をいいます。
建設業	建設業法（昭和24年法律第100号）第1章第2条第2項にいう元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
建設業者	建設業法第1章第2条第3項にいう同法第2章第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいいます。
暫定保険料	当社の定める方法により被保険者数および職種級別に基づいて算出した保険証券記載の暫定保険料をいいます。
下請負人	建設業法第1章第2条第5項にいう建設業者と締結された下請契約における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、建設業者の構成員（注）ならびにその建設業者の下請負人およびその下請負人の構成員のうち保険証券またはそれに付帯される明細書に記載の者とします。

（注）役員、従業員および臨時雇従業員等をいい、アルバイト、パートタイマー、嘱託等を含みます。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

死亡保険金額、後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は同一職名等の各被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）
- (3) の規定および付帯される他の特約に定める保険料領取前に生じた事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第5条（帳簿の備え付け）

- (1) 保険契約者は、常に構成員（注）の全員を職名等の別に示す被保険者名簿および保険料を算出するために必要と認める書類を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の名簿に記載のない者については、被保険者には含まれないものとします。
（注）役員、従業員および臨時雇従業員等をいい、アルバイト、パートタイマー、嘱託等を含みます。

第6条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく、確定保険料を算出するために当社の定める事項について通知（注）しなければなりません。
- (2) 当社は、確定保険料と既に領取した暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算します。
- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額

$$= \frac{\begin{array}{l} \text{保険証券記載の被保険者} \\ \text{1名あたりの保険金額、} \\ \text{入院保険金日額、通院保} \\ \text{険金日額、介護保険金年} \\ \text{額および被害事故補償保} \\ \text{険金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{実際に行われた通知に基づいて} \\ \text{当社が算出した確定保険料の} \\ \text{合計額} \\ \text{遅滞または脱漏がなかったもの} \\ \text{として当社が算出した確定保} \\ \text{険料の合計額} \end{array}}$$

- (4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による保険金を支払わない事由の原因があることを知った時から保険金を支払わない旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(3)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定を適用しません。

（注）確定保険料を算出するために必要な書類等の提出を含みます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑦ 保険料確定特約（建設業者団体傷害総合保険特約用）

第1条（建設業者団体傷害総合保険特約の読み替え）

当社は、この特約により、建設業者団体傷害総合保険特約第4条（暫定保険料）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険証券記載の保険料（注）を当会社に支払わなくてはなりません。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）
- (3) の規定および付帯される他の特約に定める保険料領取前に生じた事故の取扱の規定は、前項の保険料に適用するものとします。

（注）契約締結時に把握可能な直近の会計年度の実績に基づいて、当社の定める方法により算出した被保険者数および職種級別に基づいて算出したものをいいます。以下「保険料」といいます。」

第2条（建設業者団体傷害総合保険特約の適用除外）

当社は、この特約により、建設業者団体傷害総合保険特約第6条（保険

料の精算)の規定を適用しません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑦ 事業所団体傷害総合保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第6条(保険料の精算)(1)の規定による通知に基づき、当会社の定めた方法で算出された保険料をいいます。
暫定保険料	当会社の定める方法により被保険者数および職種級別に基づいて算出した保険証券記載の暫定保険料をいいます。
事業所	工場、事務所、商店など、個々の場所で物品の生産またはサービスの提供を行っている場合の、その個々の場所をいいます。

第2条 (被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、事業所の構成員(注)のうち保険証券またはそれに付帯される明細書に記載の者としします。

(注) 役員、従業員および臨時雇従業員等をいいます。臨時雇従業員にはアルバイト・パートタイマー・嘱託等を含みます。

第3条 (保険金額および入院保険金日額等)

死亡保険金額、後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は同一職名等の各被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条 (暫定保険料)

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

(2) 普通保険約款第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)

(3)の規定および付帯される他の特約に定める保険料領取前に生じた事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第5条 (帳簿の備え付け)

(1) 保険契約者は、常に構成員の全員を職名等の別に示す被保険者名簿および保険料を算出するために必要な書類を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

(2) 当社は、(1)の名簿に記載のない者については、被保険者には含まれないものとします。

第6条 (保険料の精算)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく、確定保険料を算出するために当社の定める事項について通知(注)しなければなりません。

(2) 当社は、確定保険料と既に領取した暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算します。

(3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者が被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額

$$= \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額}}{\text{実際に行われた通知に基づいて当社が算出した確定保険料の合計額}} \times \text{遅滞または脱漏がなかったものとして当社が算出した確定保険料の合計額}$$

(4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による保険金を支払わない事由の原因があることを知った時から保険金を支払わない旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または(1)の規定による通知に遅

滞または脱漏があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(5) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(3)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定を適用しません。

(注) 確定保険料を算出するために必要な書類等の提出を含みます。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑦③保険料確定特約 (事業所団体傷害総合保険特約用)

第1条 (事業所団体傷害総合保険特約の読み替え)

当社は、この特約により、事業所団体傷害総合保険特約第4条 (暫定保険料)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険証券記載の保険料 (注) を当会社に支払わなくてはなりません。

(2) 普通保険約款第4章基本条項第1条 (保険責任の始期および終期)

(3)の規定および付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱の規定は、(1)の保険料に適用するものとします。

(注) 契約締結時に把握可能な直近の会計年度等の実績に基づいて、当社の定める方法により算出した被保険者数および職種級別に基づいて算出したものをいいます。以下「保険料」といいます。」

第2条 (事業所団体傷害総合保険特約の適用除外)

当社は、この特約により、事業所団体傷害総合保険特約第6条 (保険料の精算)の規定を適用しません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑦④包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条 (通知) (1)の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条 (暫定保険料)

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

(2) 普通保険約款第4章基本条項第1条 (保険責任の始期および終期)

(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条 (帳簿の備え付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条 (通知)

(1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。

(2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者が被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金
年額および被害事故補償保険金額

$$= \frac{\text{保険証券記載の被保険者 1 名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額}}{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に行われた通知に基づいて当社が算出した次条の確定保険料の合計額}} \times \frac{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に行われた通知について、遅滞または脱漏がなかったものとして当社が算出した次条の確定保険料の合計額}}$$

(3) (2)の規定は、当社が、(1)の通知について保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定を適用しません。

第5条(確定保険料)

(1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 第2条(暫定保険料)の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑦⑤包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。

第2条(暫定保険料)

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。

(2) 普通保険約款第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)

(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領取前に生じた事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条(帳簿の備え付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条(通知)

(1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。

(2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者が被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介

護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなします。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額

$$= \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額}}{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に行われた通知に基づいて当会社が算出した次条の確定保険料の合計額}} \times \frac{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に行われた通知について、遅滞または脱漏がなかったものとして当会社が算出した次条の確定保険料の合計額}}$$

(3) (2)の規定は、当会社が、(1)の通知について保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないうちに1か月を経過した場合または(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定を適用しません。

第5条(確定保険料)

(1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

(2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者が(2)の追加暫定保険料の払込みを怠った場合(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (2)の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑦⑥包括契約の精算に関する特約(毎月報告・一括精算用)

当会社は、この特約により、包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用)第5条(確定保険料)(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、確定保険料と暫定保険料の間で、その差額を精算します。

① この保険契約が失効または解除となる場合

② この保険契約の保険期間満了に際して保険契約を継続しない場合」

⑦⑦初回保険料の口座振替に関する特約(翌月払い方式)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は年額保険料(注)をいい、保険料を分割して払い込む場合は第1回目の分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月における指定口座が設定された提携金融機関ごとに当会社が定める期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(注) この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険契約締結の際、当会社と保険契約者との間において、あらかじめ初回保険料を、口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 - ① 保険契約締結の際、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出等が、保険期間の初日の前日までになされていること。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとし、初回保険料払込期日に初回保険料が当会社に払い込まれた場合は、保険期間の始まった時に領収したものとみなします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第4条 (初回保険料領収前の事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合で、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、当会社の指定した場所に払い込むことを怠ったときは、当会社は、保険期間の初日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険期間の初日から初回保険料が払い込まれる間に生じた事故による傷害または損害に対しては、この特約が付帯された普通保険約款、傷害総合保険保険料分割払特約 (一般・猶予期間延長用) 第4条 (分割保険料領収前の事故)、一般団体傷害総合保険保険料分割払特約 (猶予期間延長用) 第4条 (分割保険料領収前の事故)、およびこの保険契約に付帯される他の特約に定める保険料領収前事故の免責に関する規定は適用しません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、保険契約者に初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して払込期日到来前の分割保険料をあわせて請求できるものとします。
- (4) (2)の規定により、保険期間の初日から初回保険料が払い込まれる間に生じた事故による傷害または損害に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険金を支払う時は、保険契約者は、当会社の支払いの前に初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日に支払う旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払います。
- (6) (5)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (7) 保険契約者が初回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回保険料払込期日の翌月の応当日を初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第5条 (保険契約の解除 - 初回保険料不払の場合)

- (1) 保険契約者が、初回保険料について、初回保険料払込期日に払込みがなく、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までも初回保険料の払込みがない場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除

の効力は、保険期間の初日から生じます。

第6条（継続に関する特約との関係）

保険契約の継続に関して定めた特約により継続される保険契約には、この特約の規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑦⑧傷害総合保険保険契約の継続に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
分割払特約	保険料を分割して領収することを定めた特約をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、分割払特約を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

(1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

(2) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の分割保険料および払込方法）

(1) 継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の金額とします。

(2) 継続契約の第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月払い込むものとします。

第5条（保険料不払の場合の免責）

保険契約者が、前条の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（継続後契約に適用される制度、料率等）

(1) 当会社が、下表に掲げる規定を改定した場合には、第3条（保険契約の継続）(1)の規定による継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における下表の規定が適用されるものとします。

①	傷害総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約
②	保険契約引受に関する制度、保険料率等

(2) (1)の場合において、当会社は、この保険契約の満了する日より1か月前の日までに、保険契約者にあてた書面によりその旨を通知し、この保険契約の満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第3条（保険契約の継続）(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続しないものとします。

第7条（継続契約の告知義務）

(1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があった場合は、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の規定による告知に関する普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）の規定の適用については、第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）(1)の「告知事項」の定義中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券等に記載された事項」と、第4章基本条項第2条(1)、(2)および(3)②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条(3)③の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続する時」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」と、同条(3)④の規定中「保険契約締結時から」とあるのは「保険契約継続時から」とします。ただし、保険証券等記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかったときは、当会社は、普通保険約款第4章基本条項第12条（保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知

義務等の場合) (5) の規定に準じ、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を削減して支払います。

第8条 (家族特約が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、前条(2)の規定中「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約第1条(用語の定義)に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第9条 (家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合には、第7条(継続契約の告知義務)(2)の規定中「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約(夫婦用)第1条(用語の定義)に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第10条 (家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合には、第7条(継続契約の告知義務)(2)の規定中「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約(配偶者補償対象外用)第1条(用語の定義)に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第11条 (交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、第7条(継続契約の告知義務)(2)ただし書の規定は適用しません。

第12条 (継続契約における契約内容の登録)

第3条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、普通保険約款第4章基本条項第20条(契約内容の登録)の規定の適用については、同条(1)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」とします。

第13条 (分割払特約との関係)

この特約に規定しない事項については、分割払特約の規定を適用します。

㊦ 傷害総合保険保険契約の継続に関する特約 (年払契約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
払込期日	継続前契約の保険期間の満了する日をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第2条 (適用契約の範囲)

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条 (保険契約の継続)

(1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

(2) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第4条 (継続契約の保険料および払込方法)

(1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を払込期日までに払い込むものとします。

第5条 (継続契約の保険料不払の場合の免責)

保険契約者が、前条の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (継続契約の保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 保険契約者が、第4条(継続契約の保険料および払込方法)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向か

つてのみその効力を生じます。

第7条（継続後契約に適用される制度、料率等）

(1) 当社が、下表に掲げる規定を改定した場合には、第3条（保険契約の継続）(1)の規定による継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における下表の規定が適用されるものとします。

①	傷害総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約
②	保険契約引受に関する制度、保険料率等

(2) (1)の場合において、当社は、この保険契約の満了する日より1か月前の日までに、保険契約者にあてた書面によりその旨を通知し、この保険契約の満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第3条（保険契約の継続）(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続しないものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

(1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があった場合は、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。

(2) (1)の規定による告知に関する普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）の規定の適用については、第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）(1)の「告知事項」の定義中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券等に記載された事項」と、第4章基本条項第2条(1)、(2)および(3)②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条(3)③の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続する時」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」と、同条(3)④の規定中「保険契約締結時から」とあるのは「保険契約継続時から」とします。ただし、保険証券等記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当社に告げなかったときは、当社は、普通保険約款第4章基本条項第12条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5)の規定に準じ、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を削減して支払います。

第9条（家族特約が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、前条(2)の規定中「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第10条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、第8条（継続契約の告知義務）(2)の規定中「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第11条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、第8条（継続契約の告知義務）(2)の規定中「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約（配偶者補償対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第12条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、第8条（継続契約の告知義務）(2)ただし書の規定は適用しません。

第13条（継続契約における契約内容の登録）

第3条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、普通保険約款第4章基本条項第20条（契約内容の登録）の規定の適用については、同条(1)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」とします。

⑧訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第4章基本条項第22条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所

に訴訟を提起することができます。

⑧1 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約に従い、普通保険約款の保険金を支払わない場合の事由の規定中、「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）」とあるのは「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。」と読み替えて適用します。

第2条（この特約の解除）

当社は、前条の読み替え規定中のテロ行為に関する危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

（注）保険契約を引き受けできる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

第2条（この特約の解除）の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（特約の読み替え）

当社は、この保険契約に付帯された他の特約に、第1条（普通保険約款の読み替え）と同じ規定がある場合には、その規定についても同条と同様に読み替えて適用します。

⑧2 共同保険に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項

は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は
お客様相談センター

0120-115-603

- 受付時間:平日午前9時～午後5時(年末年始は除きます。)
- 携帯電話からもご利用いただけます。
- 一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

事故の受付は
「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

- 受付時間:24時間・365日
- 携帯電話からもご利用いただけます。

楽天損害保険株式会社

ホームページ：<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>